

# 令和5年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和6年9月18日 開会 10時00分 散会 16時52分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員 (14名)

島山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
荒貴賀	野原恵子	石川康弘	岡本眞利子	田口廣之	谷口和弥
藤原孟	中橋友子				

② 委員長 酒井はやみ

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局)
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	小野晴正
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
札 内 支 所 長	川瀬吉治	教 育 部 長	白坂博司
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長	谷口英将	糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
住 民 課 長	佐々木一成	防 災 環 境 課 長	半田 健
防 災 環 境 課 参 事	山岸伸雄	税 務 課 長	古山悌士
福 祉 課 長	広田瑞恵	こ ど も 課 長	川瀬真由美
発 達 支 援 セ ン タ ー 所 長	牧田博恵	保 健 課 長	西嶋 慎
農 林 課 長	密岡遼一	農 林 課 参 事	廣瀬康友
農 業 振 興 担 当 参 事	平井幸彦	商 工 観 光 課 長	本間 淳
保 健 福 祉 課 長	北原正喜	経 済 建 設 課 長	吉仲有希
札 内 支 所 住 民 課 長	田村真由美	監 査 委 員 事 務 局 局 長	山本 充
農 業 委 員 会 事 務 局 局 長	木村純一		

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子

4 欠席委員 小島智恵 芳滝 仁

5 審査事件 令和5年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

6 審査結果 一般会計ほか質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 酒井はやみ

# 議 事 の 経 過

(令和6年9月18日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 委員長（酒井はやみ） ただ今より、令和5年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。  
事務局より諸般の報告をさせます。  
事務局長。
- 事務局長（合田利信） 小島委員、芳滝委員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。
- 委員長（酒井はやみ） 以上で、諸般の報告を終わります。

## [委員長挨拶]

- 委員長（酒井はやみ） 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。  
さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私がおの大任を果たすこととなりました。  
議会における決算審査は、議決した予算が、適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し、評価をするという極めて重要な意味を持っております。  
来年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆さまの特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## [審査]

- 委員長（酒井はやみ） はじめに、9月4日の本委員会で、中橋委員から令和5年度会計年度任用職員配置一覧、令和5年度保育所の待機児童数、令和5年度障害福祉サービス（施設入所を除く）の町内事業者数と利用者数、令和5年度特別養護老人ホームの介護度別待機者数に係る4件の資料請求がありました。執行部からその資料の提出があり、お配りしておりますので、報告いたします。  
ここで、審査の方法について、ご確認させていただきます。  
はじめに、決算に関わります幕別町一般会計、特別会計の資料および総括的説明を理事者に求めます。  
説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてみたいと思います。  
その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。  
特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。  
次に、質疑をされる委員の皆さまに申し上げます。  
質疑に当たっては一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。  
また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終えた後、「関連」と言って挙手をお願いいたします。  
なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。  
それでは、本委員会に付託されました、認定第1号、令和5年度幕別町一般会計決算から認定第9号、令和5年度幕別町水道事業会計決算までの9議件を一括議題といたします。  
最初に、令和5年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。  
説明を求めます。  
企画総務部長。
- 企画総務部長（山端広和） それでは、お手元に配布しております決算資料に基づきまして、令和5年度の概要についてご説明いたします。  
地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類など、決算資料として3分冊で配布いたしております。  
はじめに、令和5年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の1ページをご覧ください。

第1表、令和5年度の決算状況についてであります。

決算額は、表中、点線の囲みで示している部分になります。

はじめに歳入になりますが、一般会計の決算額は、令和5年度につきましては193億757万4,000円となりまして、前年比では右側の伸び率の欄に記載のとおり1.1パーセントの減となっております。

また、特別会計の決算額は86億3,996万5,000円で、前年比4.2パーセントの増となっております。

令和5年度の一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は279億4,753万9,000円で、前年比1億4,388万9,000円、0.5パーセントの増となっております。

次に、表の中段の歳出になります。

一般会計の令和5年度決算額は188億5,640万6,000円で、前年比で0.8パーセントの増となっております。

特別会計決算額は83億1,340万6,000円、前年比で4.6パーセントの増であります。

令和5年度の一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は271億6,981万2,000円、前年比5億988万8,000円、1.9パーセントの増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額になりますが、恐れ入りますが、10ページをお開きください。

第8表、令和5年度特別会計決算額であります。国民健康保健特別会計から農業集落排水特別会計まで七つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますと、C欄の支出済額の計にありますように83億1,340万6,000円となります。

以下、特別会計ごとに、それぞれの決算につきまして概要を掲載しております。各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段の歳出決算額につきまして説明をさせていただきます。

(1) 国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと4,797万3,000円、1.7パーセントの増となっております。

主な歳出は保険給付費や国民健康保険事業費納付金などであります。

(2) 後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,160万3,000円、2.5パーセントの増となっております。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

(3) 介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,842万6,000円、0.7パーセントの増であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費であります。

次の(4)簡易水道特別会計から、次のページの(7)農業集落排水特別会計までにつきましては、本年4月から地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行に伴い、令和6年3月31日付で打ち切り決算を行っているため、令和5年度は、従来までの出納整理期間中の歳入、歳出は含まれておりません。

10ページ(4)簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、次の11ページになりますが、前年度と比較いたしますと1億1,248万円、23.6パーセントの増であります。

主な歳出は、公債費や幕別簡水整備工事などあります。

(5) 公共下水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1億6,293万9,000円、13.8パーセントの増となっております。主な歳出は、公債費や下水道処理区統合連絡管渠整備工事、十勝圏複合事務組合負担金などあります。

(6) 個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,113万1,000円、5.4パーセントの増で、主な歳出は、公債費や排水処理施設整備工事などあります。

(7) 農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと349万7,000円、4.2パーセントの増で、主な歳出は公債費や農業集落排水施設整備実施設計委託料などあります。

以上が、特別会計の決算状況であります。

資料の2ページにお戻りいただきたいと思っております。

右上、第2表、令和5年度一般会計収支の状況になります。

右端が令和5年度になりますが、歳入総額193億757万4,000円に対し、歳出総額は188億5,640万6,000円であり、歳入歳出差引額は4億5,116万8,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち、翌年度への繰越明許費に係わる繰越財源が3,982万9,000円ありますので、その額を差し引いた残り4億1,133万9,000円が令和5年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により、歳計剰余金の処分といたしまして財政調整基金に1億6,000万円、減債基金に5,000万円、合計2億1,000万円を積立いたしましたので、残りの2億133万9,000円が翌年度への繰越金となるものであります。

資料3ページをお開きください。

歳入であります。第3表、一般会計歳入決算額には、1款の町税から23款の町債まで、予算現額から構成比までそれぞれの数値を記載しております。

C欄の収入済額の計の欄にありますように193億757万4,000円が、令和5年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款町税で635万9,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で1億726万3,000円となっております。

4ページをご覧ください。

下段の、第1図決算額の構成状況では、歳入の構成比を円グラフで表しております。

構成比の中で大きなウエイトを占めておりますのは、地方交付税で32.7パーセント、以下、町税が16.0パーセント、道支出金15.6パーセント、国庫支出金11.4パーセントなどといった構成になっております。

次に、3ページにお戻りいただき、表の下に記載の①町税以下の歳入の状況について、ご説明いたします。

①の町税では、前年比1.2パーセントの増となっております。主な要因につきましては、最低賃金の引き上げなど、雇用環境の改善に伴う給与所得が前年より増加したことが主な要因であります。

②地方交付税は、前年比5,429万4,000円、率にして0.9パーセントの減となっております。これは、町民税や固定資産税など、税収の伸びによる基準財政収入額の増加が主な要因であります。

5ページをお開きください。

③国庫支出金は、前年比6億3,727万1,000円、22.5パーセントの減であります。地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、公営住宅整備に係る社会資本整備総合交付金の減などが主な要因であります。

④道支出金につきましては、前年比15億9,558万2,000円、113.0パーセントの増。幕別町農協が整備した馬鈴薯集出荷施設に係る産地生産基盤パワーアップ事業道補助金の皆増などが主な要因であります。

⑤町債につきましては、前年比3億892万1,000円、17.8パーセントの減。光ファイバー整備事業債や臨時財政対策債の減などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6ページになります。

第5表、令和5年度目的別歳出決算であります。

1款議会費から13款予備費までの、予算現額から不用額まで、それぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額が一番下の欄にありますように、188億5,640万6,000円であります。

この中で構成比が最も高いのは、3款民生費の21.5パーセント、40億6,051万円、次いで6款農林業費の14.8パーセント、27億8,639万4,000円、8款土木費の12.0パーセント、22億5,675万4,000円、10款教育費の11.3パーセントの順となっております。

7ページをお開きください。

下段になります第6表、性質別歳出決算であります。

この表につきましては、ただ今申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費は右端の比較増減になりますが、前年度との比較で4,206万1,000円、1.6パーセントの減であります。

主な要因といたしましては、北海道市町村職員退職手当組合の負担率引き下げに伴う退職手当組合負担金の減などによるものであります。

8ページをご覧ください。

イ、消費的経費のa人件費の説明に墨つき括弧に参考としてラスパイレス指数を記載しております。令和3年度は96.6、4年度は97.2、5年度は96.8であります。

7ページにお戻りください。

第6表、4の扶助費であります。前年比1億3,624万1,000円、6.0パーセントの増であります。

主な要因といたしましては、非課税世帯応援給付金や令和5年10月から高校生年代まで、子ども医療費扶助の適用を拡大したことによるものであります。

5の補助費等は、前年比3億4,614万8,000円、14.6パーセントの減となっております。主な要因

といたしましては、企業開発促進補助金や電子地域通貨導入支援事業補助金の減、飼料価格高騰対策助成事業助成金の皆減などによるものであります。

次に10の投資的経費であります。前年比6億3,159万2,000円、16.5パーセントの増。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業が8億7,203万4,000円の増であり、主に幕別町農協が整備した馬鈴薯集出荷施設に係る産地生産基盤パワーアップ事業道補助金の皆増などであり。

単独事業では2億1,622万円の減であり、主には、ふれあいセンター福寿改修工事の減、福祉バス購入事業の皆減などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊になりますので、お手数ではあります。一般会計の歳入歳出決算書の最終のページ、358ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

上段の表、3基金であります。それぞれ一番右側の額が令和5年度末の現在高となります。

この表の右下の合計欄をご覧いただきたいと思っております。現金が38億1,543万4,000円、土地が1億5,756万8,000円となっております。合算した基金総額は39億7,300万2,000円で、前年度と比較いたしまして1億5,389万7,000円の増となっております。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました令和5年度の決算剰余金からの積立金、財政調整基金へ1億6,000万円、減債基金への5,000万円につきましては、この残高には含まれておりません。

また、今、申し上げました基金のうち、令和6年度当初予算におきまして、財政調整基金から3億5,000万円、地方債の償還財源としての減債基金から5,000万円、まちづくり基金のうち、合併特例債で造成した基金から1億5,000万円、ふるさと寄附で造成した基金から1億5,134万円、目的基金であります森林環境譲与税基金から7,551万6,000円、令和2年度に借り入れた新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給を行うため、新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金から3,585万円を取り崩し、一般会計に繰入れをいたしております。

下の表4、その他には、備荒資金組合への納付金の表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

再度、資料の方にお戻りいただきたいと思っております。

資料12ページをお開きください。

中段の第9表、一般会計財政状況として各種指数等を掲載しておりますが、区分欄で表の下から3行目の財政力指数、一番下の実質公債費比率についてご説明いたします。

まず、財政力指数であります。財政力を判断する指標で、過去3年間の平均値をいいますが、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります。

本町につきましては、令和3年度が0.350、4年度は0.348、5年度が0.346となりました。地方消費税交付金や税収等の増加に伴う基準財政収入額の増加により、単年度では対前年比0.01ポイント上回りましたが、3年前の令和2年度と比較すると0.004ポイント下回るため、3年平均では対前年比0.002ポイントの減となったものであります。

次に、実質公債費比率についてであります。平成18年度から、地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない、特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

令和5年度の幕別町の実質公債費比率は9.8パーセントとなり、前年度より0.2ポイント上がったところですが、主な要因は、比率の算定上分子となる、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が増加したことによるものであります。

今後も、事業実施における借入額の抑制や、借入に当たっては交付税措置率の高い起債の借入れを行うなど、引き続き、適正な管理に努めてまいります。

16ページをお開きください。

下段の第12表、地方債の状況であります。一般会計の地方債の残高を、一覧表として掲載しております。

表の一番下の計の欄で、右から3列目、差引現在高欄が地方債の令和5年度末残高になりますが、5年度末では176億9,021万9,000円であり、4年度末と比較しますと2億9,539万3,000円減少したと

ころであります。

17 ページをお開きください。

上段に、特別会計の地方債の残高を掲載しております。簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで、4 会計の合計の令和 5 年度末残高は、右から 3 列目の差引現在高の計の欄 81 億 76 万 5,000 円であり、4 年度末と比較しますと 8,586 万 5,000 円の減となったところであります。

次に、その下の (2) につきましては、これら地方債の借入先別、利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計を申し上げますと、表の右側、「利率別内訳の欄」の中に、利率別の現在高を記載しております。一番右の欄の 4 パーセント超の欄につきましては、合計が 2,045 万 4,000 円で、構成比にいたしますと全体の 0.1 パーセントということになります。したがって、残りの 99.9 パーセントが金利 4 パーセント以下の借入利率ということになります。

なお、令和 5 年度起債借入利率は、銀行縁故債で 0.69 パーセントとなっております。

18 ページをご覧ください。

下段の第 13 表、債務負担行為の状況になりますが、これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

令和 6 年度以降支出予定額の欄であります。金額の欄の一番下、計の欄にありますとおり 3 億 7,989 万 6,000 円となっております。

内容といたしましては、区分欄の 1、物件の購入のうち、(2) のその他の物件 2,730 万円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3 のその他にあります 3 億 5,259 万 6,000 円は、国営土地改良事業に係る償還金や、防犯灯等リース料などが主なものとなっております。このほか、農業関係の利子補給金などが含まれております。これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では、その取扱いについて十分留意していかなければならないものと考えております。

19 ページをご覧ください。

3、健全化判断比率及び資金不足比率の状況であります。さきの本会議において報告したところでありますが、上の表では、一般会計における実質赤字比率など令和 3 年度から 3 年分を掲載しております。また次の表では、資金不足比率についても、会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。なお、表の下段に各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

20 ページをご覧ください。

第 14 表としまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

21 ページをご覧ください。

第 15 表としまして、団体等に対する各種補助金、交付金の一覧としまして、23 ページまで掲載しております。

24 ページをご覧ください。

第 16 表としまして、最近 5 か年間における款ごとの比較を一般会計と七つの特別会計について、それぞれ 32 ページまで掲載をしております。

資料の 33 ページをご覧ください。

第 17 表になります。こちらの表は平成 26 年度からの地方消費税の引上げに伴い、地方消費税交付金を含む引上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充て、その用途についても明確にすることとされたことから、平成 26 年度決算資料から追加した資料であります。

歳入になりますが、令和 5 年度の本町における地方消費税交付金の社会保障財源化分、いわゆる引上げ分については 3 億 7,645 万 8,000 円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

34 ページをご覧ください。

第 18 表、ふるさと寄附金額と件数及び充当事業一覧であります。

本町では、平成 27 年 12 月から返礼品ありのふるさと寄附を実施しておりますが、上の表はふるさと寄附に係る収入であり、ふるさと寄附条例第 2 条に規定する九つの事業ごとに、寄附件数、金額を令和 3 年度から 3 年分、掲載しております。

合計欄になりますが、令和 5 年度は、寄附件数が 9,380 件、寄附金額 1 億 9,919 万 1,000 円を受けたところであります。前年度と比較しますと、件数で 3,674 件、金額で 6,458 万 9,003 円、それぞれ減少

したところであります。

なお、表の一番右の太線囲み (D) の欄につきましては、平成 27 年 11 月以前にも返礼品がない一般のふるさと寄附を実施していますことから、これまでのふるさと寄附全体の寄附金額および運用益の合計額を記載しており、その金額は 22 億 8,758 万 5,310 円となります。

次に、下の表は、ふるさと寄附に係る支出の一覧であり、寄附金の寄附区分ごとに、充当した事業および金額について記載しております。

寄附金の充当事業につきましては、原則、当該年度に寄附されました寄附金は、翌年度以降の事業に充当されていきます。

表の右側になりますが、令和 5 年度は、(E) の充当金額欄の下から 3 行目の欄に記載の 1 億 6,107 万 2,000 円が各種事業に充当された金額の合計となり、これについては、令和 4 年度以前に寄附された寄附金を基金から繰り入れて充当しているものであります。

なお、収入の表と同様に、平成 27 年 11 月以前に充当されました寄附金を含めて表の一番右の (G) の欄に充当事業の合計額を記載しており、支出額の総計は 21 億 1,528 万 686 円となります。

以上、ご説明申し上げました、ふるさと寄附に係る収入額と支出額のそれぞれの合計額を差引いた令和 5 年度末の寄附金残高は、下段の右下の太線囲みで示しておりますが、1 億 7,230 万 4,624 円であります。

35 ページをご覧ください。

第 19 表、企業版ふるさと寄附金額と充当事業一覧であります。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対し企業側が寄附を行い、企業側は法人関係税から税額控除が受けられるものであり、幕別町は、令和 4 年度から実施しております。

上の表は、企業版ふるさと寄附に係る収入であります。令和 5 年度は合計欄に記載のとおり、寄附件数 10 件、寄附金額は 560 万円であり、前年度と比較し、件数で 4 件、金額で 310 万円それぞれ増加したところであります。令和 4 年度からの合計収入額は、右下の収入額合計欄に記載のとおり、810 万円であります。

下の表は、企業版ふるさと寄附に係る支出であります。寄附をいただいた企業の意向に沿う事業に充当しており、令和 5 年度は 4 事業に 560 万円を充当したものであります。令和 4 年度からの合計支出額は、右下の支出額、合計欄に記載のとおり 810 万円であります。

36 ページをご覧ください。

第 20 表、森林環境譲与税に係る充当事業一覧であります。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税および森林環境譲与税が平成 31 年度税制改正において創設されたところであります。

森林環境譲与税の用途については、「インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない」とされていることから、その用途等について、公表するものであります。

上の表は、森林環境譲与税に係る収入になりますが、令和 5 年度の譲与税額は (A) 欄に記載のとおり 3,231 万 2,000 円、(B) 欄の運用益と合わせると 3,232 万 641 円となっております。一番右の (C) 欄には、譲与税が交付された令和元年度から令和 5 年度までの譲与税額および運用益の合計額を記載しており、その金額は 1 億 2,406 万 3,391 円であります。

次に、下の表は、森林環境譲与税に係る支出になりますが、一番左の欄の区分ごとに充当した事業および金額について記載しており、令和 5 年度は、充当金額の一番下の合計欄に記載のとおり 1,495 万 9,096 円が各種事業に充当された金額の合計となっております。

なお、表の右下の (D) 欄は、これまでの充当事業の合計額を記載しており、支出額の合計は、4,596 万 2,150 円となり、森林環境譲与税に係る収入額と支出額のそれぞれの合計額を差引いた令和 5 年度末の基金残高は、右下の囲みで示しておりますが、7,810 万 1,241 円であります。

なお、本定例会終了後にホームページで公表する予定としております。

37 ページをご覧ください。

第 21 表、公の施設に係る施設使用料収入額一覧であります。

公共施設の使用料については、指定管理者導入施設を除き、役場窓口または金融機関等において現金での支払いのみとしておりましたが、令和 4 年 10 月 1 日からの公共施設使用料の見直しに合わせ、共通利用券での支払いも可能としたことから、各施設における使用料収入と、そのうち共通利用券分、現金分を明示した一覧であります。

一番下の行、合計欄をご覧ください。

令和5年度の使用料収入は2,181万5,554円、そのうち共通利用券分の収入は651万7,650円、占める割合は29.9パーセント、現金分は1,529万7,904円、70.1パーセントであります。令和4年度は、半年間しか共通利用券が使用できませんでしたので、前年度との対比については行っておりません。

次に、38ページから42ページは、令和5年度指定管理者施設管理評価シートで、平成28年度決算から追加した資料であります。

現在、本町において指定管理者制度を導入している施設について、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および各指定管理の基本協定書に基づき、毎年度、施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地調査と報告書等により、これまでも評価を行っていたところであります。

指定管理者制度を導入している4施設について評価を行い、その評価概要について、評価シートとして39ページから42ページに掲載しているものであります。

39ページをご覧ください。

シートの内容等について、ご説明いたします。

上段に、指定管理している施設の名称を、次に、指定管理者の名称、その右側は、指定期間として、本施設が指定管理されている期間について記載しております。

次に、1、予算決算の推移であり、上段が予算、下段が決算状況を示しており、3か年の状況について記載しております。

決算欄の下になりますが、現管理者による管理の有無の欄につきましては、本施設が、現管理者において指定管理されている期間について記載しております。

次に、2、評価項目であります。

評価につきましては、事業運営に関すること、施設の維持管理に関すること、会計処理に関することの3項目についてそれぞれ評価を行い、その評価については、その下段、3、評価に記載の4段階の評価基準に基づき実施したところであります。

評価の結果につきましては、その下段に記載しております。

本表、忠類歯科診療所につきましては、歯科医師の途中退職により、代替歯科医師を配置するものの、休診や半日診療となる期間が続いたため、(1)事業の運営に関する評価は「B」一部課題あり、(2)施設の維持管理に関する評価は「S」水準以上、(3)会計処理に関する評価は「S」水準以上と評価したところであります。

次に、4として、指定管理者の総合評価を実施しておりますが、一番下段の表に基づき評価をしております。

その結果、本施設は総合評価を「妥当」としたところであります。

次に、5、前年度評価結果を受けた対応と今後の課題等として、評価結果について、今後の課題等について記載しております。

以上が、評価シートの内容であり、同様の評価方法をもって、40ページは、アルコ236および道の駅・忠類について評価しており、総合評価を「妥当」としております。

41ページをお開きください。幕別町百年記念ホールについての総合評価は「良好」としております。

次の42ページは、幕別町札内スポーツセンター・幕別町農業者トレーニングセンターで、総合評価は「妥当」としております。

以上が、令和5年度決算の概要であります。

次に、別冊になりますが、「令和5年度の主要な施策の成果」としてまとめております。1ページの議会活動費の項目以降、最終の252ページ上水道事業まで各項目にわたる主な施策につきまして、事業ごとの事業費や、事業概要、実施結果を記載し、シートの下段や裏面に、備考として、活動指標や成果指標の項目で記載し切れなかった数値等について掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、同じく別冊になっております「令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 充当事業決算状況調」の冊子についてであります。

表紙をめくりまして、目次には、交付金を充当した事業の一覧と事業費およびその財源等を示しております。

また、1ページからは、それぞれの事業ごとに事業概要、事業費、財源、決算の内訳、事業効果を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、各事業の内容につきましては、総務費の説明の際、主な事業のみでありますが、ご説明いたし

ますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

- 委員長（酒井はやみ） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けいたします。

（なしの声あり）

- 委員長（酒井はやみ） 質疑がないようですので、これより認定第1号、令和5年度幕別町一般会計歳出決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

- 企画総務部長（山端広和） 決算書の90ページをお開きください。

はじめに、各款共通して、備考欄には、事業ごとに支出した費用の総額について、各事業名の後ろに総額を記載し、その総額の内訳を節ごとに記載しております。

説明につきましては、主な事業についてご説明するとともに、主だった費用についてご説明いたします。

それでは、1款議会費につきまして、ご説明申し上げます。

1款1項議会費、予算現額9,504万8,000円に対しまして、支出済額9,339万96円であります。

議会事務局運営事業ほか2事業であります。議員報酬、議員共済費のほか、議会だより印刷費や会議録反訳委託料、会議室音響機器の更新など、各種議会運営に係る経費であります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

- 委員長（酒井はやみ） 1款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって、終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

- 企画総務部長（山端広和） 2款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

94ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額18億1,631万7,000円に対しまして、支出済額14億9,053万287円あります。

なお、翌年度繰越額の欄の繰越明許費5,283万2,000円は、非課税世帯応援給付金給付事業と生活応援給付金給付事業で、未支給分の給付金と給付に係る振込手数料等の事務費であります。

1目一般管理費、総務一般管理事務事業2,379万6,953円は、一般行政事務を行う上での費用で、11節役務費の郵便料や電話料、12節委託料の広報配送委託料や顧問弁護士委託料などが主なものであります。

97ページをお開きください。

二つ目の事業、会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育以外）2,725万7,406円は、令和2年度から始まりました会計年度任用職員制度による報酬や給料等を支出したものであります。

1節報酬につきましては、会計年度任用職員のうち、パートタイムの職員14人分の報酬であります。

2節給料は、会計年度任用職員のうち、フルタイムで働いている2人分の給料、3節職員手当等は、会計年度任用職員に支給しました期末手当が主なものであります。

4節共済費は、会計年度任用職員の市町村共済組合負担金や社会保険料が主なものであります。

99ページをお開きください。

二つ目の庁舎維持管理事業5,219万7,927円は、庁舎の維持管理に要する費用であり、10節需用費は、光熱水費が主なものであります。

12節委託料のうち、細節1管理委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土・日などの日直業務を、細節2清掃委託料は、役場庁舎内の清掃業務であり、それぞれ民間事業者に委託したものが主なものであります。

2目広報広聴費、広報事務事業1,074万1,116円は、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

101 ページをお開きください。

広聴事務事業 3 万 5,750 円は、ホームページにおける個人情報およびページ改ざん防止のための認証手数料であります。

3 目財政管理費、財政事務事業 222 万 8,522 円は、予算書の印刷製本費と、地方公会計における統一的な基準による財務書類の作成に係る委託料が主なものであります。

4 目会計管理費、会計事務事業 123 万 3,364 円は、決算書の印刷製本費のほか、振込データの伝送に関わる手数料およびデータ伝送用ノートパソコンの購入費が主なものあります。

102 ページをお開きください。

5 目一般財産管理費、一般財産管理事業 981 万 7,497 円は、公益社団法人日本パークゴルフ協会などが入居している共同事務所や職員住宅等の管理費用であり、10 節需用費は、電気料などの光熱水費が主なものであります。

12 節委託料は、各種保守点検や町有地の草刈りなどに要する経費、14 節工事請負費の細節 1 支障木伐採工事は、緑町の町有地において、腐食していた樹木が強風により倒木し車を損傷する事故があったことから、当該樹木を含む支障木の伐採に要した費用であります。

6 目札内コミュニティプラザ管理費、札内コミュニティプラザ維持管理事業 2,484 万 3,239 円は、10 節需用費の電気料や 105 ページになりますが、12 節委託料の細節 1 管理委託料が主なものであります。

7 目近隣センター管理費、近隣センター等維持管理事業 8,940 万 5,289 円は、46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営に係る経費であります。

12 節委託料は、細節 1 から、107 ページになりますが、細節 3 までのコミセンに係る管理、清掃および警備の委託料が主なものであります。

14 節工事請負費は、中当近隣センターのトイレ改修や建物内外の段差解消、屋外スロープ設置などの改修工事に要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 3 近隣センター運営交付金は、46 か所の近隣センターに係る運営交付金であります。

8 目庁用車両管理費、庁用車両管理事業 668 万 8,041 円は、集中管理による公用車両 28 台および町長公用車に係る車両維持管理費用であります。

10 節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであります。

9 目企画費、企画事務事業 141 万 2,553 円は、109 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金が主なものであり、十勝圏活性化推進期成会負担金や十勝圏複合事務組合負担金など、広域行政に関連する経費であります。

二つ目の創生総合戦略審議会運営事業 20 万 2,160 円および次の行政改革推進委員会運営事業 7 万 4,900 円は、いずれも会議の開催に係る経費が主なものであります。

次のページになります。

10 目協働のまちづくり支援費、町内会等活動支援事業 2,228 万 5,748 円は、町内会の活動支援に係る費用で、18 節負担金補助及び交付金の細節 5 町内会活動支援交付金は、町内会の自主的かつ主体的な地域活動の支援に要する交付金であります。

協働のまちづくり支援事業 868 万 8,606 円は、協働のまちづくり支援事業での各種活動に対し、町内会活動支援事業ほか 5 事業、合計 223 件について交付金を交付したものであります。

下から二つ目のマイホーム応援事業 4,320 万円は、移住促進と町内居住者の定住に資するため、町内に住宅を新築または購入する場合に補助金を交付するもので、令和 5 年度の交付実績は、71 件であり、これまで 9 年間における交付決定件数の実績は 841 件であります。

結婚新生活支援事業 153 万 4,000 円は、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進するため、新婚世帯の新生活に係る住宅費用等を補助するもので、交付実績は 5 件であります。

次のページになります。

11 目支所出張所費、支所出張所維持管理事業 161 万 680 円、本目は札内支所および糠内、駒島各出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

12 目総合支所費、地域住民会議運営事業 49 万 1,146 円は、地域住民会議の運営に係る経費で、1 節報酬は、委員 15 人分の報酬であります。

忠類地域魅力発信事業 104 万 6,331 円は、忠類地域魅力発信事業実行委員会に対する補助金で、忠類インターチェンジ開通を機に、忠類地区の魅力を発信する事業として、道の駅花壇整備、スキー場と飲食店の連携によるキャンペーン事業などに係る補助金であります。

次のページになります。

13 目防災諸費、地域防災対策事業 976 万 5,304 円は、防災対策事務全般に係る費用で、1 節報酬は、防災会議委員 17 人に係る報酬、2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費は、いずれも防災マネジャーの雇用に係る経費であります。

117 ページになります。

中段になりますが、災害用備蓄品整備事業 234 万 5,259 円は、災害用備蓄品の整備に要する費用で、10 節需用費は、非常食等の備蓄品の更新に要した費用が主なものです。

次に、防災情報機器管理事業 1,740 万 334 円は、防災情報機器の維持管理に要した費用で、12 節委託料は、全国瞬時警報システムおよび防災情報システムの保守点検委託料、119 ページになりますが、14 節工事請負費は、落雷により破損しました、忠類晩成屋外拡声子局の復旧工事に要した費用であります。

14 目交通防犯費、交通安全対策事業 2,493 万 793 円は、交通安全対策に係る費用で、12 節委託料は、交通安全指導員 32 人に委託した交通安全指導に係る費用が主なものであります。

121 ページをお開きください。

防犯対策事業 7,311 万 5,020 円は、防犯対策全般に係る費用で、10 節需用費、細節 21 は防犯灯の電気料のほか、13 節使用料及び賃借料は防犯灯のリースに要した費用が主なものです。

地域公共交通活性化事業 233 万 2,485 円は、地域公共交通活性化協議会の運営に係る補助金で、地域公共交通計画の策定、コミュニティバスのダイヤ改正に係る停留所の更新および時刻表の作成に係る費用であります。

コミュニティバス運行事業 1,719 万 3,129 円は、コミュニティバス 3 台の運行補助金、次の予約型乗合タクシー運行事業 552 万 9,387 円は、駒島線、古舞線の予約型の乗合タクシー運行に係る補助金であります。

地方バス路線維持対策事業 3,507 万 8,000 円は、帯広陸別線ほか 3 路線に係る地方バス路線の運行維持に係る補助金であります。

15 目職員厚生費、職員健康管理事業 818 万 5,902 円は、職員の福利厚生に係るもので、11 節役務費は 123 ページになりますが、細節 15 の人間ドック手数料や細節 16 の職員健康診断手数料が主なものであります。

職員研修事業 324 万 3,536 円は、職員の研修に関わるもので、8 節旅費は、職員研修計画に基づく各種研修旅費で、自治大学校や市町村職員研修センター等が開催する研修への参加に係るものであります。

なお、令和 5 年度は職場内研修を含め、延べ 746 人が研修に参加したところであります。

12 節委託料、細節 5 職員研修委託料は、専門的研修を開催するため、外部に研修を委託し開催した研修費用で、5 年度は、接遇研修と折衝能力研修、ハラスメント防止研修を実施いたしました。

16 目公平委員会費、公平委員会運営事業 6 万 1,180 円は、公平委員会の開催に係る経費であり、公平委員 3 人の報酬および費用弁償であります。

17 目諸費、諸費事務事業 351 万 1,480 円は、他の科目に属さない経費の支出科目であり、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 十勝町村会負担金が主なものであります。

表彰事務事業 69 万 4,012 円は、表彰者選考委員会の開催や表彰記念品に要する費用であります。

1 節報酬は、表彰者選考委員会委員 10 人の報酬、7 節報償費のうち、細節 2 功労者表彰記念品は、自治功労 4 人、社会功労 1 人の計 5 人の表彰者への記念品であります。

125 ページになります。

上から二つ目、ふるさと寄附返礼品贈呈事業 1 億 442 万 1,414 円は、ふるさと寄附に対する返礼品の贈呈に係る経費であります。

7 節報償費は、返礼品および返礼品の送料に係る経費、11 節役務費、細節 15 は、ふるさと寄附クレジット利用に関する決済手数料、12 節委託料は、返礼品贈呈事業の発注や配送等の業務を民間事業者へ委託した経費であります。

13 節使用料及び賃借料は、ふるさと寄附募集サイトのサイト利用に係る経費であります。

なお、ふるさと寄附の令和 5 年度実績は 9,380 件、1 億 9,919 万 1,000 円であります。

指定管理者選定事務事業 10 万 5,390 円は、札内スポーツセンター・農業者トレーニングセンターに係る指定管理者の更新と、忠類診療所において新たに指定管理者制度を導入するに当たって、事業者を選定するための選定委員会委員 8 人分の報酬および費用弁償であります。

18 目基金管理費、基金管理事務事業 11 億 6,518 万 8,821 円は、各種基金から生じる利息や寄付金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

24 節積立金の細節 2 減債基金積立金は、令和 5 年度に限り、臨時財政対策債を償還するための経費が普通交付税で追加交付された分を積み立てたもの、細節 3 まちづくり基金積立金は、ふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたもの、細節 4 は、森林環境譲与税を森林環境譲与税基金に積み立てたものであります。

また、各種基金の年度末残高は先ほどご説明いたしましたとおり、本決算書の 358 ページに掲載しているとおりであります。次のページになります。

19 目電算管理費、電算機器管理事業 1 億 1,517 万 8,359 円は、電算処理業務に係る経費であります。

10 節需用費は、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

12 節の委託料のうち、細節 5 は電算機器等保守点検委託料、細節 6 は業務用ソフト保守点検委託料、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間事業者に委託したものであります。

17 節備品購入費は、備荒資金により導入した事務用パソコン端末および各種システム等の償還金であります。

18 節負担金補助及び交付金のうち、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナンバー制度の情報連携に当たって、国と地方公共団体の情報伝達の仲介の役割を担う中間サーバーの運用および次期システム構築に係る共同利用負担金を、地方公共団体情報システム機構に支出したものであります。

20 目地域おこし協力隊推進事業費、地域おこし協力隊活動推進事業 1,831 万 6,226 円は、地域おこし協力隊の活動に係る経費であります。

令和 5 年度の隊員数は、幕別地域 3 人、忠類地域 1 人の計 4 人です。

次のページになります。

21 目地方創生推進事業費、UIJ ターン新規就業支援事業 130 万円は、東京圏からの UIJ ターンによる新規就業を促進するため、移住支援金を給付するもので、本町に移住した 1 世帯に対し交付したものであります。

131 ページをお開きください。

新生活様式を踏まえた公共交通を生かした地域活性化事業 49 万 2,190 円は、十勝総合振興局と十勝管内全ての市町村で組織する、十勝地域公共交通活性化協議会が業者に委託した、公共交通利用実証事業等に係る費用のうち、本町の負担分です。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金および物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、感染症拡大防止対策や停滞する地域経済に対する支援策など、合計七つの事業を実施したものであります。

非課税世帯応援給付金給付事業 3 億 3,933 万 663 円は、エネルギーや食料品などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯への生活支援として、生活費の一部を支援したもので、非課税世帯応援給付金の当初分で 3 万円を 3,079 世帯に、追加分の 7 万円を 3,163 世帯に、子育て世帯への加算分 5 万円を 342 人分、該当世帯へ給付したものであります。

まく Pay ポイント還元事業 2,246 万 4,155 円は、幕別町商工会が実施する電子地域通貨（まく Pay）のポイント還元キャンペーンを実施することで、物価高騰による住民の生活支援と、地域内の消費喚起を図るため行ったもので、キャンペーン還元額は、夏季が 691 万 4,796 円、冬季が 1,445 万 1,359 円です。

まく Pay 行政ポイント付与システム改修事業 97 万円は、健康増進や介護予防事業等への参加促進と、町内における消費活動の促進を図ることを目的に、町が行う行政ポイント付与事業について、幕別町商工会が実施する電子地域通貨（まく Pay）のポイントに交換できるよう、行政ポイント付与システム改修費を補助したものであります。

133 ページになります。

福祉・医療施設等物価高騰対策支援事業 756 万円は、新型コロナウイルス感染症に係る対象経費の増加や、入所率の低下に加え、物価高騰により経営に大きな影響を受けている福祉・医療施設等の入所施設に対して助成したものであります。

生活応援給付金給付事業 6,734 万 6,579 円は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対し生活費の一部として支援したものであります。

なお、給付実績は、住民税均等割のみ課税世帯 613 世帯と子育て世帯への加算 96 人分です。

酪農・畜産経営緊急安定対策事業 6,100 万 5,000 円は、令和 4 年からの飼料価格等の高騰により、生

産コストが上昇していることを踏まえ、酪農・畜産経営への影響の軽減を図り、農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう助成金を交付したものであります。

水道料金負担軽減対策支援事業 3,071 万 9,939 円は、物価高騰等により経済的負担が増大している事業者を含めた町との水道契約者等を対象に、水道料金のうち、基本料金を徴収しないこととし負担軽減を図ったものであります。

2 項徴税费、予算現額 4,719 万 3,000 円に対しまして、支出済額 4,221 万 4,960 円であります。

1 目税務総務費、税務総務事務事業 233 万 9,876 円は、税務一般事務を行う上での費用で、10 節需用費の細節 1 法令等追録代のほか、135 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構への負担金、細節 9 地方税共同機構運用関係費負担金が主なものであります。

2 目賦課徴収費、町民税等賦課徴収事務事業 3,984 万 5,244 円は、町民税等の賦課徴収事務を行う上での費用で、11 節役務費の細節 19 コンビニ等収納手数料は、令和 5 年度の利用実績 3 万 345 件に係る収納手数料であります。

137 ページをお開きください。

13 節使用料及び賃借料、細節 22 電子申告審査システム利用料は、税金の申告を電子データで受けたものに対する利用料の負担金で、令和 5 年度は、給与支払報告書など合計で 1 万 390 件の受付を行ったところであります。

22 節償還金利子及び割引料は、過誤納還付金などであります。

3 項戸籍住民登録費、予算現額 2,789 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1,673 万 5,861 円であります。

なお、翌年度繰越額の欄の繰越明許費 1,053 万 8,000 円は、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業で、個人氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする戸籍法の改正により、国の補助事業を活用し電算システムを改修するため繰り越したものであります。

1 目戸籍住民登録費、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業 1,673 万 5,861 円は、戸籍および住民登録事務に係る経費であります。

139 ページをお開きください。

12 節委託料、細節 6 は、戸籍電算システムの保守点検委託料であります。

13 節使用料及び賃借料、細節 20 の戸籍総合システムブックレスソフト使用料は、戸籍電算化に伴うもの、17 節備品購入費、細節 1 は、令和 2 年度に更新した戸籍電算システム機器の備荒資金組合への支払費用であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の行政ポイントは、転入手続の際に、窓口で 1,000 ポイントを付与した新規のまく Pay カード交付に要した費用であり、令和 5 年度は 493 人の転入者に交付したものであります。

4 項選挙費、予算現額 2,442 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2,422 万 5,061 円であります。

1 目選挙管理委員会費、選挙管理委員会運営事業 43 万 1,077 円は、選挙管理委員会委員 4 人の報酬ほか、選挙管理委員会の開催に係る費用であります。

2 目知事道議選挙費、知事道議選挙執行事務事業 1,287 万 6,021 円は、令和 5 年 4 月 9 日執行の北海道知事選挙および北海道議会議員選挙に係る費用であります。

1 節報酬は、選挙管理委員会委員をはじめ、投票立会人や事務補助員に対する報酬、141 ページになりますが、14 節工事請負費は、町内 95 か所のポスター掲示場の設置等工事費であります。

3 目町長町議選挙費、町長町議選挙執行事務事業 1,091 万 7,963 円は、令和 5 年 4 月 23 日執行の幕別町長・幕別町議会議員選挙に係る費用であります。

10 節需用費、細節 30 印刷製本費は、投票所入場券、投票用紙等の印刷に係る費用、14 節工事請負費は、町内 84 か所のポスター掲示場の設置等工事費、143 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 5 選挙運動用公費負担金は、令和 5 年の町長町議選挙から適用となりました選挙公営に係るもので、選挙運動用自動車、選挙運動用ピラ、選挙運動用ポスターの費用であります。

5 項統計調査費、予算現額 143 万 7,000 円に対しまして、支出済額 114 万 2,751 円であります。

1 目統計調査費、統計調査事務事業は、農林業センサスの準備調査と住宅・土地統計調査の実施に伴う調査員等報酬のほか、統計調査業務に要した経費であります。

6 項監査委員費、予算現額 257 万 9,000 円に対しまして、支出済額 247 万 4,753 円であります。

1 目監査委員費、監査委員事務事業は、監査委員 2 人の報酬および監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わったところですが、この際、11時15分まで休憩いたします。

11:05 休憩

11:15 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2款総務費について質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点お聞きいたします。

105 ページ、7目近隣センター管理費、近隣センター等維持管理事業と、103 ページ、6目札内コミュニティプラザ管理費、札内コミュニティプラザ維持管理事業についてであります。子どもの居場所づくりについてのご質問です。

3月の予算の際に、近隣センターの利用をということでお答えをいただいたところであります。現在、近隣センターについては予約が必要なことから、子どもが気軽に立ち寄れる状況にはないのかなという認識がありました。現在、札内のコミュニティプラザが、子どもたちが集まって遊びをしたり、勉強したりという、大変いい空間が出来上がっています。こうした空間をコミュニティプラザのみならず、近隣センターにも広げていくことが必要ではないかと感じ、札内コミュニティプラザとコミュニティセンターの子どもの利用実態についてお聞きいたします。

2点目です。139 ページ、1目選挙管理委員会費です。

昨年、知事・道議選挙が行われました。投票率が59パーセントと、前回よりも6パーセント落ち込んでいます。選挙が行われるたびに投票率が下がっているという現状がありまして、投票率向上に向けて、町の対策をお聞きしたいと思います。

特に若年層の投票率の低さが気になります。若年層への選挙啓発や主権者教育の取組について、状況をお聞かせください。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 近隣センターでの子どもの居場所ということで、いわゆる利用実績に関してでございます。

近隣センターは、令和5年度の子どもの利用実績というわけではありませんが、子ども会活動での利用ということでいきますと、年間54回、942人の利用があったところでございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 札内支所住民課長。

○札内支所住民課長（田村真由美） 札内コミュニティプラザのお子さんの利用なのですが、現在、会議室3をキッズルームとして使用していただいておりますけれども、お子さんだけの人数ではありませんけれども、親子合わせて令和5年度は1,224名の利用がありました。コミュニティホールのほうも、お子さんが放課後、多数利用していただいております。ちょっとその辺については、人数は把握しておりませんが、たくさん利用があります。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司） 投票率向上ということでありまして、これまでも町の広報紙、ホームページ、さらにはコミバスの運行等、さまざまな投票率向上に向けての取組を行ってきているところではございます。質問の中では、若年層に向けてということであると思うのですが、これまでSNS、ツイッターや防災行政無線による啓発が有効ということで、若年層が選挙運営に関わるということについても政治への理解が進むことと考えております。また、町長が行っている出前講座による小・中学校での講話や、インターンシップによる高校での講話などを通じて、まちづくりに興味や関心を持っていただく取組が必要と考えているところでございます。

○委員長（酒井はやみ） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 子どもたちの居場所ということで、大変重要な施設をつくっていただいたのがコミュニティプラザ、一つの完成型かなと思っています。すごく好評でありまして、自分たちの地域や場所

にもあいった施設があったら、すごくありがたいという声は本当に聞いています。公園等の管理や施設の状況は、この間、更新されて、たくさんよいものがつくられてきたのですが、屋内のそういった施設についてがすごく限られてきて、なかなか子どもたちだけで利用できない状況があります。子どもたちが安心していろいろなことが自分たちで行うことができる、屋内の施設について考えていただくことが大変重要であると思って、今回、現状についてお聞きしました。ぜひ、そういった視点を持って取り組んでいただきたいと思います。

選挙管理の主権者教育についてであります。

SNS の活用をとということでお話しいただきました。従来のやり方では、本当に選挙に行く人たち、本当に主権者教育、いわゆる選挙の大切さというのが、本当になかなか難しいものがあるのだなということとは理解していますが、やはりそういったところを、しっかりと選挙の大切さを知っていただくということは本当に重要なことですので、選挙の主権者教育もそうですが、投票所についても、若い人たちが、そして多くの人たちが投票できる環境を整備していくことが大変重要だと思っています。身近にある投票所に歩いていくことが、投票環境に、特に高齢者の皆さんに役に立っていることもありますので、投票所の環境も、引き続き投票率向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 答弁は求めますか。

（「答弁、求めます」の声あり）

○委員長（酒井はやみ） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司） 投票率の向上についてなのですが、これまでもさまざまな答弁の場でもお話しているように、学校現場の中でもそういった教育もなされてきている。さらに、今、高校のほうにも選挙、模擬投票みたいなもので、こちらのほうも出向いて、高校生が身近に選挙を感じてもらおうという取組も行っているところでございます。さらに、身近にという部分は、先日の全員協議会の中でも再編についてのお話もさせていただいているところではございますけれども、投票所の環境ということで、土足や段差解消、こちらのほうも一緒に図っていきたいと考えておりますので、そのような形で今後も投票率向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） ほかにありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 115 ページ、13 目防災諸費、地域防災対策事業に関して質問をいたします。

資料の 18 ページですけれども、ここには自主防災組織の組織率、113 行政区中 51、45.1 パーセントとなっております。前年度と比べまして、一つの組織がつくられております。今、全国で災害が多発しておりまして、そういう中では町民の防災に対する意識も大変高くなっております。それで、今この自主防災組織を組織していく上で、行政区や町内会へどのような働きかけをしてきているのか。

もう 1 点、こういう中で高齢化率も進んでおりまして、一人暮らしの方ですとか、ご夫婦でも高齢の方がいらっしゃる。疾病を抱えている方もおります。そういう中で、要保護支援者の個別避難計画、どの状況までどのように進んでいるのか。

もう 1 点、その要保護支援者の情報は、行政区や町内会のどの役職、役割を果たしている方、町内会長ですとか、いらっしゃるんですね。そういう方にどこまで情報が伝わって、どのような手だてを取っていく、こういう計画が組織されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） まず、1 点目の自主防災組織の関係でございますけれども、働きかけといたしましては、防災マネージャーが直接町内会のほうに出向いて、防災の出前講座を開催させていただいております。その中で、自主防災組織の必要性等を踏まえて、最近の 1 月に発生しました能登の地震の状況ですとか、それらのことも踏まえて大切なものだというを地域の中にお伝えをさせていただいて、組織の取組を進めていくという手法を取って広げているところであります。

しかしながら、各町内会におきましては、町内会の運営もそうですけれども、役員のなり手不足ということもございまして、なかなか思うように、組織としては必要なものだという事は皆さん認識はされているのですけれども、なかなか手が足りないということで、思うように地域の中で組織化が進んでいないところが現状でございます。

2 点目の一人暮らしの方、個別避難計画の状況でございますけれども、本年度第 1 回の定例会で、一般質問の中でもありましたように、個別避難計画の作成をしなければいけない方々ということで答弁をさせていただいているところでございますけれども、町のほうで、再度その中で、地域の中で浸水想定

区域にある方などを踏まえて、再度、個別計画を作成しなければならない方々を抽出、最終的な絞り込みをさせていただきました。その結果、現在 90 名の方が個別避難計画の作成の必要があるということで絞り込みをしまして、その中で、絞り込みの内容といたしましては、要介護度が要介護 5 の方、要介護 4 の方、要介護 3 の方、それに加えて障がいをお持ちの方ということで、それぞれ区分分けをした中で、その方の居住されている住居が浸水想定 50 センチを超える浸水想定区域にある方を対象として、早急に個別避難計画の作成の必要があるということで、町としての優先者ということで選定をさせていただきました。その中で、新年度になりましてから個別避難計画の作成を進めておりまして、今現在、そのうち、90 名の方が対象になるということのお話をさせていただきましたが、そのうち施設に入所されている方ですとか、入院をされている方ということで作成が不要な方、必要のない方が 41 名いらっしゃいました。残りとしたしましては、実際に計画として作成しなければいけない方は 49 名ということで、今現在、動いております。そのうち、9 月 1 日、本日現在ですけれども、17 名の方の作成を既に終えております。残りの方につきましては、この後、引き続き保健師、防災担当職員、障がい福祉担当の職員等が、それぞれのお宅にお邪魔をさせていただいて、計画書を作成しているという状況でございます。

ご質問の 3 点目、それらの個人の計画について、地域の町内会長等にどのように情報提供されているかということでございますけれども、個別避難計画の作成に当たりまして、ご本人に個別避難計画の情報について、町内会長さんなどにお知らせをしていかどうかという同意をいただく形で、計画書を作成しております。同意をいただいた方につきましては、町内会長さん等にその計画の内容の情報も含めてお知らせするというので、地域の防災活動の中で支援が必要な方という方を地域の中で既に承知されている町内会等もあると思いますけれども、さらにこの方がどういう状況であるかということも踏まえて、この個別避難計画の作成の内容を町内会長さんに伝えているという状況でございます。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、お答えいただきましたように、なかなか地域の行政区、町内会の役員のなり手がいないですとか、高齢化しているとか、そういうさまざまな理由で自主防災組織が困難だということはお聞きしておりますけれども、そこを何とか解決していくことが必要ではないかと思えます。それで、小さな町内会とか行政区では、この自主防災組織に関して共同でつくっていくですとか、そういう手だても必要ではないかなと思えます。やはりこの自主防災組織というのは、町内活動ですとか、行政区の活動が活発にされているところはつくりやすいと思うのですが、そういうところがなかなか活発でない、なかなかできないという町内会が自主防災組織もなかなかつけれない、こういう状況、関連しているのかなと思うのです。それで、役員と相談もしながら、自主防災組織を急いでつくっていく必要があると思えます。

防災マネージャーの方が出前講座に出向いて行って講座を行っているというもお聞きしております。大変分かりやすいという声もお聞きしております。積極的に講座を開けるところはいいのですけれども、そうでないところは、その講座の担当者が出向いて行って講座を開くように働きかけていく、そういう手だても必要ではないかと思えます。

もう一つ、要保護支援者ですが、今、説明いただきました。90 名ということです。今は浸水地域から名簿をピックアップしているということだったのですが、これは洪水ですね。地震、火災、さまざまな災害があります。そういう場合どうするのか、そこもやはり検討していかなければならないのではないかと思います。それで、その中で考えますと、ちょっと少ないのではないかと、今の幕別の状況から見れば少ないのではないかとこのように思っています。福祉の方ですとか、そういう方ときちんと連携を取って要支援者のピックアップをしていくことが必要かなと思えますが、その点はいかがでしょうか。

それと、3 番目の、情報はどこまで伝えているのかということなのですが、町内会長にお知らせしているということが答弁でありました。私は、民生委員にも伝わっているのではないかと思います。それと、本人の同意を得て、情報を知らせて支援を行っていくということだったのですけれども、ある町内会で避難訓練をしたときに、情報はどこまで伝えるのかということでお聞きしたところ、町内会長、民生委員、班長という、そういう答えが返ってきたということで、班長まで情報を知らせるということは個人情報としてどうなのかと、こういう相談もありましたので、その点をどのように町としては押さえているのか、お聞きしたいと思えます。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） まず、1 点目、出前講座の関係でございますけれども、毎年のように取り組まれている町内会等については、委員おっしゃるとおり、数多く出前講座を開催させていただいてお

ります。そのほか、まだ開催されていない地域もございますけれども、それらの地域につきましては、機会を捉えまして、出前講座だけが防災の取組ではございませんので、さまざまな取組の中でそういう情報をお伝えをさせていただいて、出前講座がまだ開催されていないところの方々にも、こういう出前講座を開催することによって防災への知識を深めていただくということを広めていくということを進めていきたいと思っております。

それから、2点目の個別避難計画の関係でございますけれども、地震、火災の対応もというお話でございましたけれども、町のほうで、防災の関係で避難の指示を出す、避難してくださいという声かけをして避難所を開設するのは水害のときだけでございます。地震ですとか、それらの他の災害においても避難所を開設する場合がございますけれども、それは災害が収まった後に、生活されている住居が生活できない状況であるですとか、被害がひどくて、そこに立ち入ることができない、戻ることができないという状況になったときに、避難所を開設するという状況でございます。町のほう、行政側が避難をしてくださいという指示を出せるのは、水害だけでございまして、それらのものについて、今回、個別避難計画を作成するに当たりまして、ハザードマップ上、浸水想定区域として50センチ以上、言い換えれば床上浸水になるような地域の方々について、優先的に個別避難計画を作成させていただいたというところでございます。

実際に、先ほど申し上げましたように、優先される介護の認定の要介護5、要介護4、要介護3、そのほか障がいをお持ちの方でも区分される方は多くの方がいらっしゃいますが、ハザードマップ上は、先ほど申し上げましたとおり90名の方が、今現在、町として最優先して個別避難計画を作成させていただくという状況でございます。

ただ、その方だけをつくればいいというものではありませんので、それらに該当する方についても、この後、90人の方、最優先される方が終わった後に、引き続き個別避難計画の作成を進めさせていただきたいと考えております。

それから、3点目の情報の関係なのですけれども、委員おっしゃいますとおり、民生委員さんにも当然お渡しはしております。それと、町内会のほうでどこまでの範囲で情報が行っているか、班長さんまで行っているという委員のお話でございましたけれども、町としては、町内会長さんに個別避難計画ですとか、要支援者の情報ということで情報提供させていただいております。防災の関係上、必要などころでご利用してくださいということで、それら渡したものについては、当然、複写はしないでくださいということをお願い添えて、最小限度の中で使用していただきたいということで提供させていただいております。それらの実態があるということでございましたので、また改めて町内会長さん等に情報提供させていただくときには、利用の範囲についても改めてお知らせをさせていただきたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 一つ目の自主防災組織の件で、小さな行政区、町内会では、二つ、三つ一緒になって防災組織を立ち上げていく、このことについてはいかがでしょうか。

2点目、避難所開設は水害のときだけとお答えいただきました。今、能登半島のあのような大きな地震、そういうことが全国で起きております。これからも危険性は多々報道されております。そうなったときにも、やはり避難所開設は必要ではないか。そういうふうに考えますと、そういうときにもこの要支援者の個別避難計画、必要ではないかと考えますが、その2点いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） まず、小さな町内会が共同でというお話ですけれども、今、自主防災組織、組織率としては45.13パーセントですけれども、世帯カバー率でいくと73パーセント、つまりほぼほぼできていないのが農村部がほとんどです。農村地域については、自主防災組織という組織がなくとも、組織が出来上がっているものですから、隣近所の状態がよく分かっている。なので、地域にとっては改めてつくる必要がないという状況でございます。確かに、市街地でもできていないところがあるのですけれども、まず自分たちの町内会で作っていただいて、つくっていただいた町内会同士で連合の自主防災組織をつくるというほうが、最も防災力の向上につながるのかなと思っておりますので、まずはその小さな組織を立ち上げることから始めたらいかがかなと思っております。役員会ですとか、あるいは定期総会だとか、そういったところに声をかけていただいて、私どもの出前講座を開いて、そこに非常食の期限が切れるようなものを持ち込んで配って、関心を持っていただくということを進めております。

それと、地震の避難所ですけれども、これは当然、避難所は開くのですけれども、先ほど課長が答弁

したのは、水害が起こり得るときにはレベル3、レベル4という、私どものほうから避難の情報を発信します。レベル3というのは高齢者等避難、要するに高齢者ですとか、体の不自由な方は早めに避難してくださいよという発令を出します。そのタイミングで、個別避難計画を基に避難をしていただくと。レベル4はもう全員避難ですから、避難指示ですから、そういったことを課長が答弁したのですけれども、地震の場合は避難というより救助ですね。救助に行かなければいけないということで、どちらかというと消防ですとか自衛隊ですとか、そういった方に走ってもらうという形になります。

それと、情報ですね。情報は、避難行動要支援者名簿という名簿が作成を義務付けられておりまして、その中で平時から情報を提供していいですよと同意をした人だけ、町内会長さんですとか民生委員さんに情報を提供しています。つまり、個人情報をつだんから情報を開示していいですよと同意をもらっている方のみ、町内会長さん、民生委員さんにお配りしております。その中で、その名簿に載っている方の中から個別避難計画を作成しておりますので、個別避難計画を提示すること自体は本人の同意を得ていると、同意を得ている方しか個別避難計画もつけれないのですけれども、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 2番目の個別避難計画です。同意を得ている方だけ計画を持っている、作成していると、それは分かりました。心配するのは、そういうことに同意しない方でも、やはりきちっと手だてを取っていくということが私は必要だと思うのですけれども、これは一つの課題です。これからの課題だと思うのですけれども、やはりそういう避難計画を持っていない方でも、自主防災組織がきちっとできていて、地域にこういう方がいますよという情報が自主防災組織に伝わっていれば、計画を持ってなくてもきちっと手だてを取っていくということが必要なことも考えられますので、これはどういうふうなことをこれからやっていけばいいのかというのは、私は課題だと思うのですけれども、そういうこともこれから検討の課題ではないかと私は思いますので、そういうところは自主防災組織の中で検討していくということ、これから必要ではないかなと思います。避難をしなければならない人も、計画を持ってなくても避難しなければならない住民もいると思うのです。そういう方の手だてをどうするかということも課題の一つとして挙げて検討していくということも必要ではないかと思えます。

それと、今、水害のときの避難は分かりました。そして、地震は救助とおっしゃいました。こういうときにもやはり消防の方に出向いていただくとか、そういう手だてを取ると思うのですけれども、そういうときにもやはりこの個別避難計画の中で、どういう方が、支援者がいるかというのは必要なのではないのでしょうか。その点はいかがですか。

○委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 個別避難計画を私どもはつくりませんとお邪魔して話をするのですけれども、拒否される方も中にはいらっしゃいます。というのは、家の中に上がり込んで、要するにプライバシーの部分まで個別避難計画で書かなければいけない部分が出てきます。どこで寝ているのかとか、その寝ている場所から介助をしてどうやって移動させるかですとか、そうすると、いや、そこまでは要らないわという方が中にはいらっしゃって。そうはいつでも、助けなければいけないので、そこにそういう方がいらっしゃるという情報だけは、個別避難計画はなくても、そこにそういう方がいらっしゃるというのは避難行動要支援者名簿の中で分かりますので、地震や何かがあったときには、消防なり自衛隊さんなりに、あそこの家のおばあちゃんはとか、おじいちゃんはとかと分かりますので、そこで救助に走ることはできると思います。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 個別避難計画のところ、関連の質問をさせていただきます。

初夏の頃だったと思います。町内会長宛てに、個別避難計画をつくりますよということの、誰のをつくるのかとかというのではなくて、まず町内会長に来るということは、その町内の人の個別避難計画をつくるということ案内してくれたという中身のお手紙が届きました。町内会長としては、それを頂いて、それ以上のことが今は何もないというのが、私のところの現状です。きっと私の住んでいる地域が浸水地域50センチ以上のところにあるから、このお手紙が来たのだなということの推察ができました。

それで、お聞きしたいことは、90人中49人の人がつくる必要があると、そのうち17人ができたということのお話がありました。そして、その個別避難計画を誰にお知らせするかということでは、本人の同意をもってということでは、町内会長も知らされない、そういう立ち位置にいるということが今の質

問で分かったところであります。この個別避難計画をつくるということに当たっては、その指示が政府から出たときには、この個別避難計画の作成の中のリストの中に、町内会長というの、町内会というのあったのだと記憶しています。そこから実際つくる中では、大変な作業なのだと思うのですよ。やっぱりケアマネジャーさんがついている人だったら、それらの人を中心に、町職員の方を中心につくっていくことがスムーズでいい議論ができるのかもしれない、そういうふう思うのですけれども、申し上げたいことは、町内会長すら知らない避難計画というのがあっていいものかなというところなのです。今のところ 17 件あるということでありましたけれども、お知らせしないでくださいというのはどれぐらいあるのでしょうか。どれぐらいとどめておいてくれというのがあるのか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 現在 17 件作成済みでございますけれども、要支援者の登録をいただいて情報を開示するということにも、それぞれ各皆さまから同意をいただいた上で情報開示をするということで進めてきております。そのうち、今回、町のほうで個別避難計画を優先して作成しなければいけないという方についても、そのリストの中から当然出てくるわけですが、さらに個別避難計画をつくるに当たっても、情報の開示の部分についても同意していただかないと作成できないという仕組みになっております。そのため、現在作成している方については同意をされているということでございます。全て情報開示した情報、同意をされているということでございます。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） これからの作成の中では、いるかもしれないけれども、現在は情報開示をみんなしていいということですね。

繰り返しになりますけれども、今、町内会の中では、大変いろんな親睦を目的にさまざまな企画を練るのだけれども、加入率が下がっている中では退会していききたいのだという声も、例えば今は敬老祝金なんかのことの行事に参加できなかった人に記念品を配ったりするのだけれども、来年はちょっと、なんていう声は多々あって、なかなか苦労しているところで、役員の中では、親睦もそうだけれども、防災のときにどうするかということが、今後の町内会の存続の要になってくるのではないかなと、そんなような話もされているところなのです。だから、その個別避難計画が開示されるということは大事なので、これからも町内会長への開示をしっかりと進めていただいて、そっちの方向に詰めていただきたいし……。ああ、ちょっと忘れました、言いたいことがもう一つあったのだけれども、度忘れしてしまいました。そういうふうに進めていただきたい。開示していいですねという感じの聞き方になるのかなと、そういうふうにしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） ちょっと誤解があっては困るのですが、個別避難計画をつくる時に、助けに行く方、支援者の方も書く欄がございまして、その方は町内会のご近所の方に、近くに住んでいる方に助けに行ってくださいのが一番早いので、個別避難計画をつくって、同意を得られた人です、同意を得られた人に限っては、町内会長さんももちろん個別避難計画の中に、作成するときに入っていて、そして具体的に誰が助けに行くだとかというお話し合いに参加していただくことになりますので、全く町内会長さんが個別避難計画をつくったことを知らないということにはならないと思っております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、3 点についてお尋ねいたします。

ページ数、97 ページ、一般管理費の中の、資料を頂きましたけれども、会計年度任用職員の待遇に関わって、令和 5 年の実績と方向性についてお尋ねいたします。

この会計年度任用職員の予算の時点で勤勉手当の支給についてお尋ねいたしました。そのときのお答えでは、幕別町としては募集要項に記載しなかったということもあって、実施はしないというお答えがありました。改めてその制度の内容を熟知いたしますと、この勤勉手当の制度は 2024 年度 4 月から実施という、令和 6 年の 4 月ということになりますよね。実施ということになってはいるのですが、しかし総務省からの通達では、2023 年の 4 月に遡って適用できるとなっております。それで、現実に適用された自治体は全国で 54.2 パーセントに上っています。働く方の待遇改善を少しでも進めるということになれば、そういった方向性を受け止めて判断をし、支給すべきではなかったのかと思いますが、そ

の判断について、どのように令和5年度の結果について見解をお持ちでしょうか。

次に、2点目、ページ数は111ページ、10目の協働のまちづくり支援費の町内会等活動支援事業に関わる18負担金補助及び交付金の5町内会活動支援交付金についてお尋ねいたします。

資料を頂きまして、その資料の中の9ページになります。令和5年度から町内会活動の形態が変わりました。それまでの公区制度から町内会活動ということに移行ということでありまして、その活動費に関わっては、一つには公区長活動費というのが廃止されまして、そして全体の町内会活動支援交付金という形で増額されて令和5年度は事業がスタートされました。この事業の交付金の使われ方といいますか、実際に町内会は活動もされ、公区長も活動されているわけですから、それぞれ従来の活動費に見合った保証がされているかとは思うのですけれども、現実には廃止されたことによって、各町内会によってまちまちの状況が生じていると聞いております。そういう実態を押さえているかということと、この活動費に関わるいわゆる報告書というのを各町内会から頂いているのかどうか伺います。

もう一つ、同じく町内会活動ですが、資料の2、加入率がやはり下がってきております。大きな減少ではないのですけれども、令和3年、令和4年、令和5年と僅かずつ下がっておりまして、とりわけ札内市街地の減少が大きく見られます。住民基本台帳と、あるいは町内会からの報告との差は、これはかなり大きくて、住民基本台帳から見ますと、加入率というのは令和5年度では66.5パーセントということになります。これは、実態としては公区からの報告によるもののほうがより近いということでありますから、そう見れば76.6パーセントでありますから、これが現状だと思いますが、この公区活動の目減りをしていっている要因を、どのように押さえていられるのか、制度変えによってこれが加速したということはないのかどうか伺います。

同じくこの広報紙の配布に関わってです。広報紙の配布につきましては、制度が変わったときに、基本、町内会に加入されている、されていないのに関わらず、そこの地域で形成されている地域内の世帯には配布するということが大前提ではなかったかと思うのですけれども、令和5年の配布率につきましては、町内会申請では94.2パーセント、住基台帳によると81.7パーセントとなっております。100パーセントにいくということを目指されていたのではないかと思います、その結果と要因についてもお尋ねいたします。

次、3点目です。ページ数でいきますと127ページ、19電算管理費の12委託料の中で、マイナンバーカードに関わるご説明がありました。このマイナンバーカード、令和5年の発行状況と利用状況、それからマイナンバーカードは、これは特に今年度の12月をもってして健康保険証とのひもづけがうたわれております。この令和5年度の時点ではどれだけひもづけがされていたのか、それと実際にこの利用というのはどんな形で進んでいるのか、使われているのかどうかお示しいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） ご質問の1点目、会計年度任用職員の勤勉手当の関係でございます。

中橋委員おっしゃるように、本町におきましては令和6年度から導入ということではなく、1回見送ったと、これについては議会の中でもお話ししていましたように、まずパートタイム会計年度任用職員の方に出てくるのですけれども、扶養の問題、保険扶養だったりいろいろありますけれども、扶養の問題で微妙な金額を頂いている方が、支給を受けることによって扶養から抜けてしまうという問題もあったということと、あと人事評価、そちらの導入ということもあったものですから、令和6年度の導入をまず見送ったということで、今、令和7年度に導入できるように進めているところではあるのですけれども、令和5年度まで遡及という部分については、現段階では、考えていないところでございます。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） まず、町内会等活動支援事業の町内会活動支援交付金の関係でございます。今までは公区長活動費という形で従来の公区長に渡していた報酬見合いとして出していたものを、令和5年度から町内会組織に対して交付金として交付をするようになります。その用途につきましては、各町内会にお任せをしているという状況となっております。我々といたしましては、決算状況等、毎年報告をさせていただいていますが、活動費が大幅に赤字になったりですとか、そういうことは確認してございませんので、町内会活動に見合った額が交付されているものと認識してございます。

あと、公区長活動費、従来の公区長活動費につきましては、毎年どのような用途で使ったかという部分の報告のほうは特にもらっていない状況でございます。

それから、町内会加入率の関係でございますが、こちらにつきましては多様な住民ニーズ等があつて、あと町内会の担い手不足ですとか、地域にはさまざまな課題がございます、それらが複合的に絡み合

って町内会加入率というのが低下しているものと分析をしてございます。こちらにつきましては、町もなるべく積極的に地域に入って、活動の支援をしてまいりたいと考えてございます。

それから、広報の配布につきましては、今のところ町内会に、一応、全戸配布という形で、町内会に配布をお願いしておりますが、例えば町内会未加入者には配らないといった方針のある町内会につきましては、今までどおり施設に配架してある場所に取りに行っていたかどうか、ホームページ等で、電子版のほうで閲覧していただくような対応になろうかと考えてございます。

続きまして、マイナンバーカードの発行数でございます。

マイナンバーカードでございますが、すみません、令和5年度中の発行数ということではないのですけれども、今現在、8月末現在の数値になりますけれども、交付申請件数は2万497件に対しまして2万7枚のカードを交付してございまして、交付率といたしましては、総務省のほうの基準人口が令和6年1月1日現在の2万5,617人になるのですけれども、こちらに対しての交付割合といたしましては78.1パーセントとなっております。

あと、マイナンバーカードの利用状況でございますが、こちらに関しましては、すみません、我々で確認できるすべがありませんので、把握はしてございません。

それから、マイナ保険証のひもづけの関係でございますが、国民健康保険でいきますと、7月末時点の被保険者数5,332人に対しまして3,245人の方がひもづけをされてございます。プラス、後期高齢のほうも数値把握しておりまして、こちらも7月末現在でございますが、被保険者数4,912人に対しまして2,708人の方がひもづけをしております。

あと、マイナ保険証の利用率でございますが、こちら、レセプトに対してマイナ保険証を利用した人数で出した利用率になるのですけれども、国民健康保険に関しましては、こちらは6月末時点の数字になりますが、マイナ保険証の利用者数が1,268人、外来レセプト枚数が7,915枚となっております。利用率といたしましては16パーセント、後期高齢者医療制度につきましては、こちら6月末になりますが、マイナ保険証利用人数が1,096人に対しまして、外来レセプトの枚数が1万968枚ということで、利用率といたしましては10パーセントとなっております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、会計年度任用職員からお尋ねしたいと思います。

幕別町としては、言わば税の関係ですね。家族の方の賃金が上がることによって、税の負担がかかるということもあって、承知をしなかったから、そういった点での不利益を会計年度任用職員側に与えないという配慮といいますか、考えからということではないかと思えます。

ただ、私は、勤勉手当につきましては、会計年度任用職員そのものの位置づけというふう考えたときには、町の職員の全体の中で、資料にもありますけれども58パーセントという方たちがお仕事に就いていただいているわけですから、本当に待遇の面でも改善していくことが重要、そのことが町として、いつも賃金問題、この間ずっと引上げがされていない、低賃金が少子化にもつながるということも申し上げてきましたけれども、町として改善をしていこうと思うと、やはり町で働いていただいている職員の方たちの待遇改善を行っていくことだと思うんですね。そういう考えでいけば、やはりよその町できていて、よその町でも同じ状況ありますよね。お知らせしなかったら、保険の関係でどうするか、そういうのはどこも同じなわけですから、うちの町ができなかったということについては、もっと深めていく必要があるのではないかと思います。と申し上げますのは、既にご承知だと思いますが、6月6日に地元紙が全体の状況を報告した記事ございましたよね。既に19市町村の中で16が実施しているのです。この16の中も、既に2023年度以前から実施している豊頃町であるとか、入っているわけですよ。ここの金額を見ますと、例えば帯広市であれば、2.0か月。2.0か月というのが帯広、新得町、清水町と、圧倒的に中札内村、更別村と多いのですけれども、平均の賃金が例えば15万円とすると、30万円を超える手当が支給されたわけですよ。それをそういった募集の段階で提示しなかったからという理由だけで判断をし、遡及もしない、今年も実施しないということに対しては、やはり町の働く人に対する姿勢としては、私は問題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つ、会計年度任用職員のことについて申し上げますと、昨年度、令和5年から職員化に、つまり職員になっていただく機会をつくるということもやってこられたと思います。その実際の周知方法、お示しをいただきました会計年度任用職員353名、この中でパートタイムも、短い時間の方もいらっしゃいますから、職員になる条件の方というのは狭められてはきていると思うのですけれども、そういった機会を与えるという点では、全職員に周知をなされて対等な機会というのを与えた、受けてもらった上

で実施されたのかどうかということ伺います。そして、その職員にする時の条件、年齢制限等はあったのか、なかったのか。あったのであれば何歳だったのか、勤務年数などは要件の中に入っていたのかどうか伺います。

まず、会計年度任用職員のところについては、このようにお答えをいただきたいと思います。

そして、同じ職員でありながら、例えば今年の幕別町が町民に配られた職員配置図の中には、職員の方のお名前は入っていらっしゃいますが、会計年度任用職員の方は昨年まで入っていたのに、今年から空欄になっているのです。入っていないのです。これも、町民からしてみれば、会計年度任用職員であろうが、職員であろうが、町に来たときには同じ職員であって、それぞれ事務を担当していただくことに、必要なところに訪ねていく。しかし、そこに名前も入っていないというのは、なぜそのようにされたのか伺います。

あと、町内会のことを伺います。

活動交付金の結果については報告があるということでした。その報告の中では、これまで公区長活動費というものが、同じように活動していただいて、それと相当額が結果として公区長活動費として渡されていたのかどうか、そういったところも報告の中で検証できるのではないかと思います。どうでしょうか。

減少しているという点については多様なニーズということもあって、制度変えが直接の要因ではないということでもありますので、その点はきちっと浸透したのだなと思います。やはり前段も自主防災組織の質問がありましたけれども、単位というのは、やっぱり命を守る単位としての公区というのは本当に重要ですので、その点での加入率の向上、公区の方たちとの、やっぱりさまざまな悩みもあるでしょうから、要望を聞いていただいて、加入率向上に向けていただきたい。

それと、広報紙の配布なのですが、従来と同じような形に残念ながらなってしまうと。数字を見ますと、公区の配布数そのものは以前よりは引き上がっている。例えば令和3年度92パーセントだったものが、令和5年度は94.2パーセントまで上がりましたよということで、効果は出たのだろうと思います。ここも活動費の中で保証されている、たしか1件1,200円だったのでしょうか。これがこの配布枚数によって交付されているのかどうかということと、向上に向けての取組も再度伺っておきたいと思います。

マイナンバーカードであります。今の時点での話を伺いました。利用率が16パーセント、後期高齢者に至っては10パーセントということでもありますから、これは本当に高齢者泣かせの制度でありまして、持っていても、なかなか本当に病院とのコミュニケーションも含めてうまく利用できない、マイナンバーカードを持ったのだけれども、難しいという声は役場にも届いているのではないかと思います。しかし、これを本来であれば任意であったものが、言わば強制的にこういう形になってきているわけですから、やはりさきの補正予算のときにもお尋ねいたしましたけれども、資格証明書等の発行、これは渡らない人が出ないように、継続的に医療が受けられる努力をずっと持ち続けていただきたい、このように思います。いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 審査の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

12:17 休憩

(13:00 石川委員、藤原委員退席)

13:00 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（西田建司） まず、ご質問の1点目、会計年度任用職員の勤勉手当の関係についてでございます。先ほどお話ありました制度も含めて、今後どのように支給するかという部分も検討しながら、7年度から支給できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

質問の2点目、会計年度任用職員の正職員になる場合の募集の形ということでありましたけれども、まず町の職員ということですので、当然、公平性、競争性を持ってということなので、公募の形を取って周知をしているということなので、当然その中に現会計年度任用職員の方も含めた広い周知という形で周知を行っている、周知に努めているというものでございます。

ご質問の3点目、職員配置図の会計年度任用職員の名前が伏せてあるという部分なのですが、

これは端的に申し上げると、個人情報に配慮をして、そちらのほうについては名前を伏せているというところでございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 私のほうからは、まず1点目、町内会活動支援交付金についてでございます。こちら、先ほども回答いたしましたがお金の使途につきましては、決算書のほうで毎年確認をさせていただいております。従来の公区長活動費につきましては、個人受け取りの場合もありましたので、その使途を明確に把握することは困難であります。現在は町内会組織に対して交付しておりますので、そちらについては、現在は例えば会長手当などの役員手当に振り替わって、町内会の会計で適切に管理されているものと認識をしております。

続いて、町内会の加入率向上についてでございます。こちら先ほどお話ししましたが、担い手不足など町内会の活動を取り巻く環境は依然厳しい状況となっております。そして、こちら役場のほうにご相談、何件か来ていまして、町の職員が会長宅に伺いまして、活動の内容ですとか事業内容なんかの町内会活動のあり方について一緒に考えるなど、今後もきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、広報紙の配布についてでございます。こちらにつきましては、町内会活動支援交付金の戸数割といたしまして、広報紙配布1軒、1世帯につき1,200円の交付金を交付してございます。地域によりましては、この交付金、戸数割の交付金を原資としまして、例えば広報紙の配布の担当者、専任の担当者を置いて、その方にその原資から報酬を払って町内会未加入者も含めて配布をしているといった事例もございますので、このような取組を機会を捉えて他の町内会のほうにもお話をさせていただきたいと考えてございます。

それから、マイナ保険証の関係でございます。現在、登録状況、それから利用状況ともに100パーセントには至っておりません。今後12月2日に保険証が廃止になりますが、こちら、現行の被保険者証、国民健康保険の話になりますが、現行の被保険者証の有効期限が切れる前に、漏れなく資格確認書のほうを申請によらず行政のほうから送付をさせていただいて、切れ目なく必要な保険医療を受けられるような対応をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 来年度から勤勉手当については実施されるということなのですけれども、あえて申し上げますと、この勤勉手当、なぜ24年からあるいは23年に遡らなかったのかという、私の思いというか、求めなのですけれども、これはそれぞれ予算措置がされていたと思うのですよね。つまり、実施しなかったらもちろん幕別町には入っていないと思いますけれども、24年であれば、初めから給与改定に当たる勤勉手当分の600億円の計上という、これは地方財政計画書の中から見つけたのですけれども、そういうふうになっていましたし、23年に遡った場合にも、補正予算が組まれて、その分の金額、表示されていたのは2,591億円と書いてありましたけれども、そういうふうには予算措置まで国の決意というか、示していたわけですから、やはり勤勉手当を上げることによって、幕別町の予算に影響が出てくるということではなかったのではないかと思います。もし違っていたら言ってください。そう考えるものですから、なおのこと、きちっと利益を共有するという立場に立っていただきたいなと思います。

それと、年齢も伺ったのですけれども、年齢条件、最高は何歳まで、事務職ですとか、それから専門職によっても違ってくるのでしょうか、可能だったのでしょうか。

それと、配置図の個人情報というのは、ちょっと理解できないなと思います。職員の方はみんな名前がありましてね、職員と同じように準ずるということでお仕事をしていただいて、なぜそこだけが個人情報という判断で伏せられるのでしょうか。今まで、そうしたら、個人情報に配慮していなかったということなのですか。令和5年まではずっと書いてあったわけですから。もう一回お示してください。

それと、町内会のほうは分かりました。決算書の報告があるということでもありますから、そこでやはり今までの公区長活動費から変わってしまうと、今までどおりの補償がなくなっていくということも聞こえてきておりますので、十分その辺の活動に支障を来さないような、チェックと指導を求めておきたいと思っております。これは答弁はよろしいです。

マイナ保険証につきましても、方向性分かりましたので、今のご答弁で了解したいと思っております。

会計年度任用職員のほうだけ、再度お答えいただきたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 会計年度任用職員の勤勉手当の関係でございますけれども、勤勉手当につきましては、特に国のほうからの、確かに制度的にはあったのかなと思いますけれども、国のほうも国家公務員における、いわゆるそういった職員、いわゆるこちらで言う会計年度任用職員の勤勉手当が行き渡っていないというのですか、制度的に確立されていなかった。それで令和5年に一定程度というのは勤勉手当が支給がもう確立できたので、いよいよ地方自治体、市町村においてもそういった制度の部分について検討をという形の通知が来たものですから、これまでとそこまでの部分は大きく変わりではないのかなと思っています。

ただ交付税の算定上は、恐らく細かい部分はちょっと明示されていませんが、包括算定の中で勤勉手当のほうは入れられてきて、今年度からそういった算定の中にはちょっと見えるのかなと。ただ、その額は何ぼというのはちょっとはっきりしたことは見えていないのですけれども、そういった形で、うちのほうにつきましては、令和7年度に向けて課長がお答えしたように、導入について検討してまいりたいと考えております。

それと、採用の年齢でしたでしょうか。ちょっとすみません、答弁漏れがあったのかもしれませんが、通常の市町村職員、いわゆる町村会を通じての採用については、これ一律決まっています、22歳から30歳までですとか、行政職、いわゆる大卒以降の部分、あるいは高卒であれば18歳から21歳までとかというルールが決まっています。それとは別に、独自採用の場合については、これはうちのほうで途中で退職したとか、突発的なことで採用しなければいけないという部分は、部分的に採用しておりますが、その部分については、50歳で年齢を設定しております。

それと、配置図の関係だったと思いますけれども、こちらについては、今、全国的な部分も実はあるのですけれども、カスハラ対策というか、そういった部分で、職員からもそういったことで氏名の表示が公開は一体どうなのだという部分は、これネームプレートも含めてちょっと議論がありまして、職員はやっぱり業務の中で、いろいろお客さんとの部分を責任持っている業務に当たらなければいけないという部分で、その部分については、今まで現行どおりとしておりますけれども、会計年度任用職員につきましては、補助的な業務を担っているということで、その部分については名前を外したという経過でございます。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 予算につきましては、いろいろ調べてみましたら、やはり一括で交付税という形ですから、この分が給与と色分けされていないということは承知しております。しかし、国の手当としては、それを手当とするとなっているわけですから、やはりきちっと活用するということが大事だと思います。

それと、年齢のことは分かりました。

それから、町内会のことですが、これは予算をつけるとき、あるいはその結果の報告をするとき、これは町のほうの所定の用紙でやっているのでしょうか。それとも、各町内会は毎年度それぞれ総会が行われまして、それぞれ決算報告もされております。そういったものを提出していただいて、そして対処されているのでしょうか。確認の上、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 町内会の決算書の関係でございまして、こちらにつきましては、町のほうで様式は示しておりませんので、各町内会の総会等で使った議案を提出していただいております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 3点質問させていただきます。

最初は、13目の防災諸費、災害用備蓄品整備事業。117ページ、資料が19ページです。食品ロスの観点から質問させていただきます。

災害備蓄品につきましては、資料にも記載されておりますけれども、計画的に更新されているかと思えます。品目としてはアルファ米、缶詰パン、粉ミルク、液体ミルク、飲料水などがありますが、それぞれ消費期限があるかと思えます。そこで、それぞれの消費期限と消費期限の近づいたもの、これはどういうローテーションというか、どういう利用をしているのか。また、活用できなくて廃棄した商品はどのくらいあるのか、まずお聞きします。

二つ目が、123ページ、資料31ページ。15目職員厚生費、職員研修事業になります。自主研修につ

いて質問させていただきます。令和5年度は資料によりますと、5件ありました。この内容と改めて確認なのですが、自主研修の対象基準はどういうものが自主研修になっているのか、その基準についてお聞きします。また、研修全般の目的については資料の中に書かれているのですが、特にこの自主研修に関しては、どのような考えをお持ちかお聞きしたいと思います。全般的な、一般的な目的はここに書かれているのですが、自主研修に関してはどのような考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

三つ目の質問になります。125ページ、資料は37ページ、17目諸費ふるさと寄附返礼品贈呈事業です。令和5年度は件数、金額ともに大幅に減少しています。まず、この要因とこれについての対策をお聞きします。また、令和5年度実績の返礼品の内容は、どのような傾向があったのかお伺いします。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） まず1点目の、防災備蓄品の消費期限の近づいたものの活用方法についてということでございますけれども、その活用方法につきましては、出前講座等で、防災に関係する講座の際に、災害の際にはこういうものを使って避難をしていただく。あるいは家庭でご用意していただくものはこういうものですよということで、アルファ米ですとか保存用の水というものを提供させていただいて、普及啓発をさせていただいております。

また、粉ミルクにつきましては、保育所等で活用させていただいております。期限到来前にそれぞれの保育所に配布をさせていただいて、活用しているところでございます。現在、消費期限を迎えて廃棄処分したというものはございません。

○委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） すみません、ちょっと補足させていただきます。アルファ米ですとか缶詰パンですけれども、保存期間というのが5年間というものがほとんどです。令和5年度で言うと、購入が3,000食ぐらいするのですが、購入したそのアルファ米についても、3,000食を一気に納入するのではなくて、2回あるいは3回に分けることによって、保存期間がずれますので、そういった工夫をしております。

あとは、出前講座で配ったりしているのですが、地域の防災訓練がある場合も、こういった非常食を提供して、地域の皆さんに使っていただくということもやっております。廃棄は今現在ございません。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 質問2点目の、職員研修の中の自主研修でございます。令和5年度の実績としては、4名の職員がということなのですが、こちらの内容については、地域おこし協力隊の確保、定着に向けた取組についてということで、もう一度言います。地域おこし協力隊の確保と定着に向けた取組ということで、先進事例のほうを勉強しに行つてという中身で、その後は本町の地域おこし協力隊の定着だとか、そういったものに結びつけていくという思いで、自主研修に行つたということなのですが、4人一緒に行つております。

それで、目的、内山委員も先ほどおっしゃって、目的というのはそのとおりのご存知かと思うのですが、自主研修については自らが計画を組んでテーマを決めて、計画を組んで行程も組んで、全て自分で組み立てをして学んでいくもの、全て組み立てをしながら自分で勉強してくるということで、当然それは行きますよと言って、はい、いいですよということではなく、それにはもちろん審査もあって、自主研修行くことについて、こういう勉強であればいいねということでの承認がきちんとあった上での研修事業となっているということなので、私も過去に自主研修行ったことがありますけれども、十分まちづくりに役立っているのかなと考えるところです。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） ふるさと納税の大幅な減の要因であります。まず、制度的な部分をご説明いたしますと、まず、ふるさと寄附の返礼品ですけれども、こちらについては、毎年10月に更新時期を迎えまして、事前に全商品の情報を総務省に提出をして、返礼品として適合するかの審査を受けて、その中で認められたものについては返礼品として出すことができます。昨年も10月の更新の時期を迎えるに当たりまして、その前に総務省から返礼品指定の運用についての通知というものがありまして、それまで指定を受けて返礼品として提供していた、具体的に言いますと、町外を産地とする肉の加工製品のうち、ブロック肉を仕入れて、そこから切り出して、例えばステーキ肉とか、しゃぶしゃぶ

肉とか、すき焼き肉とか、そういった加工したものについては、町外産であっても加工することによって、一定以上の付加価値がついていると認められるものについては、提供して構わないということなのですが、その取扱いの基準自体は変わらないのですけれども、その運用の中でその部分を定量化といえますか、どの程度付加価値が上がったかという、そういったものを示さないと返礼品としては出せない、そういった判断がありましたことから、昨年10月を機に、出せなくなった商品が20品目あります。さらに、幕別町の返礼品の上位を占める10品目のうち5品目、その中に5品目が含まれていて、先ほど申し上げた20品目の合計のその前半、半年分の実績で鑑みますと、およそ3,000万円程度の影響があったと推測しております。

今後の対策というところなのですが、まず加工の部分、単にブロック肉を機械でスライスして出しているというのではなくて、そこに至るには仕入れたときから冷凍庫で何日間保管をして、職人の手でこういった部分を切り落としてという部分で、独自の加工で商品として出している、そういった部分を丁寧に事業者から聞き取りをしながら、そういった部分も含めて総務省にさらに指定をもらえるような形で出しているのですけれども、なかなかその部分に関しては今後も認められる可能性は低い状況です。そこを今後打開するには、やはり違った加工をする、味つけの肉にする、あるいは産地を地元産のものを仕入れていくとか、そういったふうにしていかないと、今後も認められないという部分がありますので、その部分については、事業者とも今十分に検討をしているところであります。

返礼品の傾向としましては、やはり肉製品が多いという部分と、あとはチーズですとか、あとは野菜、そういったものが上位を占めている、そういった状況であります。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 一つ目から質問していきます。それぞれの消費期限を聞いたつもりだったのですが、乾パンとアルファ米は5年ということですのでよろしいですね。それで、粉ミルクとか液体ミルク、あと飲料水は消費期限が切れたら生活用水にすることもできると思うのですが、すごく多いアルファ米とパンに関しましては、防災訓練とか、そういった出前講座で使われているということなのですが、ローテーションで一度に買わないで、少しずつ早めにさばいて、また新たなものを仕入れるということで、分かりました。100パーセント活用されているということ。

なぜこの質問をしたかという、防災備蓄食品は、食品リサイクル法の対象に当たらないため、実態も把握されづらくて、見えない食品ロスになるということが多いようです。ほかの自治体では、備蓄食品自体かなりの量なので、一定程度行事に使ったとしても余る。余ったものをお金をかけて廃棄している、これ食品ロスとかSDGsの面からどうなのだというので、うちの町はどうなのかなと思って質問させていただきました。

あと、公的な備蓄だけではなくて、そういう災害の状況によって、避難生活とか長引いた場合に、家で避難することもあると思うのですが、そうしたときに、こういう備蓄食品というのは、1回買って終わりではなくて、1回買って賞味期限とかあるので、ローリングして使っていくということを知っている人は知っているのでしょうか、何かの機会に周知していただければと思います。

二つ目の質問に行きます。自主研修について、課長が実際にされたということなのですが、またどうしてこの質問をしたかという、この夏に、私、個人的に別の自治体に勉強会に行ったのですが、そのときに財政の勉強会だったのですが、とても人気の人を呼んで、それでそこで道内の職員とあと議員が集まって、5時間にわたってセミナーをしたのですが、これは誰が主催なのですかと聞いたら、職員有志が企画して、町のお金でそういうことを企画して、ほかの自治体の職員や何か、今の社会課題はかなり似通っているところがあるので、みんなで考えましょうということをやっているのですという話を聞いて、何かうちの町も昔、若手職員によるプロジェクトみたいなのがあって、自主的にそういうことをやっていたのかなと思うのですが、そういったことというのは、やっぱり与えられてセミナーとかに参加するのではなくて、もう自分からこういうのをやりたいと思ったときに、やっぱりある程度お金があればできるかなというので、今、本当、職員いろいろ問題、大変な中で仕事されていると思うのですが、スキルアップとかモチベーションとか、いろんな意味でそういった制度を活用していただきたいなと思いました。

三つ目、総務省に毎年10月に商品を出して、それが通らなくて商品がかなり減ってこの数字になったということだったのですが、実は総務省のデータで調べてみますと、幕別町がふるさと納税を始めたのは平成27年です。平成20年から、返礼品に取り組んでいないのですが、ふるさと納税は始めています。そういうデータがあって、そのデータを見てみますと、スタートさせた平成

27年に8,800万円、それで28年には2億7,000万円、29年に4億2,000万円とふるさと納税の返礼品の受注額というか、そういう感じで推移しているのですけれども、それ以降は大体2億円前後で推移しているという感じで、今年かなり数字的に減少したというお話だったのですけれども、以前からそういった減少している傾向があるのではないかなと思います。

ちょっと確認なのですけれども、ふるさと寄附連携包括プラン委託料とありますよね。運送費とかという説明をされたと思うのですけれども、この事業の内容は委託している内容の中に、例えば現状を分析して、どういう課題があって、今後どうしていったらいいかという指導みたいな、アドバイスというのはないのでしょうか、お聞きします。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） すみません、質問の2点目を先に答弁させていただきます。自主研修の関係だったのですけれども、すみません、先ほど手元にちょっと要綱がなくてあれだったのですけれども、要綱自体は、平成8年に定めている要綱がございまして、その中では自主研修により職員個人の自発的な研究意欲と意識高揚を図り、全体の奉仕者にふさわしいというような、そういったものを養うことを目的としながら、研修の中身については地方公務員として必要な知識、技能、資質について研さんを図るための研修となっております、先ほど内山委員おっしゃったような研修会、そういった開催の部分もこの中で定めております。ですので、旅費のほか、講師をお招きする謝礼であったり、あと教材費、会場借上げ料というのも、この自主研修の中には中身入っておりますので、改めて活用できるものということで、職員へまた周知を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） ふるさと寄附の連携包括プランの委託の関係でございます。こちらにつきましては、ふるさと寄附の返礼品を送るに当たりまして、中間事業者と呼んでおりますけれども、生産者ですとか、あとは加工業者との連絡調整、あとは商品の提案、ふるさと寄附の募集サイトへの情報の掲載、あとは商品の在庫管理、あるいはPR、そういったものを含んだものであります。確かに内山委員がおっしゃるような、現状の分析で、それに伴ってどういったことを実施すれば効果が上がる、そういった指導の部分もこれについては含んでおりまして、当然ふだんからそういった話もしながら進めているところであります。

これまで年々減ってきている要因といたしますのは、ほかの町もやはりそれなりに実績が上がってきている要因としては、やはりいろいろなサイトを取り入れています。今、うちの町では七つのサイトを使っていますけれども、そのサイトを管理するにも当然お金がかかりますし、新しくどんどんどんどん出てくるものですから、そこへどんどんお金をつぎ込んでいけば、やはりそれなりの効果というのはやはり出てくるというのは分かっております。ただ、昨年に関しましては、経費率がふるさと納税で納税された寄附額に対して50パーセントまでというルールが設けられて、そこに組み込む項目が追加されたということもありまして、町といたしましては、それを超えないように、広告に関する部分も経費を抑えていたという状況があります。

今後といたしましては、現状で考えているのは、今七つのサイトを間もなく二つ増えて九つのサイトにするという部分と、あとはちょっと個別に、今段階ではお名前申し上げられないのですけれども、大手の通販サイトがふるさと寄附に参入するというので、そういった部分にも加わってこうという考えがあります。

そのようなことで、やはり広告というのが今この分野では、大きな要因となっておりますので、なるべく経費も抑えながらそういった部分も取り入れて、数字についてはなるべく向上していく形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 内山委員。

○委員（内山美穂子） その委託の業務内容に関しては、いろんなアドバイスだとか、そういったことも含まれているということでありました。この間、例えばポータルサイトの数を増やしたりだとか、令和5年度の実績の中にもいろんな取組が書かれているのですけれども、でも、それは各ポータルサイトというのは、それぞれ独自のお客さんを抱えているので、そのサイトまで流入してくる人は増えるかもしれないけれども、実際にその人たちがみんな購買につながるかといったら、そうではないですよ。やっぱりそうやって増えても、その人たちが実際に行動につながるまでのところに、課題があるのではないかなと思います。だから、そういった課題を解決しないと、幾ら増やしても駄目なのではないかなと私は思っていたので、もう少し専門的な知見を活用していただいて、大事な原資ですので、より魅力

的なふるさと納税制度にしていきたいと思えます。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 魅力ある商品づくりというのが必要かと思えます。なかなか事業者さんに新しい商品をどんどん出していただくということはなかなか難しいところでもあります。今、取組をしようとしているのが、生産者さんであったり、あとは加工事業者さんであったり、お互いの商品を組み合わせることによって、この季節にはこんなものが届きますとか、やっぱりそういった商品の提案の仕方というものがありますので、今後、中間事業者に今相談をしているところでは、先駆けて芽室町が、毎月そういった事業所さんのミーティングを行って、お互いの情報共有をしながら相乗効果を生み出す、そういったようなことも取組として報じられておりましたので、今そういった仕組みを取り入れて、よりよい商品が提案できるような形で考えております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 内山委員。

○委員（内山美穂子） スポーツの応援大使もたくさんおりますので、そういう人たちにも協力いただきながらやっていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお聞きしたいと思えます。ページ数は107ページ、8目の庁用車両管理費についてお伺いしたいと思えます。

先ほど説明の中で、28台と説明をいただきましたが、この公用車ですが、各課ごとを使用していると思えますが、管理方法についてお尋ねをしたいと思えます。一括して管理をしているのか、各課ごと管理をしているのかをお聞きしたいと思えます。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 先ほど、部長から説明ありました28台というのが、総務課管理の部分と忠類の地域振興課管理の部分、足して28台ということでございます。そのほかに庁内ではそれぞれの原課対応、原課管理しているものが27台あるのですけれども、それぞれ庁内の原課管理している部分については、それぞれの原課で管理をし、基本的には総務課管理の部分は総務課で管理をしているところでございます。

○委員長（酒井はやみ） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、それぞれの課で管理をしているということでよろしいですね。違いますか。ごめんなさい。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） すみません。ちょっと説明がちょっと足りなかったと思えます。庁内の原課管理の27台は、例えば水道課であったり土木課であったりだとか、特殊なものをちょっと積んでいたりだとか、あとは保健課で日々保健業務に使用するだとか、そういったものが原課管理ということなので、それ以外の皆さん共通で共用で使う部分については、総務課管理でございませう。

○委員長（酒井はやみ） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 理解が遅くて、はい。理解しましたが、何を言いたいかというところ、この公用車の管理について、台帳的なものがあるのか。といひますのが、今、結構問題になっているのが、公用車の車検切れがすごく問題になっておまして、十勝管内でもあったかと思うのですが、車検が切れていて、北海道の北のほうなのですけれども、車検が切れていて2,533キロも車検が切れて走行していた。気がつくまでに56日間もかかったということがありまして、うちの町は大丈夫なのかと、どのように管理をして、その車検について失念することがないのかをお聞きしたくて、質問に立ったのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 車検切れの関係ですけれども、もちろん台帳管理もしておりますし、予算の段階で、既にこの車が何月に車検切れるよというのはいふて資料にも載っていますし押さえておりますので、当然それをそれぞれの公用車担当といひましようか、責任を持って、車検必ず出すようにスケジュールを組んで、正確にそのスケジュールをこなしていくような、そういう対応を行っているのです、我が町では車検切れ、そのようなことは起こらないと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 我が町では、そのように管理をしているということでありますので、一安心するところではありますが、くれぐれも車検切れで仕事をしているということがないように、町長が謝るような場がないように、ぜひともしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 質疑がないようですので、以上をもって、2款総務費については終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 3款民生費についてご説明申し上げます。

144 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額 27 億 5,807 万 7,000 円に対して、支出済額 26 億 7,635 万 194 円であります。

1目社会福祉総務費、備考欄の上から三つ目、民生委員児童委員活動支援事業 833 万 9,040 円は、主なものとして1節、社会福祉委員 64 人に係る報酬と8節の費用弁償、18節の民生委員の活動に対する交付金であります。

社会福祉協議会活動支援事業 1,681 万 5,788 円は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

一番下の非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、令和3年度および令和4年度の住民税非課税世帯等に対する給付金の実績確定に伴う精算還付金であります。

147 ページになります。

福祉灯油等支給事業 2,166 万 6,619 円は、非課税世帯の高齢者等世帯 2,113 世帯に1万円を給付したものであります。

2目国民年金事務費、国民年金事務事業 383 万 9,828 円は、国民年金事務に要した経費であり、担当職員1名分の人件費などであります。

3目障害者福祉費、一番下の障害者自立支援給付事業 9 億 1,414 万 5,997 円は、次のページになりますが、主なものは19節の扶助費で、細節1は生活介助や就労支援などの障害福祉サービス費等給付費、細節2は補装具などの給付費、細節3は障害児通所支援などの給付費であります。

自立支援医療費給付事業 3,591 万 9,914 円は、主に身体機能障がいや軽減または改善するための医療費を助成したものであります。

障害者地域生活支援事業 1 億 230 万 8,959 円は、主なものとして12節委託料、細節6の訪問入浴サービス事業や、細節8日中一時支援事業の委託料などであります。

151 ページになります。

中段の心身障害者通院交通費助成事業 537 万 8,400 円は、障がいや特定疾患等がある方に対し、訓練のための施設への通所や治療のための通院等に係る交通費を扶助したものであります。

4目東十勝障害認定審査会費、東十勝障害認定審査会事務事業 352 万 6,690 円は、十勝東部4町で共同設置しております障害支援区分の認定審査会の運営に要した経費であり、主に認定審査会委員5人分の報酬および費用弁償のほか、事務補助員の人件費などであります。

152 ページになります。

5目福祉医療費、重度心身障害者医療費助成事業 3,593 万 6,980 円は、重度心身障がい者に係る医療費扶助とその事務に要した経費であります。

令和5年度末の対象者数は373人で、前年度と比較して8人の減であります。

ひとり親家庭等医療費助成事業 1,242 万 7,111 円は、ひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助やその事務に要した経費であり、令和5年度末の対象者は598人で、前年度と比較して95人の減であります。

6目老人福祉費、次のページになりますが、上段の敬老祝金等支給事業 1,196 万 7,130 円は、主に7節報償費、細節3の敬老祝金と18節負担金補助及び交付金の地域敬老行事奨励金であります。

本町における令和6年3月末現在の高齢者数は8,814人で、高齢化率は34.68パーセントで、前年度と比較して2人の増、率にして0.5ポイントの増であり、敬老祝金の受給対象者は501人で、前年度と比較して24人の増であります。

二つ下の、老人保護措置事業 953 万 1,561 円は、主に 19 節扶助費の養護老人ホーム入所者に係る措置費であります。

三つ下の食の自立支援サービス事業から、次ページの上から四つ目、お元気ですか訪問事業までは介護保険を補完し、生活を支援する各種サービス事業であります。

159 ページになります。

二つ目の福祉バス運行事業 1,458 万 9,270 円は、主に福祉バス 3 台の運行委託料であります。

下段の介護サービス提供基盤等整備事業 3,660 万円は、町内の 1 グループホームの改築に対する交付金であります。

7 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療療養給付事業 3 億 6,108 万 9,274 円は、後期高齢者医療制度に要した経費であり、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額であります。

8 目重層的支援事業費、本目は、地域住民の複雑・複合化した困りごとに対して、断らない包括的な支援を行うため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行うものであり、令和 5 年度から新設し、他の目や介護保険特別会計から本目に組み替えて実施したものであります。

次のページになりますが、介護予防支援事業 1,655 万 9,181 円は、主に要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費であります。

令和 5 年度の介護予防プランの作成委託件数は 1,041 件で、前年度と比較して 8 件の増であります。163 ページになります。

権利擁護推進事業 691 万 8,464 円は、2 節の地域包括支援センターの社会福祉士 1 人に係る人件費のほか、12 節委託料は、成年後見制度の相談や普及啓発などを行う成年後見実施機関運営委託料であります。

165 ページになります。

生活支援体制整備事業 633 万 8,805 円は、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活をしていくために必要となる多様な主体による支え合いの地域づくりの体制整備を進めるため、支援ニーズとサービスのコーディネートを行う生活支援コーディネーター業務の委託料であります。

障害者相談支援事業 1,424 万 7,040 円は、主なものは、12 節委託料、細節 5 専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業委託料のほか、21 節補償補填及び賠償金は、国において民間事業者に委託する日常生活上の相談支援事業は消費税の課税事業であることが具体的に示されましたことから、未払いとなっていた消費税相当額を受託事業者に支払ったものであります。

地域活動支援センター運営事業 599 万 9,000 円は、障がいのある方や難病の方が通う場として、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るための事業に対する委託料であります。

生活困窮者等支援事業 1,149 万 3,617 円は、生活困窮者だけでなく、困難を抱える町民からの相談を一時的に受け止め、相談者に寄り添った支援を行うため配置したコミュニティーソーシャルワーカーの人件費と、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の町と共に生活困窮者等の自立支援に取り組む社会福祉協議会への補助金が主な経費であります。

ひきこもり対策推進事業 1,189 万 3,976 円は、ひきこもり支援アドバイザーの人件費と、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 町と共にひきこもり支援に取り組む社会福祉協議会への補助金が主な経費であります。

9 目社会福祉施設費、生活館維持管理事業 16 万 2,225 円は、千住生活館の管理運営に要した経費であります。

168 ページになります。

10 目保健福祉センター管理費、保健福祉センター維持管理事業 9,851 万 2,210 円は、保健福祉センターの管理運営に要した経費で、14 節工事請負費は、屋上の防水改修工事等に要した経費であります。

11 目老人福祉センター管理費、老人福祉センター維持管理事業 1,006 万 9,620 円は、次のページにかけてであります。老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

令和 5 年度の利用者数は、延べ 3 万 131 人で、前年度と比較して 6,029 人の減であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、生活支援ハウス運営事業 117 万 3,700 円は、ふれあいセンター福寿内の生活支援ハウスの運営に対する委託料であります。

忠類地域通所介護事業運営費補助事業 1,177 万 669 円は、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

ふれあいセンター福寿維持管理事業 3,293 万 7,046 円は、ふれあいセンター福寿の維持管理に要する経費であり、次のページになりますが、主なものは、12 節委託料の管理、清掃のほか、各種設備の保守

点検等に係る委託料であります。

14 節工事請負費は、デイサービス浴室のお湯の給水・配水およびろ過を制御する装置の交換工事および発達支援センター忠類分室設置のための内線電話と庁内 LAN の敷設工事であります。

2 項児童福祉費、予算現額 14 億 8,282 万 6,000 円に対して、支出済額 13 億 8,415 万 9,759 円であります。

1 目児童福祉総務費、児童福祉総務事務事業 3 億 2,283 万 2,520 円は、児童福祉全般に要した経費であり、主なものは、次のページになりますが、19 節扶助費の細節 2 児童手当は、令和 5 年度の対象児童数は、延べ 2 万 8,663 人で、前年度と比較して 1,693 人の減であります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 1,376 万 4,674 円は、食費等の物価高騰に直面し、家計に影響を受けている低所得の子育て世帯への生活支援として、北海道から支給されるひとり親世帯以外の 18 歳以下の児童等 235 人に対し、1 人当たり 5 万円を給付したものであります。

出産・子育て応援給付金給付事業 1,118 万 3,623 円は、全ての妊婦や子育て家庭が安心して、出産・子育てができる環境整備のため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援に併せ、経済的支援として妊娠届出時と出産届出時にそれぞれ 5 万円を給付する事業で、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、出産応援ギフト 109 人分、子育て応援ギフト 114 人分を給付したものであります。

2 目児童医療費、子ども医療費助成事業 1 億 2,216 万 4,071 円は、高校生世代までの子どもに係る医療費扶助とその事務に要した経費で、19 節扶助費、細節 1 子ども医療費扶助は、令和 5 年度末の対象者数は 3,449 人、1 人当たり扶助額は 3 万 4,303 円で、前年度と比較して、対象者数は 549 人の増、1 人当たり扶助額は 2,546 円の増であります。令和 5 年 10 月から助成対象者を高校生世代まで拡大したことが主な要因であります。

3 目施設型・地域型保育施設費、町立保育所運営事業 2 億 2,635 万 6,366 円は、幕別地域 3 か所の町立保育所の管理運営に要した経費で、1 節の代替の保育士および給食調理員などのパートタイム職員や 2 節のフルタイムの保育士、給食調理員等の人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費は、給食および間食に係る経費であり、17 節備品購入費は、細節 1 保育用備品は、幕別中央保育所の冷凍冷蔵庫、札内北保育所の共戯バルーン、札内さかえ保育所のテーブル等を、細節 3 保育所児童用机・椅子は、幕別認定こども園への移行に向け、不足する分を購入したものであります。

なお、令和 5 年度末の入所児童数は 266 人で、前年度と比較して 22 人減であります。

町立保育所維持管理事業 1,566 万 6,103 円は、町立保育所の維持管理に要した経費であり、主なものは、10 節需用費は光熱水費や施設補修に係る修繕料、次のページになりますが、12 節委託料は、施設周辺の環境整備委託料であります。

また、幕別認定こども園の移行に向け、14 節工事請負費は、保育室を区分するための内壁の設置工事、17 節備品購入費は、ロッカーと下駄箱を購入したものであります。

私立保育所運営事業 3 億 351 万 635 円は、札内青葉保育園と札内南保育園の運営委託料であります。

なお、令和 5 年度末の私立保育所の入所児童数は 245 人で、前年度と比較して 15 人の減であります。

認定こども園等施設型給付事業 1 億 5,925 万 8,259 円は、主なものとして、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行した私立幼稚園や認定こども園 11 施設を利用した児童 153 人分の公定価格から利用者負担額を控除した給付費であります。

細節 4 施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育所等の 12 施設を利用した児童 68 人の保護者に対する施設利用および預かり保育利用相当分の給付費であります。

183 ページになります。

二つ目の家庭的保育事業所運営事業 1,506 万 3,240 円は、令和 4 年度から運営を開始した家庭的保育事業に対する給付費であります。

4 目へき地保育所費、へき地保育所運営事業 7,096 万 4,379 円は、幕別地域 4 か所と忠類地域 1 か所のへき地保育所の運営に要した経費であり、主なものとして、1 節の町内へき地保育所の代替保育士などパートタイム職員や 2 節のフルタイムの忠類へき地保育所の所長と町内 5 か所の保育士などの人件費のほか、10 節需用費、細節 60 賄材料費や、次のページになりますが、17 節備品購入費は、ブロックや二輪スクーター、屋外行事用テントなど保育に係る備品を購入したもの、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校給食センターに支払う給食代であります。

なお、令和 5 年度末の入所児童数は 64 人で、前年度と比較して 2 人の減であります。

186 ページになります。

5目発達支援センター費、発達支援センター運営事業1,984万2,075円は、発達支援センターが行う発達の遅れ等に対する相談、支援および療育などに要した経費であり、2節給料は、保育士と令和5年度から任用した心理士の人件費のほか、12節委託料は、作業療法士および言語聴覚士などの派遣委託料、17節備品購入費、細節1訓練用具は、忠類分室開設に向け、感覚統合器具等を購入したものであります。

次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金、細節4は南十勝こども発達支援センターへの負担金であります。

なお、令和5年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人数は96人で、前年度と比較して6人の増であり、南十勝こども発達支援センターへの通所人数人員は14人で、前年度と比較して2人の増であります。

6目児童館費、学童保育所運営事業6,908万468円は、次のページにかけてであります。児童館3か所および学童保育所5か所の管理運営に要した経費であり、支援員の人件費が主なものであります。

令和5年度末における学童保育所の入所児童数は、5か所で282人であり、前年度と比較して13人の減であります。

7目子育て支援センター費、子育て支援センター運営事業1,995万8,610円は、幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費で、主なものとして、保育士や代替保育士に係る人件費のほか、次のページになりますが、ファミリーサポートセンター事業に要した経費などであります。

なお、令和5年度の利用状況については、施設開放事業では、年間延べ利用人数が6,083人で、前年度と比較して967人の増であり、一時保育事業では、年間延べ利用人数が2,264人で、前年度と比較して252人の増であります。

また、ファミリーサポートセンター事業の利用実績は576人で、前年度と比較して363人の減であります。

194ページになります。

3項災害救助費、令和5年度は支出はありません。

以上で、3款民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わったところですが、この際14時15分まで休憩いたします。

14:02 休憩

14:15 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款民生費について、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3点お聞きいたします。

157ページ、6目老人福祉費、お元気ですか訪問事業になります。

65歳以上のお一人暮らしの高齢者が、住みなれた地域で少しでも長く生活できるようにということで、この間取り組んできました。高齢者の孤独感の解消を図るために、介護補完制度として大変重要な役割を担っています。令和5年度の利用実績についてお示してください。

二つ目です。159ページです。8目重層の支援事業についてお聞きいたします。

令和5年4月からスタートしてきました。先ほど部長のお答えでもありましたように、住民の抱える課題が複雑化、複合化した中で、包括的な支援体制の構築ということで事業が始まりました。介護や障がい、子ども、生活困窮と、本当に多岐にわたります。相談、地域づくりということでもご説明がありました。制度の開始前の説明で、人員配置が予定されていましたが、職員配置がどのように進んだのかお聞きいたします。

それと同時に、相談支援、いわゆるケースワークで、コーディネーターの配置で会議の円滑化ということでありました。地域づくりではどのような変化があったのかお聞きいたします。

もう一つですが、69ページに、生活困窮者支援事業で、生活保護の世帯の減少傾向ということで資料が添付されておりました。高齢者の貧困が増加傾向であり、高齢者の生活保護実態が増えています。この要因について、どのような認識を持っているのかお聞きいたします。

三つ目です。189ページ、6目児童館費、学童保育所運営事業についてであります。

つくし学童保育所の大規模化を何度かご指摘いたしました。この間、札内南小学校の支援棟の一部で

学童保育がスタートしました。しかし、現在、小学校の学童保育は休止状態となっています。この間、利用状況、そして休止になった背景についてお聞きいたします。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、私のほうからは、お元気ですか訪問事業に係る令和5年度の実績についてご説明いたします。

令和5年度は、実利用者数は8人、延べ訪問回数は159回の実施となっております。

次に、重層的支援事業の関係ですけれども、令和5年度から実施してございます。保健課、福祉課、こども課等、関係機関、特に人員配置を特別に重層的支援事業に固定とするわけではなくて、その各関係機関がどんな案件によって対応するか、情報共有をする形で対応を行っております。その結果、特に総合相談につきましては、いろいろな相談事業ありますけれども、私たち保健課の介護関係で言えば、介護の認知症管理も含めて、成年後見等、合計すると1,340件ほどの相談件数がございました。

次に、地域づくりの面でどのような変化があったかということでございますが、こちらについては、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携をしながら、実質的には社会福祉協議会のほうで3名が地域づくりに活動を置くなり、地域サロンの新たな創出などを行っているところでございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 私からは、重層的支援事業と生活保護世帯についてお話しさせていただきます。

まず、重層的支援なのですけれども、令和5年度から開始されました重層的支援体制整備事業でございます。重層的支援体制整備事業に関わる人員配置でございますが、コミュニティソーシャルワーカーを1名配置しております。

次に、生活保護なのですけれども、生活保護に関する相談が令和5年は緩やかに減少いたしました。こちらは、コロナ禍の収束ですとか、雇用環境の緩やかな改善が主な原因であると捉えております。

以上でございます。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 私のほうからは、つくし学童の南小学校支援棟の利用中止についてご説明申し上げます。

令和5年4月より、札内南小学校支援棟を利用いたしまして、4年生から6年生を対象に、学校開放日の平日、下校時から17時までの間を利用して開始いたしました。利用状況でございますけれども、4月12日間で40人の利用がございました。1日平均3.3人と予想以上に利用者が少なかったため、令和5年5月より利用を中止しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（酒井はやみ） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） お元気ですか訪問ですけれども、8人で159回という利用でありました。新聞報道でもありますように、高齢化がすごく進んでいて、一人暮らしの高齢者が本当地域でも増えてきました。コロナでコミュニティがさらに希薄になって、本当に一人暮らしの方が亡くなるということが現実のものになってきています。新聞報道にもありましたが、全国では半年間で2万8,000人、年間で5万6,000人の方が独りで亡くなる報道があり、自宅で亡くなるということが都市部だけではなくて、地方でもこういった状況があるということで報道されておりました。新聞では、帯広市のことが書かれていたのはご存じだと思います。4年間で37件あったという報道もあり、高齢者の暮らしの困窮さ、大変さというのが見えています。

私、この中ですごく感じたのが、帯広市では、いわゆるそういう孤独な高齢者を支える支援ということで事業を展開し、幕別ではきつとこのお元気ですか訪問がそれに当たるのかなと思って、今後について町の考えをぜひお聞きしたいなと思います。

帯広では、週に3回、ヤクルトの配達の際、対面で安否確認を行う一人暮らし高齢者訪問活動というのを行っています。いわゆる地域コミュニティが大切だということから、そういったところにその方がなかなか前を向けないとか、なかなかそういったことに参加できないという中で、行政としてできることはないのかということで、帯広市が取り組んでいる事業でもあります。社会問題化する中で、お元気ですか訪問、今、幕別は2週間に1回という状況の中で、今後これをこのまま続けていくのか、さらに拡充するのかについて、町の考えをお聞きしたいと思います。

二つ目です。重層的支援事業についてです。

事業が始まる前に、民生常任委員会で説明を受けた際には、職員配置ということがあったものですか

ら、ちょっとお聞きいたしました。いわゆる人員配置は行わずに、今の体制で取り組むということで理解したいと思います。

もう一つ、学童保育についてです。

4月だけで40人の、多くの方が利用されたのかなと理解しているのですが、多くの方が利用したにもかかわらず止めてしまったということなののでしょうか。その辺についてもう少し詳しくお聞きいたします。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 私のほうからは、お元気ですか訪問の今後についてでございます。

確かに、委員おっしゃるとおり、今現在はおおむね2週間に1回、社協の職員が訪問し、日常生活の相談を行っているところでございます。実績とか感想とか、当然私たちのほうでも見させていただいているのですが、やはり高齢者の方、一人暮らしの方ですと、やっぱり話し相手になるとか、来ていただいたときにいろんな相談をしているとか、そういったことだけでもすごい喜んでいてという声も多くありました。実際これから高齢者数、人口ビジョン等でも出てきていており、令和22年度が恐らく今の推計では高齢者人口のピークを迎えると思います。当然これから伸びていく中で、このようなお元気ですか訪問、確かにこのような事業もありますけれども、それ以外にも緊急通報の事業ですとか、SOSのネットワーク、そういった形で単独、単身高齢者世帯の方に対する生活支援といえますか、危機対策といえますか、そういった部分については、さまざまな事業を通じてこれからも引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） つくし学童保育所の利用状況についてでございます。

令和5年4月1日現在の4年生から6年生、支援棟利用可能な方の人数なのでございますけれども、4年生から6年生で14人登録がございました。そのうち、12日間開所したところ40人の方の利用があり、1日平均にいたしますと3.3人で、利用者が少ないということで閉所となったところでございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 私からは、重層的支援体制整備事業に係る職員配置についてご説明申し上げます。

先ほどちょっと分かりづらい説明で申し訳ございませんでした。こちらの事業開始に係りまして、生活相談ですとか、各機関との調整役として、コミュニティソーシャルワーカー1名の任用しまして、福祉課に配置をしております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） お元気ですか訪問です。今後、高齢者の方が増えてきています。いろいろ取組を行っているというのは重々理解していますが、やはり対面で対話してきている制度なものですから、拡充して高齢者の方に寄り添うような形に発展することを期待します。

重層的支援事業であります。コミュニティソーシャルワーカーの方が配置されたということですね。分かりました。

もう一つ、生活保護のことだったのですが、周知方法はどのようになっているのか、お聞きいたします。

学童保育所については理解しました。利用者が少なかったということでもありますので、理解します。

もう一つ課題があって、指導員の方が学習や遊びをサポートするというので、この間、取り組んでいただいたのですが、保護者との連絡する手段がかなり限られているということがあります。保護者との協議の場をつくる考えはあったのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。学校では毎年2回の保護者アンケートを取っているのですが、学童ではこういったものがないという声があったものですから、学童保育所の現状についてお聞きいたします。

○委員長（酒井はやみ） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 生活保護の周知方法についてでございます。

生活保護なのでございますけれども、実施機関が北海道でございますことから、町でポスター等の作成などはしていないのですが、ホームページには掲載してございます。それと、広報媒体を使った周知よりも、情報共有を積極的に行っております。社会福祉協議会ですとか、自立相談支援事業所などから、

町の方の相談が入った際には、生活困窮ですとか、生活保護申請、手帳の取得など、いろいろなケースを想定しながら情報共有を行っている状況でございます。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 保護者との連絡手段ということでございますけれども、学童保育所においては、アンケート調査等は行ったことはございませんけれども、保護者のお迎え等のときに、指導員に何かあれば言っていたとかということも、一つは手かとは思いますが、今後どのように保護者の意見を酌み取るかについては、研究してまいりたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 生活保護の周知、道の管轄であるということは理解しています。やはり制度として周知して利用できる状況をつくっていくことも大切でありますので、周知方法について、誰もが利用できる制度であるということをしっかり周知して、利用できる環境等もつくっていただきたいと思っております。特に生活保護は、いろいろな人たちの最後のセーフティネットでありますので、ここでどれだけの人たちが助けられるかという大変重要な制度でありますので、そういった方面でも周知の徹底を考えていただきたいと感じます。

学童保育については検討するというお話でありましたので、先ほど課長がお話ししたとおり、会議の状況でかなり限られていた時間になってきています。必ずしも見てくれた指導員の方がいらっしゃるとは限りませんので、今後の学童保育所が今どうなのか、今の制度や方針がどうなのかということも細かく伝えて共有を図り、よりよいものを図っていくためには、協議の場合は、そういった声を取り入れることは大変重要になるので、ぜひそれについて考えていただきたいと思っております。

答弁はいいです。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 6目老人福祉費、ページ数で言うと154、155。資料は54ページ、55ページになります。敬老祝金等支給事業、その中の地域敬老行事奨励金、それから次の項目、老人クラブ活動支援事業についてお尋ねしたいと思います。

敬老祝金等支給事業であります。以前は、敬老の日のその直前直後に、札内スポーツセンターの体育館で大きな全町的な町内行事を行っていた、そんな経過がありました。それがいろいろなことを理由にできなくなって、それで各地域で敬老会をやってくださいと、それに対して補助しますよという、そういう成り立ちの祝い金であるということで認識しています。もし違ったら答弁で訂正してください。

それで、55ページの資料の中で、二つ目ですが、令和3年度、令和4年度、令和5年度と、それぞれ数字がありますけれども、令和3年度、令和4年度、コロナのときには何か町内会で敬老行事をやる、あるいは何かの行事に敬老行事をつけて、そしてこの祝い金の申請をするということがなかなか難しかったのかなと思います。令和5年度になって、それが少し、コロナが5類になって少し増えたのかな、そういう印象でこの数字を見ているんですけども、令和5年度においてもまだ59.29パーセントと、なかなかこの支給が、申請がないということが続いているのだと思います。

お年を召しても労働者として頑張るといって人が増え、高齢者のところでは、上のほうはもう体がついていかないと、高齢化によって老人クラブに参加できない、そういう行事に参加できないということの中では、なかなか参加することができなくなって、そしてまた町内会自体でも別にやるということとはなかなか難しく、何かの行事に併せてやるということなどが増えているのだと思うのだけれども、この基準を来年度以降に向けて、少し支給をしやすいものにならないものかなと思っております。現状としてこの59.29パーセントについて、どのように町ではお考えになっているかということについてお聞きしたいことがまず一つです。

二つ目は、老人クラブの活動支援事業であります。

各老人クラブが、幕老連に結集している老人クラブが、そのクラブの会員の人数によって幕老連に申請し、そのお金を町が出金しているのだという数字で認識しています。これももし違ったら、答弁で違うよと指摘してください。

いろいろな老人クラブ、これも人数が減っていたり、老人クラブの数自体が減っていたりする状況があるのだと聞きます。その老人クラブの人数を確保するのにいろいろと工夫をしているというか、考えている老人クラブもある。その中で一つ、私はこういう老人クラブを知っています。町内会の規定で60歳以上は全員老人クラブの会員です。だから、60歳の方は皆老人クラブの会員に、本人が会員の意識があるかどうかということも別、何かの行事に参加するかということも別なのだけれども、老人クラブ

の人数としてこれをぼんと幕老連に申請している。これは、元その老人クラブの担当者の話で、私は確かめられていないので、そういう調査権もなければ、そういう行事の足引っ張る権利もないから、それは話を聞くだけなのですけれども、かなり信憑性のあるうわさ話ということで聞いていただきたいと思います。私はそういう出金のあり方は、平等性の面においても、考え方の面においても、少し歓迎できないなという思いですけれども、町の考えをお聞かせください。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、地域敬老行事奨励金の関係でご説明いたします。

今、委員おっしゃったとおり、この事業の目的は、高齢者を敬い、その地域における支え活動を促進するために、地域における敬老行事に対して奨励金をサポートするという目的で、行事の奨励金を設けています。

確かに昔は、私も手伝ったのですけれども、札内に1か所に集めてやっていたときがありますが、やっぱり高齢者が増えていくにつれて、その場所の問題ですとか、安全の問題、あとそれに伴う人員の問題等も含めて、今現在のような形にしています。

令和2年からですけれども、新型コロナウイルスの感染が始まり、その結果、やはり集まることでその感染が広まるということはちょっと避けたいという思いから、令和2年度と令和3年度、そして令和4年度までは、行事は開催しなくても奨励金というお金を渡す、お祝いを渡すという形でも、それは今回のこの奨励金の対象にするという形にしています。しかしながら、令和5年度から、コロナの感染がある程度収束した段階で、やはりこの事業は集まるという趣旨に戻るということで、行事を開催するときに支給するという昔の形に戻させてくださいということで、これまでも町内会の連絡会議等でもご説明してきたところでございます。

より支給しやすいものということを考えていると、確かにおっしゃるとおりだと思います。私たちが今年度からは、例えば書類の簡素化をしたりだとか、名簿等についてもなるべくすぐ渡せるようにとか、そういった運用の部分でやってきたところでございますけれども、今後その行事を、この奨励金をどのようにしていくかについては、当然まだ引き続き高齢者が増えていくことございますので、そして地域における支え合いというのは重要なものですから、そういったことも含めて、より検討していきたいと考えております。

次に、老人クラブの関係でございまして。

老人クラブ、確かに高齢者は増えているのですけれども、老人クラブの会の運営等が難しいということで、確かに老人クラブの数は減ったりですとか、あとそれに会員となる人の数も減ったりしてきてございます。しかしながら、一方で、やっぱり今年の一例ではありますけれども、老人クラブとしてはなくなっただけでも、やっぱりその地域で集まりたいということで、社会福祉協議会の地域コーディネーターの方を中心に、サロンという形で集まっているところはございます。委員おっしゃったその奨励金、人数の算出の部分についてでございますけれども、町としては、老人クラブからの補助申請に基づいてやっているものですから、当然その中の老人クラブの各単組というのですかね、各単組の人数を踏まえて判断しているものですので、そこに対して一件一件その人が入っているかということまでは確認していないというのは事実でございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 地域敬老行事奨励金については、今の答弁でよろしいのではないかなと思います。より利用しやすいものを検討していくという答弁であったと思いますから、これまでの経験を糧にして、今年度は無理だと思うのだけれども、来年度以降のところでもっと数多くの方のお祝いができるような仕組みを検討をしていただきたいと思います。

老人クラブの活動支援事業のところでは、今、答弁でなかったのは、私は、こういう申請の仕方は、私は歓迎できないけれども、町としてはどうなのだというところの部分があった。そのところが抜けているので、もう一回そのところを答弁してください。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まずは、敬老行事の奨励事業ですけれども、この事業につきましては、地域で行事等の開催をしていただいたときに、当然一定の経費がかかるということから、1人当たり1,000円という算定の基で、この奨励事業として交付させていただいているものでありますので、決してお祝い金というところではなくて、そういう活動に対して、交流をするという活動に対する奨励金ということで考えておりますので、新たな何か検討するという部分につきましては、ここの今のこの給付の仕組

みをどうこうするのではなくて、またほかにそうした必要な支援等があるのであれば、そこについてはちょっと研究をしてみたいということで、答弁させていただきます。

あと、連合会に提出しております単位クラブの会員数の話ですけれども、委員おっしゃられるように、会員となっていない方の分も入るといのは、ちょっとそれは違うのかなと思います。その辺については、老人クラブ連合会にもそういった話をさせていただいて、連合会で会員数の把握とかも行われていると思いますので、そういった案内の中で、その辺周知をしっかりとしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 地域敬老行事奨励金は祝い金ではないと、確かにね、奨励金でしたね。違う形を検討するというご答弁だったと思うのですが、ぜひ進めていただきたいなと思います。

そして、老人クラブのほうの会員数のことは、幕老連という組織を通して人数を把握して、出金するという仕組みなのだけでも、幕老連に対してそういうことの申入れをするということの話がありました。なかなか難しい仕事なのだと思うのです。ですから、町のほうの担当部署も大に関わって、実際に老人クラブで参加している人の人数が正しくというか、ほぼ正確に払われるように是正をしていてもらいたいなと思います。

以上です。何かあれば答弁いただきますけれども、特になければ答弁はよろしいです。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 関連で1点、今の敬老祝金等支給事業のいわゆる敬老祝金のほうになります。個々に渡されているものについての質問となります。いわゆる目的に対しての手段として、この今のやり方というかあり方が、今後、新たな見直しが必要ではないかという視点での質問になります。

個々に80歳、87歳、100歳になられて、それを楽しみにという方で、また渡されたときに本当に笑顔で帰られてという姿も見ているところではあります。その一方で、こうした形で個々に、金額はともかくとして、お金を支給していくということで、今後も含めて、高齢者社会になっていくということで、間違いなくこれは増額になっていくのだろうと予想されますけれども、そういったことでの仕方というのが、どうなのかという声も聞こえているところでもあります。

私も個人的には、やはり資料に書いてある目的ということを考えてときに、これが最良なのかどうかということについては、見直しが必要なのではないのかなと考えるわけではありますが、そのあたりいろんな見直しもこれまでされているのかと思うのですが、現段階の評価としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 敬老祝金のお金を支給する、個人に対して支給するほうの考えについてなのですが、それこそ金額についてはご存じのとおり、現在は80歳の方に対しては1万5,000円、87歳の方には2万円、100歳の方には5万円という形で交付しているところでございまして、つい先日、対象者の80、87歳の方に対しては、町から通知をお送りしたところでございます。

この現段階の評価についてでございますけれども、対象者のお話をしている声では、やっぱりそれは楽しみにしている、これを楽しみに一年一年待っているとか、100歳の方については、直接ご自宅のほうに訪問して、そしてお渡しするという形を取っております。非常に喜ぶ方が多いと聞いておりますので、町としては、現段階では、この授与に対しては、現状が今の段階ではいいかなと感じているところでございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 小田委員。

○委員（小田新紀） 本当に、今、難しいところではあるのですが、この事業が目的として書かれているところでいきますと、やはりそういった高齢の方、これまで地域社会に貢献された方を敬って、町民みんなでお祝いをするのだという中身だったと思うのですが、そういったことにつながっているのかどうかということも含めた評価をしていくべきかなと思います。受け取るほうはそれはうれしいことでしょうし、楽しみにされていることであって、お金が駄目だとかという考えは私は別にあるわけではないし、この事業の意図が駄目だということは全く思っていないで、大切なことだと思っているわけですが、時代も変わってきているということもありますし、ほかの市町村もいろんな見直しを図っている町もあると聞いております。

そういった部分で、例えばですけれども、この金額でこのお金をということで最終的に判断されるのであれば、ただの現金ということではなくて、例えばですけれども、まく Pay でお支払いするとか、そ

んなことも考えながらではあるのですけれども、ちょっとそれも意図が変わってきてしまうので、それを求めているわけではないのですけれども、物がいいのかとか、あるいは皆さんで何か祝えるようなそういう形、ちょっと具体的な代替案を私も持っているわけではないので、責任持って言えることではないのですけれども、これ、ある程度そういったことも内容の見通しと、今後のかかる費用ですね、5年10年と、年齢のことなので分からないところはあるのですけれども、ある程度見通しをもし出しているなら、そこもちょっと確認させていただきたいと思うのですが、もし出していなければ、また後日で。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 人数の見通しというのは、今現在ちょっと特にここの部分では持ってはいなかったのですけれども、委員おっしゃられるように、今後、高齢者の方、増えていくということもあります。そういった中で、80歳という基準が、今一つありますけれども、平均寿命が80を超えているということもあります。そういったところからは、このままの年齢とか金額を固定するのではなくて、当然この先どういった形がいいかというのは、常に検討していかなければならないとは思っておりますので、あと他町村の状況とかも見ながら、この敬老祝金事業のあり方は検討してまいりたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 3点お伺いいたします。

151 ページ、3 目障害者福祉費、7 節報償費、障がい者就労支援事業です。

資料の 50 ページに、チャレンジ雇用者数ということで、令和 5 年度は人数がおりません。それで、障がいのある方が雇用にチャレンジすると、こういう制度と認識しております。それで、障がいのある方ですので、雇用時間どのぐらいを想定しているのか、また障がいのある方の状況によって働く時間を決めているのか、その点をお伺いいたします。

2 点目、19 節扶助費、これも 151 ページです。2 の心身障害者施設通所交通費扶助ですね。資料の 51 ページです。交通費の助成、私は、自宅から事業所に通所する心身障がい者の交通費と認識しておりますけれども、たしか幕別町は、1 キロにつき 10 円ではなかったかなと思います。それで、そこに通所している方は車で通っているのですけれども、ガソリン代が高騰しておりまして、今の 10 円ではちょっと不足するということでした。障害年金も受けていて通所しているけれども、やはりそれだけではちょっと足りないという声も聞いております。ちなみに、音更町では 15 円、芽室町では 17 円支給しているということで、検討していただきたい、こういう声が届いております。お答えいただきます。

もう一点、民生費の 183 ページ、3 目施設型・地域型保育施設費、18 節家庭的保育事業所運営事業です。資料は 91 ページですが、この家庭的保育事業所の説明書によりますと、退所の条件、これは認可保育所とは条件が違っております。ここのところ町としては認識しているのかどうか。

もう一点、家庭的保育事業所では、調理、授乳室が設備されておりますけれども、外注されていると聞いております。施設が整備されているのであれば、これは未満児、乳児ですので、きちっとその施設で給食を提供すべきではないかと考えます。

3 点お伺いいたします。

○委員長（酒井はやみ） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） まず、職場体験事業についてでございます。

職場体験チャレンジ雇用ということで、障がい者の方に働くことに慣れていただくですとか、体験を重ねていただいて、就業を目指すという事業になってございます。チャレンジ雇用につきましては、会計年度任用職員という扱いになりまして、基本的には 7 時間 15 分の労働時間ということでお願いしているところでございます。ただ、やはり障がいをお持ちであったり、病気を抱えていらっしゃる方もいらっしゃいますので、体調をその都度確認しながら、相談しながら、勤務時間は決めている状況でございます。

次です。心身障害者施設通所交通費扶助についてでございます。こちら通所に係る補助ということで、交通費の補助という部分でございます。現在、車の性能とか向上しておりまして、燃費の向上とかがありますので、今現在、単価 10 円で進めているという状況でございます。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 私のほうからは、家庭的保育事業所についてお答えいたします。

まず、1 点目の家庭的保育事業所の退園の関係でございますけれども、保育所、町営ではございませんので、私立でございますので、退園については保育所のほうで決めておりまして、入所の段階で重要

事項説明書ということで、入所の方にご説明をしていただいている状況でございます。

2点目の、保育園の給食の関係でございます。

現在、外部の事業所より給食を提供しております。そちらのほうにつきましても、発注先の事業所のほうで、栄養士が献立等を考えて提供しているということでお聞きしておりますので、問題ないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） チャレンジ雇用は、これは会計年度任用職員の対象という押さえでよろしいでしょうか。そういう会計年度任用職員であれば7時間15分。この中で、体調に合わせて働くことができなかつたり、そういう場合には、そのチャレンジしている方に合った雇用時間を適用するというのもされているのでしょうか。それが1点です。

もう一点、交通費なのですけれども、医療費などを助成しているので、10円で十分ではないかという答弁でした。今、ガソリン代も本当に高騰しておりますよね。そういう中では、やはり1キロ10円では不足するというので、他町村では、先ほど説明しましたけれども、10円以上助成しておりますよね。そういうことも考えますと、やはり幕別町でもそのような対応をしていただきたいという、利用者からそういう声が上がったわけですから、そこもしっかりと検討していくべきではないかと私は思いますので、お答え願います。

また、家庭的保育ですけれども、私立なのでその私立の保育所で決めている、入所のときに説明しているということでした。これは、その基準は、町の町立保育所、町の認可保育所と同じような条件で子どもを保育する、そこが私立ではあっても、そのことが前提ではないかと私思うのですね。私立であっても、町で、ここの説明資料にありましたけれども、この押さえでは、町の保育所として町内の子どもたちをきちっと保育していく、そういう下で、ここの待機児童の一覧の中にも、ここの家庭的保育事業所を位置づけております。こういう位置づけをするのであれば、私立であっても補助金を出しているわけですから、同じような条件で保育していくべきでないかと、私はまずそこを考えます。

そうしますと、この町の認定されている保育所で待機児童がいて、預けることができなくてここに子どもを預ける、こういうことで家庭的保育事業所を保護者は利用していると思うのです。待機児童がいなければ、認可保育所に預けることができると思うのですよね。ですから、待機児童解消のためにこの家庭的保育事業が始まったのではないかと、私は押さえしているのですが、それであれば、町立の認可保育所と同じような条件で子どもを保育するということが、まず一番の条件ではないかと思えます。

それで、今、施設を私立とおっしゃいましたけれども、例ですけれども、月の半ば以前に退所を希望したら、例えば10月の15日に退所の申出をした場合には、11月の末まで退所できない。そして、16日に退所届を出したら、12月末まで退所できない。こういうことになっているのですね。入所のしおりにそう書いてあって、保護者が承知しているとはいえ、こういう条件でいいのでしょうか。そこが、町がその待機児童解消のための手だてとして開設したこの保育所に対するきちっとした指導をして、町立の保育所と同じような退所条件にしていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

それと、調理室と授乳室が整備されていても、今、外部に給食を発注しておりますけれども、栄養士がいるから大丈夫ということ。確かに、栄養士がいて大丈夫だと思いますけれども、未満児ですよ、ゼロ歳児。この施設では2歳児まで保育しているのですが、ほかの保育所では温かい給食を提供しております。確かに外注も温かいかもしれないのですけれども、そここのところどのようにお考えなのでしょうか。調理室があるのであれば、しっかりそこを利用して提供すべきではないかと思えますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） まず、チャレンジ雇用の勤務時間なのですけれども、個々の皆さまに体調ですとか、事業所の方に、ケースワーカー等にお話も聞きながら、どのような勤務体系がいいかというのは、その都度判断しながら進めております。

次に、心身障害者施設通所交通費扶助についてでございます。

こちら、あくまでも交通費の一部、補助という位置づけで考えております。こちら心身障害者施設通所交通費助成事業という事業の一つなのですけれども、幕別町四つ補助があるのですけれども、ほかの町は、腎臓の機能障がい補助がなかつたり、その市町村によって力を入れている部分が違つたりするものですから、ほかの市町村と一概に横並びというのは難しいかもしれないのですけれども、心身障がい児につきましては、今年の3月に、事業所に係る送迎の負担金も助成対象としておりまして、一部交

通費の補助ということで実施しております。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 家庭的保育事業所のまず1点目、入所の申込みの関係でございますけれども、ただ今委員、待機児童というお話もありましたけれども、町立の保育所の申込みの段階で、第1希望でこちらを希望されている方であれば優先で入れるということになりますので、待機児童だけが入る施設ではないということをお伝えしたいと思います。

あと、2点目の退所の期日のことでございます。利用者が、今の規定だとちょっと不都合があるということでご相談もありましたので、今年度につきましてはもう利用契約とか保護者の方と終わっておりますので、次年度に向けてどのようにしていくか、利用者が使いやすい保育園になるように改善できるか、園側と協議していくこととしております。

3点目の、給食の提供のことでございます。家庭的保育事業所の設備の基準に、まず食事の提供で外部発注することはよしとされております。また、委託した場合なのですけれども、設備には最低限必要な加熱、保存ができる施設になるようにということで定めておまして、それをクリアしておりますので、認可をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 心身障がい者の交通費扶助ですけれども、今、説明の中に、事業所にも交通費の補助を今年度から行っているという押さえでよろしいでしょうか。違うのであれば、もう一度説明をお願いいたします。

それから、家庭的保育ですが、次年度に向けて検討していくというお答えでしたので、ぜひ利用する保護者の方にもそういうところをきちっと周知しながら、制度をどうしていったら、本当に子どもを預けて退所したときにも、きちっと合意の下で退所できるのか、そこのところも事業所ときちっと話し合いをして、徹底して利用してもらう、そういう手だても取りながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、給食の件なのですけれども、今、全てクリアされているというお答えでした。ですけれども、私は、この未満児が外注の給食というところにやはり疑問があります。やはりきちっとした調理員がいて、それで子どもたちに調理しているところを、未満児ですけれども、そういうところをきちっと子どもたちに配慮した給食を提供していく、そういう手だてを取っていくべきではないか、町立の保育所と同じような条件で給食を提供していくということが必要だと思いますので、再度その点についてお答えを願いたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まず、交通費助成の関係です。先ほどの答弁にもあったように、公共交通機関を使った場合であったり、自家用車で行く場合、それに加えて、先ほど申しあげましたのは、事業所が送迎をする場合に対する費用負担が求められる場合がありますので、その場合についての助成を今回制度化したという部分です。いわゆるその部分の支援をするということです。

あと家庭的保育事業所の町立の保育所に合わせるべきというお話ですけれども、まず調理員が確保できて、そこで作った自園調理が提供できるということは、いいことはもちろんあると思うのですけれども、小規模の施設の中でその調理員をしっかりと確保するということが、やはり簡単なことではないと思っています。制度としても、施設外で委託をして対応するということが認められているものでありますので、この部分については、そういった中で対応することも決しておかしなことではないと考えておりますので、そういった意味で町としてもその対応を認めると。ただ、何かおかしな対応がもしあるとすれば、そこは町として認可している施設でありますので、それについては、町としてもそれに対してはいろいろ指導していくことになろうかと思っております。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 心身障がい者の交通費の件ですけれども、施設に助成を行う、幕別町は今年度から始まったということですが。帯広市……

（発言の声あり）

○委員（野原恵子） 事業所に対する交通費、送迎のね。

（発言の声あり）

○委員（野原恵子） そうではなくて。送迎する事業所に交通費を助成したということではないのですか。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 個人負担の部分を助成したという。

○委員（野原恵子） すみません。私が求めているのは、個人で自家用車で事業所に通う障がい者に対する助成を行うべきでないかという質問なのですけれども、今それはできないということでしたね、答弁の中では。それで、個人で事業所まで通所している障がい者に、交通費の助成を上積みすべきではないか、10円では足りないのではないかとこのことを求めております。

それともう一つ、家庭的保育事業所なのですけれども、遜色ないというふうに部長、答弁されましたけれども、やはり今、遜色ないという表現はおかしいかな、小さな事業所では調理員を確保することできないので、今の状況でもいいのですという答弁でしたけれども、同じ町内に住んでいるそういう子どもたち、特に乳児に対しましては、やはり調理員を配置して調理していくということが、認可されている保育所としては、当然のことではないかという押さえで質問したのですが、その点はどんな子どもたちにも同じような保育を提供するという観点から見て、いかがなものかという質問なのですが、その点についてもう一度お答え願います。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 失礼します。先ほどは許可もなしにしゃべってしまいまして申し訳ありません。

まず、交通費助成でありますけれども、先ほど申しました公共交通機関を使った場合は、実費負担、全額負担をしております。また、自家用車の場合について、先ほど申し上げました1キロ10円とかという、ひとつルールを持ってこういった支援をしてきたところでありまして、そして先ほど事業所に対する支援という話でしたけれども、これは事業所が送迎を行ってくれた場合に、利用者から負担をいただくのですけれども、この利用者の負担に対して町が助成をしているというお話です。真っすぐ事業所にお支払いしているのではなくて、利用者の方にお支払いをしているというものです。

町としても、こういった通院なり通所の交通費の助成をしております、それも幾つかの通所の支援を、特定疾患とかさまざまそういったものにも支援をしております、他町村との比較というお話も先ほどおっしゃいましたけれども、そこはやっぱり町でそれぞれ力を入れているところはさまざまあるかと思えます。そういった部分ですので、今におきましては、この金額で進めるという考えに立っております。

また、給食提供で、私、先ほど遜色ないとは申し上げていないのですけれども、幕別町の認可保育所で行っているような100食を作るような形であれば、そういった調理員を確保するとかということは一程度可能なのかもしれませんが、やはり定員数の小規模なところでいきますと、調理員さん入ってもらおうとしても、本当に短い時間でやらなければならないとか、そうなってくると、それだけでやっぱり生計立てていくのは難しいですとか、さまざまなやっぱり理由があって、そういった小さな事業所で職員を雇用するというのはやはり難しい、特にそういった調理員というとなると、一定の資格を持ったり、そういった方も必要になるかもしれませんので、その中で言うと、やはり調理員の確保という部分は、やっぱり小規模であればそこはちょっと難しいと考えております。ですので、委託の形で外部から導入するというのも、そこは手法としてはできるものと認識をしております。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 私は、交通費とその町々によってさまざまな施策、力を入れていくところは違うと答弁されておりますけれども、やはり自家用車で自分で通っていく、それだけの障がいの度合いが軽度なのかなと、自分で行けるという方はね。そういう方に対しても、やはり支援をしていくことが、その人たちが自立して生きていく一つの力になるのではないかなという、そういう思いで質問いたしましたので、さらなる検討をお願いしたいと思います。

また、給食の件につきましても、調理員を配置するとかそういうのも大変難しいというお答えでしたけれども、これも工夫をして、やはり温かい給食を提供できる、温かいというか、そこで調理して提供できる、そういうことも研究していく必要があるのではないかと思います、質問をして終わります。

（関連の声あり）

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 内容は違うのですけれども、待機児童の質問をされておりましたので、提出いただきました令和5年度保育所の待機児童に関わって質問を行わせていただきたいと思います。

資料の2としてご提出いただきました令和5年度の保育所の待機児童数の一覧なのですけれども、これは令和6年3月31日時点の数字となっております。保育所の令和5年4月の時点での待機児童というのは何人いらしたのでしょうか。そして、当然、保育所ですから、途中で入所が、申込みがあるということも多々あるかと思えます。そういったところで、途中での待機児童の解消状況も併せてお伺いし

たいと思います。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 待機児童数についてでございます。令和5年4月1日現在、年度当初の状況でございます。

待機児童につきましては、完全待機につきましてはゼロ人となっております、潜在待機が10人となっております。内訳といたしましては、特定施設希望者が8人、育児休業延長希望が2人となっております。年度途中の状況でございますけれども、申込み児童数が43名、入所決定児童数が13名、待機児童数が1名、潜在待機児童数が30名という形になっております。すみません。退所児童数、抜けていました。17名となっております。

以上でございます。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ちょっと数字が合わないかなとは思っておりますけれども、今お答えいただいたのは、年齢別にお答えいただいたわけではないのですけれども、この資料2の待機児童、潜在的待機児童ですね、ここを見ますと、ほとんどがゼロ歳なのですが、今お答えいただいた途中での申込み、あるいは入所できた人も、やはり年齢的にはゼロ歳だったのでしょうか、それとも他の年齢もいらっしゃいましたか。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 年度途中での申込みの43名の内訳でございますけれども、ゼロ歳児が35名、1歳児が5名、2歳児が1名、4歳児1名、5歳児1名となっております。入所決定児童数の内訳でございますけれども、ゼロ歳児が4名、1歳児が4名、2歳児が1名、3歳児が1名、4歳児が1名、5歳児が2名となっております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 資料の85ページ、あるいは次の87ページ、幕別町の常設保育所、町立での入所数と、それから私立の入所数合わせて見ますと、ゼロ歳児の現在入所されている人数は18人なのですね。それで、待機児童は41名ということでありました。年度途中の入退所も圧倒的にゼロ歳児が35人ということでもありますから、1歳5名、2歳1名といらっしゃいましたけれども、圧倒的にゼロ歳児の潜在的待機が生じているということだと思います。

待機児童の解消に向けましては、これまでも何度かお尋ねしてきまして、年長、年中、あるいは年少も含めてこれまではあったのですけれども、その点では少しずつ解消されてきているのだということは傾向として見えます。ただ、ゼロ歳児の待機児童が、潜在的といえども、これ希望されているわけですから、育児休業の延長など本来はしないで仕事に出たかったと。だけど、入れないからやむなくという方たちが潜在的待機児童になっているわけですから、この部分の解消を考えていかなければ、今のようない申し込んでも入れないよという事態は解消されないと思うのですけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 潜在待機でのゼロ歳児の待機が多いということでございますけれども、まず、保育士の確保が現在難しい状況でございます。会計年度任用職員の公募をかけておりますけれども、広報とホームページ、ハローワークを通じて募集はずっとかけているのですけれども、応募がない状況でいるものですから、入所できる人数についても枠を広げることはできないというところが1点問題となっております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 今後の対応等につきまして、すみません、答弁漏れでございました。

今後につきましても、保育士の確保はもちろんですけれども、クラスの状況、4月の入所の当時から比べると、少しずつ、半年たっていくと、ちょっとずつ子どもたちも落ち着き、受入れができる可能性も出てくるところもございますので、クラスの状況の確認を行いながら、また、先ほど出ました家庭的保育事業所ですとか、事業所内保育所というのが町内にございますので、そちらとも連携しながら、少しでも入所できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今のような状況の、今のお答えのような中では、なかなか抜本的な解決には至らな

いのではないかと思います。一つは、保育士のなり手が無いというところなのではございますけれども、ここは正職員として募集ということはなされていたのでしょうか。このゼロ歳児に関わりまして、今、課長のお答えですと、会計年度任用職員とということでありますが、会計年度任用職員とそれから正職員では当然条件が変わってまいります。正職員の条件であれば、応えていただけるというのがあるのではないかとと思うのですけれども、どうでしょうか。

それと、これからの解消の方法として、今、例えば、こりすのおうちの家庭的ですね。でも、実際今も受入れはゼロなのですよね。ですから、期待はされるのだと思うのですけれども、現実に預かっていただく、現実に今待機者が40人いらっしゃるわけだから、この子どもさんたちをどうするかと考えたときに、既存の施設の中での預かっていないところが、どうして預かってもらえないのか、どうやったら受け入れてもらえるのかというのが一つあります。もう一つは、人が足りないというのであれば、その人を増やす手だてをどんな努力されていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まず、保育士の確保の部分ですけれども、今、町内の町立の保育所だけではなくて、民間の保育所も含めてなのではございますけれども、現状としては、やはり受けてほしい児童の数に対して、受け入れるだけの保育士の数が確保できていないという実情があります。本来ですと何人まで受けてほしいという考え方で進めてきたのですけれども、保育士が今、途中で退職されたとかということもあったり、または募集しても確保できないということも実際にありまして、そういったことから、今、受入れができていないという状況が実際にあります。

これかなり難しい部分があると思いますけれども、民間についても、もちろん募集については努力してもらっていますし、町としまして、当然、会計年度任用職員だけではなく、正職員の保育士の募集も行っておりますけれども、そうした中で、もちろん何も手だてを打たないのではなくて、打っていく中で一定程度確保はしていくということは考えてはいるのですけれども、現状それが追いついていない。年度の当初は、ご覧のとおり待機児童が生じていませんので、基本的にはそこは足りてはいるのですけれども、当然年度の途中で入所されます。それに向けても確保できるように進めていきたいとは思っているのですけれども、現状でまだ数が確保し切れていないというのが実態であります。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 保育士不足は全国的なことでもありますから、ご苦労されているということについては、私も同じ思いはあります。

それで、この幕別町の今常設3か所、それから私立2か所、忠類もあるのでございますけれども、ゼロ歳児の総定数は、そもそも何人なのでしょう。そもそもこの定数があって、そしてこの40人の待機となっていると思うのですけれども、何人なのでしょう。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） ゼロ歳児の受入れの定数です。令和5年度末現在がちょっと手元になかったものですから、6年の4月1日現在でお話しさせていただきますけれども、全体では、今、受入れの定数としては、私立も含めて5保育所で35人受入れをするという計画でありますけれども、現状で今14人となっています。幕別認定こども園だけは、まだ3名ほど受入れは可能の状態ではあるのですけれども、その他の保育所については、保育士が足りていないということもあって、受入れができない状態になっております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。35人、ゼロ歳児であれば少なくとも1人で2人と、最低。保育士1人で子どもさんが3人までですけれども、可能な限り2人ということでやってこられたのではないかと思います。

それで、この35人ということになれば、3人ということになれば12人の保育士、それから2人であれば17人の保育士ということなのではございますけれども、やっぱりこういう定数に見合った職員体制を確立するという視点に立っていけば、今からでもこの15人あるいは17人、確保するという構えを持っていかないと、ずっと受入れは十七、八人で終わって、待機児童が40人のままだということが解消されていないのではないかとと思うのですよね。

それで、傾向としては少子化になってきて、全体の数はそうそう増えていかないのかなとは思いますが、しかし女性の社会進出や何かを考えていったときには、誰でも1年、2年の休業を取れるわけではありませんから、やっぱりこのゼロ歳のところでつながっていくということが、職場にきちっと復帰できるという、その保障、要になっていくと思うのですよね。そういうふうになれば、もう少し

担当のほうとしては、そののところに力を入れた人員確保、そして場所の確保をするべきではないかと思いますが、お答えがあったらお示してください。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 確かに、今、職員不足というところがございますので、待機児童の状況が解消されていっていないということはございます。ただ、町としても当然それを望んでいるわけではありませぬので、やはり待機児童をなくすということが重要だと思っておりますので、引き続き職員確保、あとは民間の保育所に対しましても、職員確保のことも働きかけをしてまいりたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。  
中橋委員。

○委員（中橋友子） 次に、ページ数は146の障害者福祉費に関わりまして、場所的には、これは149ページの扶助費になっていくのかなと思ってお尋ねいたします。同じく資料請求させていただきまして、資料3で提出をいただきまして、幕別町の障害者福祉サービスの町内事業者と利用者の関係をお示しいただきました。

この18ある事業の中の、なかなか具体的にどんなサービスなのかというのが、この名称で判断するしかないかなと思うのですけれども、私、今回お尋ねしたいのは、とりわけ6番のショートステイであるとか、あるいは9番の施設入所支援、それから11番のグループホーム共同生活事業、利用者もかなり多いところなのですけれども、実はこの障がい者施設における入所者の人権の保障ということが、随分問題になってきております。そういった相談も届いております。具体的に言えば、全国的なことといたしまして、残念ながら虐待が起きてしまっているとか、私たちがこの幕別で届いている内容は、何ていうのですか、暴力的なことというよりは、例えば日曜日の食事の提供が自分でしなさいという形なのだけれども、しかしそれを保障するだけの手元のお金がないとか、あるいは入浴が十分希望するところに入れてもらえないとか、さまざまございます。

それで、この障がい者施設に入所されている方たち、特に精神障がいの方たちなどは、なかなか自分で意思表示ができないということもありまして、その解決の道というのが難しいのですよね。したがって、そういった対処といたしまして、まずは幕別町にもそういうご相談が来ているかなと思いますので、その実態があるかないかということと、それからこの障がい者サービスに関わって、そういう実態が広がっているということもあって、基幹相談支援事業というのが位置づけられまして、これ市町村がやるのですけれども、そういった相談を受けて、そして善処していくということが進み出しています。この事業について、まずどんな認識でいらっしゃるか、今、入所されている現状に、そういう問題があるかということも認識されているかということも含めまして、お答えいただきたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 暫時休憩いたします。

15:40 休憩

15:40 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩を解いて、会議を開きます。

審査の途中ですが、この際15時55分まで休憩いたします。

15:40 休憩

(15:55 石川委員、藤原委員着席)

15:55 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いいたします。

福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 入所者の方の人権保護といった部分でございます。虐待ですとか、いろいろな相談が寄せられた場合なのですけれども、町として調査しまして、それが実際に起こっているのか、またどんなふうな状況であるのかということを確認しまして、必要がありましたら十勝総合振興局のほうにご相談しまして、一緒に対応させていただくという手法を取っております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ということは、実際にこちらのほうに相談が寄せられているということですね。ど

のぐらいの件数、令和5年で寄せられたのかもお尋ねしたいと思います。

それで、前段の質問で申し上げました、課長おっしゃられるように、認可する、いわゆる運営の責任というのは北海道でありますから、当然、十勝総合振興局との連携ということになってくるということと併せて、前段申し上げましたように、基幹相談センターというのが市町村で進み出していると。まだ半分だと聞いていますけれども、そういった対応をされていけば、もっと強力なそういった対処というのが町の自主的な事業としてやっていけるのではないかと思います、まずは相談どのぐらいあったのか伺っておきたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 令和5年の相談件数なのですけれども、施設内の虐待ということでご相談はございませんでした。

それと、基幹相談支援センターの関係だったのですけれども、機能強化事業として、一般的な相談支援事業に加えて専門的な相談支援を要する困難ケースの対応ですとか、相談支援事業所に対する専門的な指導や助言ですとか、町内の専門相談を行っておりまして、こちらは福祉事業所に委託ということで事業委託をしております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 入所をされている方たちが、なかなか外部に相談をするということ自体が、自分自身がそこで生活されているということもありまして、また障がいを持っていることもあって、相談しづらい状況に往々にしてある。実際に事が分かったときには、なかなか難しい現状に、虐待につながっているというのがこれまでの通例ではないかと思えます。いずれにしても、十勝総合振興局との連携が大事だと思いますので、町として可能な限りそういった相談を受け入れる、そういう研究と併せて解消に向けて臨んでいただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 4款衛生費について、ご説明申し上げます。

196 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額6億8,170万5,000円に対して、支出済額6億3,074万5,478円であります。

1目保健衛生総務費、保健衛生総務事務事業1,244万499円は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、主なものは、嘱託医師17人に係る報酬および費用弁償と担当保健師の人件費であります。

199 ページになります。

地域医療対策事業1,726万3,900円は、医療の提供体制の確立に要する経費であり、主なものは、18節、負担金補助及び交付金、細節3の帯広高等看護学院に係る負担金や細節5帯広厚生病院運営費補助金などであります。

2目母子保健対策費、母子保健対策事業352万650円は、主なものとして、よちよちサロン、歯磨き教室、パパママ教室などの実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師、看護師などの担当職員の人件費のほか、12節委託料の子育て支援アプリ運用保守委託料などあります。

201 ページになります。

乳幼児健診事業306万7,194円は、乳幼児健康診査の実施に要した経費であり、主なものは、8節旅費は、乳幼児健診に係る医師の費用弁償のほか、17節備品購入費は、子どもの弱視疑いの早期発見・早期治療につなげるため、屈折検査機器を購入したものであります。

妊婦・産婦健診事業1,110万4,572円は、妊婦一般健康診査に係る委託料や妊婦健診および産婦健診に対する助成に要する経費であります。

次の妊娠・出産包括支援事業127万7,820円は、主なものとして、産前産後サポート事業のママカフェの助産師の講師謝礼や産後ケア事業の委託料であります。

不妊・不育症対策事業425万4,196円は、特定不妊治療や一般不妊治療に係る自己負担分の助成金で、

細節3の特定不妊治療の利用人数は16人で、助成回数は延べ38回、そのうち、昨年10月から開始した医療保険適用外の先進医療費用の助成の利用人数は11人で、助成回数は延べ16回、細節4の一般不妊治療の利用人数は28人で、助成回数は延べ30回であります。

3目予防費、定期予防接種事業5,526万8,499円は、感染症予防のための予防接種などに要した経費であり、主なものは、次のページになりますが、10節需用費、細節70は、定期予防接種に係る医薬材料費、12節委託料は、定期予防接種に係る委託料、18節負担金補助及び交付金は、予防接種に係る自己負担分の助成などであります。

205ページになります。

任意予防接種事業72万7,501円は、感染症予防のための任意の予防接種に要した経費であり、18節負担金補助及び交付金、細節3任意インフルエンザ接種費用助成金が主なものであります。

4目成人保健対策費、成人保健対策事業113万6,012円は、担当保健師の人件費のほか、本年3月に策定した第3期まくべつ健康21の印刷製本費やアンケートの実施に係る郵便料が主なものであります。

次の生活習慣改善事業13万6,450円は、各健康講座の講師謝礼が主なものであります。

207ページになります。

疾病対策事業1,321万1,889円は、各種健診の受診に要する経費であり、主に、12節委託料は、人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種健診の委託料などであります。

がん対策事業1,678万736円は、がんを早期に発見するための各種がん検診に要する経費であり、主なものとして、11節役務費は、クーポン券や受診勧奨のはがきに係る郵便料、12節委託料は、各種がん検診の委託料などであります。

5目診療所費、へき地診療所運営事業194万9,802円は、幕別地区3か所の診療所の管理運営に要した経費であります。

令和5年度の開設日数および受診者総数は、3か所合計で開設日が74日、利用者数が延べ159人です。

次のページになりますが、忠類診療所運営事業1,904万97円は、忠類診療所の管理運営に要した経費であり、主なものは、12節委託料、細節1は、忠類診療所の管理運営委託料、14節工事請負費、忠類診療所改修工事は、排煙オペレーターの改修などを行ったもので、17節備品購入費は、血圧脈波検査装置などを購入したものであります。

忠類歯科診療所運営事業856万1,121円は忠類歯科診療所の管理運営に要した経費であり、主なものとして、12節委託料は、歯科診療所指定管理者業務指定管理料、17節備品購入費は、口腔内バキュームと石膏や埋没材を攪拌するバキュームミキサーを購入したものであります。

なお、令和5年度の開設日数および受診者総数は、忠類診療所が266日、延べ8,393人、忠類歯科診療所が209日、延べ4,509人です。

6目環境衛生費、環境衛生対策事業666万1,633円は、環境衛生および環境保全に要した経費であり、主なものは、環境衛生業務員の人件費のほか、次のページになりますが、12節委託料、細節7環境調査分析委託料などあります。

次に、墓地維持管理事業416万3,371円は、墓地の維持管理に要する経費であり、12節委託料、細節5および細節6は、墓地の草刈りや支障木の伐採などに要した委託料であります。

213ページになります。

葬斎場維持管理事業2,017万7,967円は、葬斎場の管理運営に要した経費であり、12節委託料、細節1管理委託料は、葬斎場の火葬業務や施設の維持管理に係る費用であり、14節工事請負費は、火葬炉の霊台車2台の更新工事に要した費用であります。

次に、地球温暖化対策推進事業2,557万5,330円、12節委託料は、幕別町地球温暖化対策実行計画の策定に係る委託料が主なものであります。

214ページになります。

7目水道費、簡易水道特別会計繰出は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業5,006万6,115円は、令和5年度中に、コロナワクチン接種事業に要した経費であり、主なものとして、1節報酬は、本年1月末まで開設したワクチン相談コーナーに係る人件費、11節役務費、細節1郵便料は、ワクチン接種券の発送に係る経費、12節委託料、細節5ワクチン接種委託料は、個別・集団接種の接種に係る委託料、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金、細節3の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金は新型コロナウイルス予防接種において健康被害を受けられたと認定された方3人に対

する給付金であります。

2項清掃費、予算現額4億1,479万8,000円に対して、支出済額4億1,147万1,080円であり、翌年度繰越額は、し尿処理事業に関し、5万1,000円を令和6年度に繰り越したものであります。

1目清掃総務費、ごみ収集運搬処理事業3億9,482万5,180円は、ごみの収集および処理に要した経費であり、主なものとして、10節需用費、細節30印刷製本費は、ごみカレンダー1万3,400部、ごみ袋102万5,700枚の製作に係る経費で、12節委託料、細節5ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみおよび資源ごみの収集運搬に係る経費であります。

次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金、細節3十勝圏複合事務組合負担金(清掃事業)は、町全体の可燃ごみ、不燃ごみを1市14町村、資源ごみを1市7町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節4南十勝複合事務組合負担金は、忠類地域で共同運営している葬祭場の管理運営費およびごみの最終処分場の管理費に係る本町の負担分であります。

以上で、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(酒井はやみ) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員(岡本眞利子) ページ数が209ページの環境衛生費についてお伺いしたいと思います。

こちらは決算書にはちょっと出ていないのですが、害虫駆除についてお伺いしたいと思います。近年、異常気象ということもありまして夏の気温がとても高いということで、年々スズメバチの発生が多いということで、町民からもご相談をいただくことが多いのですが、幕別町では、駆除は各自で行うことになっていますが、住民からのそういう相談がないのか、また、あったとしても業者を紹介するのみなのかをお聞きしたいと思います。

○委員長(酒井はやみ) 防災環境課長。

○防災環境課長(半田 健) 害虫の駆除の関係でございますが、今年もそうですが、暑くなってくるとどうしてもスズメバチ関係の相談が毎年多く寄せられております。委員おっしゃいますように、町としては、各個人の住宅、敷地内のスズメバチの巣、害虫駆除などについては、町としては駆除を行っておりません。そのため、町内あるいは近隣の町村で、害虫駆除をされている業者さんをホームページで紹介をさせていただいております。また、住民の方から電話で相談があった際にも、その旨をお伝えをさせていただいて、それぞれ各個人で業者さんに依頼をさせていただいて、駆除をしていただくという手法を取らせていただいております。

○委員長(酒井はやみ) 岡本委員。

○委員(岡本眞利子) 相談の件数など、分かりますか。相談の件数がどのくらいあるのかなということをお聞きしたいということと、また、他町村では無料であるところもあるようですけれども、補助の対象にする町もあるということとあります。うちの町も高齢化が進んでいる中で、高齢者の方が自分で駆除はもちろんできないのですけれども、業者に頼むということになると思うのですけれども、ちなみにスズメバチですと、巣一つで1万1,000円、アシナガバチだと8,800円、ミツバチだと1万1,000円ということで、結構金額のほうも高いのですけれども、また、所によっては防護服、自分で駆除する方のために防護服を貸し出しているところもあるようですけれども、そのような考えはうちの町としてはお持ちではないのかお聞きします。

○委員長(酒井はやみ) 防災環境課長。

○防災環境課長(半田 健) まず、相談の件数なのですが、詳細には記録はしておりませんが、8月になりまして高温になった際には、週明けに2件、3件と入る日もございましたので、件数的には、年々やっぱり気温とともにスズメバチの活動も活発になってくるというときには、日に2件、3件という相談の電話を受けていることがございます。ただ、詳細には記録としてはおりませんので、申し訳ありませんが、このような形で相談を受けるという状況でございます。

それから、高齢者等の世帯の関係、この中で相談の駆除の電話をいただいたときにも、そのようなお話をされたことがございます。管内の町村においては、そのようなこともしている、町のほうで実際に駆除を行っているという町村もございますので、ただ、うちの町の規模としては、それまでに対応できるようなものは今までも実施しておりませんので、管内の状況も調査させていただきながら、状況を確認させていただきたいと思っております。

それから、防護服の関係でございますけれども、実際、町には2セット用意をしております。ただ、その2セットにつきましても、公共施設でスズメバチの巣等が発見した場合、駆除する際に公共施設を

管理する上で、町として用意しているものでございまして、町民の方々にお貸しするまでの数量を用意していないということがございまして、現時点では町民の方への貸出しということは、まだそこまでのものにはできないのかなと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） この害虫駆除に当たりましては、結構、業者をお願いをすると単価のほうも高いということもありまして、なかなか頼めないという状況もあります。また、ホームページを見ますと、8件ですか、うちの町では8件を掲載して、帯広、幕別ということで出ておりますが、頼めないということから自分で駆除するというような、高齢じゃない限り何とかできるのかなということもありますので、駆除してもらう安全性からも、今後は防護服などの貸出しも考えていくべきではないかなと感じます。その行っているところは、予約をしながら、そして補助対象にするということできているようですので、先進事例などを見ながらちょっと考えていただければと思います。

答弁ありましたら、お願いします。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 各町村でさまざまな取組をされていると思います。その部分も含めまして、各町村、実施されている先進事例等も踏まえまして検討させていただきたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数は213ページ、6目環境衛生費の22節、細節1墓地使用料返還金5万2,200円と計上されております。これまで資料の中に幕別町内の墓地の使用料の設置されている資料が載っていたのですが、今回は入っておりませんでした。したがって、この返還がどこで何件だったのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 令和5年度の墓地の返還の状況でございますけれども、幕別墓地で8件、相川墓地で1件、札内墓地で2件、千住墓地で2件、古舞墓地で5件、合わせて18件でございます。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それは、全体からいったら、どのぐらいの割合になるかもお伺いしたいと思います。

墓地につきましては、たびたび予算決算委員会の中でも議論があったところですが、年々、墓じまいということで、家族構成も含めて維持できないという声がたくさん聞かれてきています。そういう中で返還の数が増えてきているのではないかと思います。全体から見たらどのぐらいの割合になっていくのか。できれば経年で、この間、今ずっと3年間の資料を出していただいているのですが、3年間でどのぐらいの総数に対して返還があったのかも分かればお答えをいただきたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 令和5年度の18件なのではございますけれども、墓地の総数に対しますと、およそ0.8パーセントになります。令和3年度から令和5年度までの墓地の返還数につきましては、令和3年度が13件、4年度が23件、5年度が18件ということで、ここ3年間で54件の返還ということでございまして、その以前の数と比べますと、若干ではありますが増加傾向にあるという状況となっております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 幕別町の事業としてこの墓地の土地を提供するというので長く実施されてきたのですが、そういった昨今の墓地を返還するという流れから推測していくと、合同墓地の設置というのが要望として高まってきているということは、この数字からも伺えます。直近の状況の中では、近隣3町の中で共同墓地を持っていないのは幕別町だけでありまして、芽室町はこれからですが、それで、この中で議論の過程では、民間のそういうところがあるから、そこを利用させていただくというお答えではあったと思います。

しかし、人の移動もあれば、今後の人口減少も含めまして、民間の中での依拠するというところだけでは心もとないということと、併せてやはり使用料を見ると、民間と今回できました音更や帯広から見ると大分違いがあるのです。例えば、音更町の場合でありますと、1万円で利用できると。1万円を一度支払うと、ずっとそのまま永久使用料となると。あるいは帯広市でありますと、8,000円ということで、8,000円は市民以外の方ですね。市民の方は6,400円です。芽室町はこれから算定されるということですが、こういった状況を見ても、この決算状況、墓じまいの状況から見ていくと政策的に考

える時期に来ているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 墓じまいの関係でございますけれども、防災環境課では、墓地を現在使用されている方に対して、令和3年度からアンケート調査をさせていただいております。そのアンケート調査の中で、実際、今現在、どなたが管理されているのかということと、今後の供養のあり方、お墓の取扱いについてどのようにお考えですかというアンケート調査を実施をさせていただいております。

今年も幕別墓地の一部で始めまして、来年度をもって幕別地区の墓地の意向調査を終了することになっておりますけれども、現在、今年も8月のお盆のお参りの時期に合わせて、それぞれお墓のところにアンケート用紙を1件1件置かせていただいて、それを返信用の封筒に入れて返答いただく形で取らせていただいておりますけれども、これまでの積み上げのアンケート調査の結果からお知らせをさせていただきますと、まず「墓じまいを考えていますか」という設問に対して、「いいえ」と答えられている方が、今の時点で51パーセントの方が「墓じまいを考えていない」という考え方でございまして、「墓じまいを考えている」という方は14パーセントになっております。そのほかの方は、「まだ分からない」というお答えの方が3分の1という状況となっております。

あわせて、「合葬墓は必要ですか」ということも併せて調査をさせていただいております。「はい」「必要だ」というお答えをされている方が33パーセント、「いいえ」とお答えされている方が25パーセント、「分からない」という方が23パーセントという状況となっております。「永代の供養を利用したいか」ということも併せて聞いておりますけれども、供養を利用したいという方は、「はい」と答えている方は24パーセント、「いいえ」とお答えになられている方は49パーセントとなっております。

最後にもう一つの設問として「公共の合葬墓があれば、利用したいか」という設問もさせていただいております。「はい」とお答えになっている方が27パーセント、「いいえ」とお答えになられている方が26パーセント、「分からない」という方が26パーセントという状況となっております。

したがって、最終的な町全体としてのお墓の所有者の方へのアンケート調査を来年度で終了する予定となっております。それらの状況、今ご説明させていただきましたアンケート調査の状況も踏まえて、方向性を探っていきたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか微妙な回答であると思いますが、しかし少なくとも必要とするという人が全体の今の調査の時点では約3割、どの調査の中でも表れているということは、やっぱり大きな数字だと思います。これは、現在、墓地を持たれている方の状況でありまして、これから墓地をというか、埋葬をする何らかの形で必要とする方たちにとって、じゃあどういう場所を選ぶのか、新たにお墓を持つのか、それとも合葬を望むのかということも大事ではないかと思うのです。

私はここはなかなか調査は難しいとは思いますが、しかしこれからの人たちのほうが合葬を求めるといのが、増えていく傾向にあるのではないかと推察いたします。そんなことも考慮をして、ぜひ幕別の合同納骨塚というのですか、そういうことについても考えていただく時期に来ているかと思っておりますので、もしお答えがあればですが、そういう方向性を決算の中から見極めていただきたい、このように思いますが、どうでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 合葬墓のお話ですけれども、今、課長が答弁したとおり、まずアンケート調査をさせていただきました。一定の需要は、3割程度は必要とされている方がいらっしゃるということは理解しております。今後、町内のお寺さんともいろいろ意見交換をしながら方向性を決めていきたいと考えております。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） この間、一般質問やこういう決算、予算の委員会の中で、合葬墓、合同墓地、いろいろ言い方はありますけれども、質問をさせていただいております。来年度をもってアンケートは終了するという今ご答弁があったところであります。

もう少しそのアンケートのことでお尋ねしたいなど。一つは、令和3年度からずっとアンケート続けられているけれども、アンケートの総数というのは、どれぐらいの中の数字なのかということを知らせていただきたいと思っております。

というのは、今、町有墓地で管理されている方の中には、アンケートの答えがあるというのは、ちゃんとした管理者が存在する方で、毎年きっと先祖の墓参りに来ている中でアンケート用紙としたのだろうということが推察されるわけです。そうでないそういう墓地もあるのではないかなと思うものですから、もう誰が管理者なのか分からない、ずっとそのままになってしまっているものもあると思うものですから、そういったことはアンケートの中に絶対反映する余地がないわけであります。

そんなことで、今、アンケートのある中で、こういうことだということの数字あったけれども、どれぐらいの人がアンケートで回答を寄せてくれていてと、あと推察されることとして、答えのない人が、管理者のいないお墓がどれぐらいいるのかということも併せてお尋ねしたいと思います。こんなことも、私も合同墓地を町で持つべきだということの主張をずっと続けてきましたけれども、重要な姿勢になるのではないかなと推察します。お願いします。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 件数の関係ですけれども、アンケート調査につきましては、現在、貸し付けしているお墓につきまして、全件を対象にして調査をしております。委員おっしゃられますように、全て100パーセントの回収率ではございません。それぞれ年度を決めてアンケート調査を実施しておりますが、未回答の区画につきましては、翌年度のアンケート調査の際にも再度アンケート調査票を掲示させていただいて返送を願うという形で、今までも続けてきております。

今年の本来的担当調査地区は、幕別墓地ということで358区画を対象として実施しておりますけれども、それ以前に実施をしておりました札内墓地第1区、第2区、第3区、千住墓地第1区、第2区、第3区、第4区と、それぞれ実施しておりますけれども、その未回答でありました238区画につきましても、併せてアンケート調査、今年も併せて実施をさせていただいております。できる限り100パーセントに近い方に回答をいただいて、今現在の管理者も含めて調査をさせていただきたいということから、そのような形で毎年、回答のなかったところには実施をさせていただいている状況でございます。

現在の貸付区画数が1,858区画ということでございますので、それ以外の部分につきましては、およそ今回の調査では約600件、今年の調査では600件の調査をさせていただいております。その関係で、まだまだ回答率については例年50パーセント強の回収率ということで進めてきておりますけれども、可能な限り多くの方から回答をいただいて、現在の管理されている方を把握させていただきたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 来年度を最後にということでありましたけれども、まだ回答のないお墓については、これからも追求するというその姿勢は支持させていただきたいと思います。

お尋ねしますが、それでも回答がない墓地、それはどのように判断しますか。もう管理者がいない墓地ということもあるわけだ。どこかでけじめをつけなければなりませんね。条例上では、一度貸し出すと、もうずっとその人に権利があることになって、けじめがない。けじめがないという言い方はちょっと問題ありますね。ずっとそのまま放っておかれる可能性がある、そういう性格の条例になっています。回答がないケース、もう管理者が不在となると判断するケース、その辺の基準や判断される場合についてどうするかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 令和3年度から、場所を決めて調査してきております。札内墓地でいうと559あるのですけれども、そこに割りばしに調査票と、雨に濡れてもいいようにビニール袋に入れた調査票、その調査票をいきなり管理者というか、お参りに来た方が読むと、何かこう墓地の使用料か何か請求されると思われたら困るので、事前にもうこれお金は納めてもらっているんで、お金の請求するものではないと。災害があったときに、墓石が倒れたりすることもあるので管理者の調査をしたいのだという切り口からアンケート調査入って、そこで管理者のお名前と、そして裏面に合葬墓だとか、墓じまいするかどうかだとか、そういうアンケートを含めて調査させていただいております。確かに未回答のところがあります。未回答のところは、翌年また調査して調査してとやっているのですけれども、最終的には100パーセントにはならないと思います。

ここの墓地については、どうしようかというところは、これからなのですけれども、例えば、お隣の帯広市さんの例でいきますと、帯広市さんも、要するに、管理者が不在な墓地を強制的に返還するような、そういった手続も含めて、今、帯広市さんでも検討しているので、そういったところも参考にしながら決めていきたいと思っております。まずは調査のほうを進めさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） まずは調査を進める、それでいいのだと思うので、しっかりやっていただきたい。繰り返しになってしまいますけれども、そういうもう管理者がいなくて、もうどうしようもないのだというお墓も最後に幾つかは残るのだと思うのです。回答率は100パーセントになるなんていうことはあり得ないのだと推察します。そのときの一つの対処法としても、町として合同墓地を持って、そこで納骨するというのも方法になってくるのかな。そして、管理者のいない墓地を町のほうで墓じまいをするということも一つの方法になってくるのだと思う。そう思うものだから、合同墓地設置については前向きに進めていっていただきたいということを申し上げて、質問を終わりますけれども、何かあればご答弁ください。

○委員長（酒井はやみ） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 管理者のいない墓地につきましては、埋葬法の中では、1年間公告をさせていただいて処分をすることができると規定をされています。ただ、我が町の条例におきましては、10年間公告をした後に処分をすることができると規定となっておりますので、これはあくまでも本当に管理者の所在がつかめない最終手段でございますので、慎重に取り扱っていきたくと考えております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 4款衛生費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高橋修二） 5款労働費についてご説明申し上げます。

220ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,382万7,000円に対しまして、支出済額742万1,146円であります。

1目労働諸費、本目は、労働者対策に要した経費が主なものであります。

備考欄の2番目、援農協力会活動支援事業56万円は、援農協力会に対する補助金、次の勤労者福祉資金貸付事業30万円は勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を、労働金庫へ預託したものであります。

2目雇用対策費、本目は、雇用対策に要した経費が主なものであります。

備考欄の中段、若年者緊急雇用対策事業83万3,221円は、新規学卒者等で、就職未定の方を町の事務補助員として最長6か月間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るもので、令和5年度は1名の方を雇用したところであります。

次の季節労働者雇用対策事業496万7,184円は、季節労働者に関わる事業であり、12節委託料の細節5は、町道の清掃で77名、延べ168人工の雇用、同じく細節6は、冬場の雇用対策として、町道の除排雪、焼砂の袋詰めなど24名、延べ210人工の雇用、同じく細節7は、近隣センターなど32施設の清掃やワックスがけなどで8名、延べ122人工の雇用を確保したものであります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 5款労働費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高橋修二） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

222ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額29億1,049万5,000円に対しまして、支出済額26億5,661万5,442円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、水利施設等保全高度化事業の負担金として1億1,384万円を翌年度に繰り越しております。

1目農業委員会費、本目は、農業委員会の委員の報酬や費用弁償、事務局の運営経費が主なものであります。

備考欄の1番目、農業委員会運営事業1,399万679円は、農業委員会委員24名の報酬が主なものであります。

224ページになります。

2目農業振興費、本目は、農業振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

227ページになります。

備考欄の1番目、ゆとりみらい21推進協議会運営事業205万5,678円は、町と農業関係団体等で構成するゆとりみらい21推進協議会に対する補助金で、18節負担金補助及び交付金の細節4は、狩猟免許取得補助などの有害鳥獣被害対策事業に対する補助金、同じく細節5は、牛乳券の配布などの牛乳消費拡大事業に対する補助金であります。

備考欄の3番目、ふるさと土づくり支援事業1,277万1,335円は、堆肥切り返し作業や、堆肥および緑肥種子を購入した農業者232戸に対する補助金、備考欄の5番目、環境保全型農業直接支援対策事業2,331万6,802円は、有機農業など環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体6団体に補助したものであります。

229ページになります。

備考欄の1番目、中山間地域等直接支援対策事業3,860万1,374円は、農業の多面的機能の確保を図るため、集落自らが、農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金で、忠類地域に係るものであります。

次の農業ゆとりみらい総合資金貸付事業1,930万8,540円は、従業員用施設の建設資金や肥育素牛の購入資金など、合わせて6件の貸付けを行ったものであります。

次の農業振興公社運営費補助事業962万5,000円は、担い手対策や農地の利用集積などを行う農業振興公社に対する補助金、次の新規就農者支援事業840万560円は、町が認定した新規就農者1名に対する奨励金や、認定新規就農者2組4名と個人2名に対する農業次世代人材投資資金であります。

231ページになります。

備考欄の2番目、産地生産基盤パワーアップ事業15億9,447万3,000円は、産地パワーアップ計画に基づき、ポテトチップスの通年供給を可能とする加工馬鈴薯施設の整備や収穫能力の向上による販売額の増加を目的としたコンバイン等の機械導入に対する国からの間接補助金で、次の経営継承・発展支援事業510万6,465円は、将来にわたって地域の農地利用を担う経営体を確保するため、経営を継承した後継者で経営を発展させるための取組を行っている6経営体に対する補助金であります。

次の麦・大豆生産技術向上事業1億4,908万4,000円は、麦・大豆国産化プランに基づき、小麦と大豆の生産性向上に向けた心土破碎による排水性の改善や土壌診断の数値に基づく、酸度矯正や有機物資材の投入などの取組に対する国からの間接補助金で、次の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業8,673万6,965円は、省力作業機械の導入や気象災害リスク軽減のための生産技術の導入、種子用馬鈴薯の生産力向上、輪作体系の適正化などの取組を行った20団体に対する国からの間接補助金であります。

232ページになります。

3目農業試験圃場費、本目は、農業試験圃場の管理運営に要した費用で、令和5年度は、施肥、品種比較試験など19課題の試験を実施したところであります。

234ページになります。

4目農業施設管理費、本目は、農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の管理運営に要した経費であります。

備考欄の下、ふるさと味覚工房維持管理事業453万3,456円は、指導員2名の人件費が主なもので、令和5年度は延べ361人の利用があったところであります。

236ページになります。

5目畜産業費、本目は、畜産振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

239ページになります。

備考欄の下段、肉用牛遺伝的能力評価支援事業24万1,500円は、繁殖雌牛の遺伝子検査を行った5戸に対する補助金で、次の忠類地区道営草地整備事業2,246万4,150円は、忠類地区の道営草地整備事業に係る負担金であります。

241 ページになります。

備考欄の1番目、公社営草地整備事業2,500万994円は、畜産担い手総合整備事業幕別地区に係る公益財団法人北海道農業公社への委託料であります。

6目町営牧場費、本目は、町営牧場3か所の管理運営に要した経費で、令和5年度は156日間の預託期間に、乳用牛820頭、肉用牛55頭、合計10戸から875頭の預託があったところであります。

242 ページになります。

7目農地費、本目は、土地改良施設の管理運営などに要した経費であります。

備考欄の土地改良施設等維持管理事業3,818万2,268円は、上統内排水機場をはじめ幕別ダムなど、土地改良施設の維持管理に要した費用が主なものであります。

247 ページまでお進みください。

備考欄の1番目、小規模暗渠排水整備事業502万9,276円は、1ヘクタール未満の小規模暗渠や支線明渠の整備を行った49戸に対する補助金で、次の多面的機能支払交付金事業1億9,109万6,712円は、農地や水路、農道などの保安全管理や維持補修、植栽等の景観形成など農村地域の共同活動を支援するもので、14組織に対する交付金が主なものであります。

備考欄の5番目、団体営土地改良事業1,578万5,000円は、忠類第一幹線明渠排水路の長寿命化および防災・減災を目的とした再整備事業の実施設計に要した委託料であります。

8目土地改良事業費、本目は、道営土地改良事業に係る負担金や事務経費が主なものであります。

備考欄の道営土地改良事業2億2,604万3,425円は、249ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の町内6地区の水利施設等保全高度化事業に係る負担金と古舞農道整備に係る負担金が主なものであります。

2項林業費、予算現額1億3,475万6,000円に対しまして、支出済額1億2,977万8,524円であります。

1目林業総務費、本目は、林業振興に係る補助金や有害鳥獣被害対策に要した経費が主なものであります。

251 ページになります。

備考欄の2番目、公費造林推進補助事業1,722万2,719円は、国の森林環境保全整備事業を活用し、人工林の造林を実施した森林所有者に対し、その経費の一部を補助したもの、次の有害鳥獣駆除対策事業1,515万9,627円は、有害鳥獣捕獲者に対する出動謝礼のほか、国の緊急捕獲等対策事業補助金が主なもので、令和5年度はエゾシカ975頭、キツネ205頭、アライグマ207頭、鳥類210羽の有害鳥獣を捕獲したところであります。

次の森林整備環境促進事業808万875円は、森林環境譲与税を活用した事業で、次のページになりますが、12節委託料の細節5は、町有林のカラマツ間伐材を利用した乳幼児用の木育玩具森の輪(わっこ)の製作に係る委託料、18節負担金補助及び交付金の細節3、私有林森林整備環境保全事業補助金は、私有林を維持するために必要な下刈や除間伐など、森林整備に要する負担を軽減するため、その経費の一部を補助したものであります。

2目町有林管理経営費、本目は、町有林の管理に要した経費であります。

備考欄の町有林管理事業5,578万1,910円の、14節工事請負費は、下刈や皆伐、植栽などの町有林の整備に要した経費であります。

3目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

備考欄の育苗センター維持管理事業3,213万5,535円は、トドマツの苗木生産業務に係る幕別町森林組合への委託料が主なもので、令和5年度は、トドマツ3万4,700本を出荷し、約1,030万円の売払い収入を得ております。

以上で、6款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(酒井はやみ) 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認いたしますので、予定されている方は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井はやみ) この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ散会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(酒井はやみ) 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

[散会]

○委員長（酒井はやみ） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

16 : 52 散会

# 令和5年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和6年9月19日 開会 10時00分 散会 17時18分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員 (14名)

島山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
荒貴賀	野原恵子	石川康弘	岡本眞利子	田口廣之	谷口和弥
藤原孟	中橋友子				

② 委員長 酒井はやみ

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 生 活 部 長	寺田治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	小野晴正
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡健
札 内 支 所 長	川瀬吉治	教 育 部 長	白坂博司
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長	谷口英将	糠 内 出 張 所 長	宮田哲
住 民 課 長	佐々木一成	防 災 環 境 課 長	半田健
防 災 環 境 課 参 事 (消防担当)	西川浩之	税 務 課 長	古山悌士
福 祉 課 長	広田瑞恵	保 健 課 長	西嶋慎
農 林 課 長	密岡遼一	農 林 課 参 事	廣瀬康友
農 業 振 興 担 当 参 事	平井幸彦	商 工 観 光 課 長	本間淳
土 木 課 長	香田裕一	都 市 計 画 課 長	松井公博
水 道 課 長	河村伸二	保 健 福 祉 課 長	北原正喜
経 済 建 設 課 長	吉仲有希	学 校 教 育 課 長	酒井貴範
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	幕 別 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	守屋敦史
図 書 館 長	岩岡夢貴	農 業 委 員 会 事 務 局 長	木村純一

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子

4 欠席委員 小島智恵 芳滝 仁

5 審査事件 令和5年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

6 審査結果 一般会計ほか質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 酒井はやみ

# 議 事 の 経 過

(令和6年9月19日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長（酒井はやみ） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

事務局より、諸般の報告をさせます。

議会議務局長。

○事務局長（合田利信） 小島委員、芳滝委員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○委員長（酒井はやみ） 以上で、諸般の報告を終わります。

## [審査]

○委員長（酒井はやみ） それでは、6款農林業費の質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 1件お伺いいたします。

253 ページ、1目林業総務費、細節7民有林経営管理委託料、質問をどこでしたらいいかと思いついて、ここかと思って質問をいたします。

JRの駅、札内駅から踏切を通過して、清陵高校に通う坂道があります。通学路でもありまして、さまざまな手だてを取ってきていると思いますけれども、町民の方から子どもが通うときに、木が生い茂っていて、道路が通学するのに防犯上のごとですか、そういうことで暗いとか、それから車で行くときに、冬など凍結していて、子どもが虚弱体質なので、送り迎えもしなくてはならない、そういうことで民有林ではあるのですけれども、木を剪定するとか伐採するとか、そういう手だては取れないのかという問合せがありました。

それで、今までいろいろな手だてを取ってきたと思いますけれども、もう一歩踏み込んだ手だてが必要だと思うのですけれども、そういう点で、高校生ですとか保護者からそういう声が届けられていなかったのか、手だてを取ってきたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 今のお話ですと、歩道とかに出てきているような木が、通学者に支障を生じているということで、道路に関しましては道路パトロール、それから住民と学校からの例えば要望があれば、そういった部分を確認しながら、必要に応じて、町有地に関してはうちのほうで切っていますが、民有地に関しましては、町から所有者にお話をさせていただきまして、伐採というか剪定をする形をお願いをしているところです。

ただ、今回話がありましたところに関しましては、町のほうにそういった話というのは、道路管理のほうには来ていない状況でございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 質問をするところが土木だったということでしたけれども、両方の木が民有地、私有地だということをお聞きしていたものですから、そういう点に関しては、農林課と思って質問をいたしましたのですけれども、民有地であれば、やはり話し合いをしていかなければならないことがあると思うのです。すぐ解決とかそういうことにはなかなかないのかと思うのですけれども、そういうふうに運転に支障を来すとか、防犯上不安があるという声が届いた場合には、地権者と協議して、安全な手だてを取っていくことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 道路に関しましては、例えば車道ですと、約4メートル程度、建築限界というものがございまして、そちらのほうに入っているような枝とか、そういうものが発見された場合には、剪定していくような状況であります。また、今言いましたように、所有者が民地の場合には、そちらのほうにお願いして剪定してもらおう形で進めています。

歩道に関しましては、建築限界が2メートル50センチなものですから、その部分の範囲に入っ

ているかどうかを確認しながら、パトロール等をしている状況ではありますけれども、先ほど言いましたように、清陵高校の部分につきましては、これまでもそういった部分の要望等がありましたことから、パトロール等に関しましては、重点的にそういった部分を確認しながらやっている状況で、今のところ、野原委員が言いましたような形での要望というのは、ちょっと道路のほうには来ていない状況です。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今回寄せられた要望の中では、どうしても自分で、夏場は自分で歩いていけても、冬場はちょっと虚弱体質なので送迎しなくてはならない。できれば、そういう条件が改善されれば、清陵高校を希望したいという声も届けられておりまして、やはりそういう町民の要望があったときには、きちっと検討というか、現場を視察して、本当に危険な状況であれば、手だてを取っていくことが必要だと思いますので、ぜひ、そういうところも調査・研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（酒井はやみ） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 繰り返しになりますけれども、私有地ですので、所有者の方と話し合いをしながら、剪定に協力していただくような形でお願いしてまいりたいと思っています。通学路、それから通常の一般の道路ですので、そういった部分で、交通の安全を重視しながら、安全安心な道路を整備していくような形で、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数は、224 ページの農業振興費と、同じく 236 ページの畜産業費で、令和 5 年度につきましては物価高騰ということで、農業経営者にとっても、大変厳しい年度でなかったかと思えます。この物価高騰などを理由にして、離農に至ったという事例はあったのかなかったのか、令和 5 年度における農業、畜産、それぞれに分けての離農件数を示していただきたいと思えます。

加えまして、資料でいただきました令和 5 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきまして、畜産農家に対する 6,541 万円の予算が組まれておりました。ほぼ決算も 6,000 万円を超えているのですけれども、しかし 441 万円の残金ということもあります。希望された方が全員支給の対象になったのか、これは予算でありますから、当然ちょっぴりということにはならないと思えますけれども、441 万円の残金の背景について、伺いたいと思えます。

次に、二つ目ですが、農業施設の味覚工房に関わりまして、お尋ねをいたします。

資料で 134 ページの、ふるさと味覚工房の利用の実績が、令和 4 年度に比べて下がっております。味覚工房につきましては、これは令和 5 年から 6 年にかけてのことだと思えますけれども、栄養指導員あるいはそれを補助する職員の入替えなどがあって影響があるやに聞いておりました。現状と今の体制を伺いたいと思えます。

○委員長（酒井はやみ） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） ご質問の 1 点目の離農の原因についてですけれども、令和 5 年度に離農されている方は、合計で 10 戸いらっしゃいまして、そのうち高齢化による離農が 5 戸、後継者不足による離農が 3 戸、経営不振による離農が 2 戸と聞き及んでおります。具体的に物価高騰の影響によるものかは分かりませんが、このうち経営不振で離農されている方については、畜産農家が 1 戸で畑作農家の方が 1 戸となっております。

続いて、ご質問の 2 点目の新型コロナウイルスの部分ですけれども、酪農・畜産経営緊急安定対策事業助成金で、決算額が 400 万円余り不用額が出ているわけですけれども、この助成対象としているのは、令和 5 年 6 月 1 日現在で所有している乳用牛と肉用牛の頭数に対して助成しております。こちら 6 月の議会で、補正として予算を組んでおりますので、予算を組んだ段階で、我々のほうで把握している頭数で助成を行っております。その方々には全員に対して、申請の案内等は農協を通じて組合に対して行っていますし、非組合員に対しては直接行っております。

不用額が出ている背景ですけれども、そのうち 1 名、申請の案内を出しておりますが、申請をされないということでしたので、不用額がその分出ているということでございます。

○委員長（酒井はやみ） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 味覚工房についてでございます。

まず、令和 4 年度の利用人数 425 人に対しまして、令和 5 年度の実績は 361 人ということで、64

人減という状況になっております。361人の内訳といたしまして、農業者が46人、それから一般の利用が162人、その他関係者というのが、講座ですとかそういうものの利用が153人ということで、361人になっております。

減少の要因ということでございますけれども、一番大きいのは一般利用という中で、やはり常連さんというか繰り返し定期的に利用される方も多いのですが、そういうふう継続利用していただいている方々に支えていただいているものですから、そこでのだんだんと高齢化というところで、利用人数の実績として、令和5年度は平均年齢として65.3歳でありました。最高齢での利用者でいうと90歳とかということで、ちょっとだんだんと利用されている方もずっと使っていただいて、高齢化ということで、場所的になちょっと行き帰りの不便さとか、そういうことも要因かというところと、あと利用人数がそれぞれ複数名が基本ではありますが、1名という利用も約3割程度、4年度も5年度もございますことから、だんだんと実績として減ったという状況です。

もう一つのご質問の、職員入替えによる影響というところでございます。令和5年度まで常勤職員1名と補助職員1名という2名体制でございましたが、ちょっと令和5年度末での退職もございまして、令和6年度、現在の状況で言いますと、補助指導員が1名という勤務体制でございます。その1名が施設の管理業務、それと利用に対する施設の指導での勤務で、その体制というところでは、繰り返し広報とホームページでも募集を行っております、常勤者の確保というところには、継続的に今努めている状況でございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 離農が10件ということでありまして、高齢化、後継者不足というのが全体の8割と、経営不振というのは2割であったということでもありますから、今の社会情勢を反映しての離農と考えれば2件であったのかと思います。これは高齢化、後継者不足も、大変大きな課題だと思えます。現在の農業者の平均経営者の年齢と、それから後継者がいらっしゃる農家戸数は、何件で全体の何割に当たるのかも伺いたします。

酪農・畜産経営緊急安定対策事業につきましては、申請をなされなかったということでもありますから、これは経営者の判断だと思えますので、理解をしたいと思えます。

味覚工房であります、一つは利用が減った理由の中で、もちろん新和のご近所は近いのですけれども、場所的に距離がどこから見ても、遠いということがありまして、そういうことがだんだん高齢化という理由によって利用できなくなってきている背景があるかと思えます。

今、新しい体制の下で、補助指導員の方を1名配置されて事業に当たっているということでもあります、これは今まで栄養指導も含めて、幕別町の地元の農畜産物などを加工しながらも、そこで新しい価値を見いだしたものを作って、そしてそれを家庭に提供していくということが主な目的だったと思うのですが、そういった事業に支障は来してはいないと思うのですが、どういった資格の方が配属されているのでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 現在の幕別町内の農業者の方の平均年齢ですけれども、今、手元の資料がないので、具体的なことは今の時点でお答えすることはできませんけれども、後継者のいない戸数ということですが、町の調査というか、我々が把握している現在では令和5年度については、独身の農業者の方で言いますと、129人おりますので、その方が後継者のいない農家戸数に当てはまるのかと思えます。

○委員長（酒井はやみ） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 味覚工房の指導員の体制という資格でございます。

現在の1名の補助指導員は、調理師免許を取得した資格者でございます。利用における農畜産物の価値の見だしですとか、そういう目的にももちろん沿ったことでの指導とかということを行えるための勤務とはしておりますけれども、1件1件の利用の中で、いわゆる自家消費的な調理ということも多かったり、あくまで、その利用に応じて、このようなものをしたい、何時から何時まで使いたいという内容を伺いながら、それに対しての対応ができるか事前の確認も行いながら実施しているところでございます、ただ利用の内容というところで、確かに加工ですとか、これをというものには、正直全てにはお応えできていないところもございまして、そこのところは一部ご不便はおかけしていただいておりますけれども、あくまで利用者とのコミュニケーションを図りながら、極力さまざまなものに対応できる体制ということを目指しております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 後継者の問題であります、これは大事な指標だと思うのです。例年、農家戸数が減少していくというのは、もうこれは全国的全道的な問題でありまして、この10年間だけ見ても、例えば畜産が今厳しい状況にあるのですけれども、畜産の廃業率が22.9パーセント。これは北海道における事例でありますけれども、このぐらい減少していく中で、基幹産業として位置づけている以上は、いろいろな政策を打ちながら、農家が持続、成り立っていくように対応されてきたと思うのです。

そうなってきましたと、やっぱり年齢がどうなのか、そして後継者はいるのかいないのか。ちょっと今のご判断ですけれども、確かに独身者というのはもちろん129人いらっしゃるということですが、それをもってして後継者がいないという判断ではなくて、農業経営されている方自身、後継者がいるのかいないのか、ここが大事ではないでしょうか。

したがって独身だ独身ではないということではなくて、そういうデータも取っていらっしゃると思うのです。今、お持ちでないのであれば、後ほどで結構ですけれども、そういうところをきちっと掌握されて、幕別町の農業を持続させていくことが、農林課の仕事としては、大事な仕事ではないでしょうか。

それから、味覚工房に関わりましては、これは何年たったか、相当たちましたよね。それで、私は立ち上げのときに、農林課の新しい事業として、担い手センターと併せてこの味覚工房、当時は幕別で取れた大豆などを、乾燥やあるいは味噌にするというふうにして、加工をして新しい何ていうのですか、料理や商品につなぐきっかけになるような、画期的な目的を持って出発された経過があったかと思えます。この何年間の中に、そういったニーズがだんだんだんだん変わってきて、そして地元の方たちが、今、課長がお答えいただいたような利用になってきているのだろうと思うのです。そうであるならば、これからはどういう方向に持っていくのかということも、やはり年数が経過しているだけに、整理をしていく必要があると思うのです。高齢化によって通ってこれる人が少ないのであれば、あの場所自体がどうなのかということも、一つの検討になるでしょうし、それから施設そのものの経過、あそこに入っている特別な加工に使う器具、そういうものも特殊なものが入っておりますので、そういった更新時期も迎えてくるでしょうし、そういったことも含めて、味覚工房のあり方というのは、検討が要るのではないのでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 先ほどの後継者についての部分ですけれども、町独自で行っている調査はなくて、後継者については農林業センサスで5年ごとに把握はしております。先ほど申し上げた数字は、町で把握している数字ですけれども、ちょっと古くはなりますが、令和2年ということだと、総農家数479経営体に対して、後継者を確保していないと回答している経営体は367経営体ございます。

委員おっしゃられるように、確かに今後、高齢化が進む中で、農家数は減少していくことと想像しておりますけれども、それに対してはスマート農業であったり、省力化、省人化を図りつつ、他方で新規就農者という観点では、経営継承であったりとか、そういうのに対して支援を重点的に行って、農業者の構造転換というか、若返りを図りつつ、現在の農業規模が維持できるよう、町としては支援していく考えでございます。

○委員長（酒井はやみ） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 味覚工房でございます。施設としては、平成7年12月の竣工から、建設から29年たった施設になります。その中で、場所を当時は、あそこがいわゆる幕別町の農村部での中心的な位置、逆に言えばどこからも同じような距離というような、主に農業者の、農畜産物の加工ということも含めた、どこからも寄り合いやすいという位置ということでの決定であったかと思えます。

そして、利用の実態といたしまして、農業者の利用というところが、当初すごく多かったのですけれども、そこが今だんだんと農業者の利用が減ってきて、一般の利用が増えてきているという実態があります。そこから、先ほどの利用状況というところでもお話しした、確かに逆に農業者中心というところから離れて考えれば、利便性というところは確かに検討というか、大変というような見方も確かにあるというところは、受け止めたいと思います。

器具に関しては、確かにそれぞれがそれなりの特殊なというか、高度な加工ができるもので、現在はあくまで必要な定期点検というか、そこを見ながら修繕が必要なものは修繕していくということに対応しており、これからは維持管理ということで、現在のものを使って現施設での運用というところ

を当面図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 農家戸数の維持に関わりましては、479 戸のうちの後継者がいらっしやらないというものが 367 とお答えになりましたよね。そうすると、いらっしやるところは逆に 112 戸しかないということなのではないでしょうか。本当に危機的な状況だと思うのですが、今、この農家があつての町の経済でありますから、ここを支える経営者が将来いなくなってしまうのではないかと。

特に高齢化の平均年齢のお答えはありませんでしたけれども、この平均年齢を見れば、この残りの 367 戸がどのぐらいでリタイアされていくかということも見えてくると思うのです。そういったことに対する対策と申しますか、考え方というか、そういうものをもって農業関係団体ときちっと協働しながら、持続に向けての対策が必要かと思いますが、どうですか。

味覚工房につきましては、幕別町全体から見ると中間の地点にあるというのは、そのとおりだと思います。若い方であれば、今どこでも田舎の中のいろいろな施設でも、新しいお店がオープンしてでも、出かけていくということは可能なのですけれども、高齢化社会に向けていけば、やはり無理があるのかということで見ますと、令和 3 年農業者の利用は 81 件あったのですけれども、令和 5 年は 46 件に下がっているということを見れば、やはり何らかの考えを持つ必要があると思います。これは私の思いでありますから、お答えは結構です。

○委員長（酒井はやみ） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 後継者を確保していない農業経営体が 367 経営体とお答えをしておりますけれども、これはあくまで 5 年以内に後継者が確保できていますかということですので、実際に、例えばですけれども、50 歳以下のいわゆる青年と呼ばれるような農業者世代がいらっしやることを考えると、そういった方にとっては、例えば 5 年以内に後継者を見つけようだとか、そういったことはございませぬから、まだ自分の中でしばらくは頑張っていこうと思っておられる方については、後継者がいないのは当然かなと思っておりますので、我々が度々使っている政策的な後継者がいない戸数というのは、367 経営体よりも幾分か低いだろうと思っております。

その中で、例えばですけれども、65 歳以上の農業者については、いつリタイアされるのかということも含めて、複合的な調査が必要かと思っております。その調査については、町独自でやるとなると、これまでのことと言えばアンケートの回収率が低いとか、そういったことでなかなか正確性が担保できないところもございませぬので、そこについては農林水産省が持っているデータもございませぬので、そこと組み合わせられないかというのは協議しながら、データの把握には努めていきたいと思っております。

後継者の維持に向けてということですが、こちらについては新規就農者の確保というところが一番だと思っておりますので、そういったことは農協と連携しながら、町としては取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 議会としては、幕別町の農業の全体像が見えるやり取りをさせていただきたいと思うのです。ですから、今、幕別の農業が全部で 479 戸あると。そのうち、じゃあ来年、再来年と続いていくのだけれども、これが増えていくのか減っていくのか。やはり減っていくということが見えるものですから、そうすると基盤となる政策、どう打っていくのかと、こういうふうになってきますよね。今のお答えですと、367 が後継者がいないと言い切れないということで、一体判断のしようがない。ですから、やっぱりその辺の押さえを明確にして、いつでも示していただけるような業務に当たっていただきたいと思うことと、それからもちろん新規就農にも期待します。だけど、この決算で見ても 1 名なのです。367 戸後継者がいないと見た中での、そういう結果ですから、これは本当に心細いと思います。したがって、全体像が見える積極的な政策が、次の機会にはお示しいただけるように求めて質問を終わります。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませぬか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 6 款の農林業費につきましては、ほかに質疑はないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高橋修二） 7款商工費について、ご説明申し上げます。

256 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額7億3,789万7,000円に対しまして、支出済額6億9,587万1,192円であります。

1目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資に要した経費が主なものであります。

備考欄の2番目、商工会振興補助事業3,989万5,643円は、商工会に対する補助金、次の住宅リフォーム奨励事業506万9,000円は、登録事業者の施工により住宅のリフォームを行った方に対する補助金を、まく Pay で交付したものであります。

備考欄の5番目、中小企業融資運用資金貸付事業3億3,000万円は、中小企業融資のための原資を、町内の各金融機関に預託して貸付けを行うものであり、令和5年度の新規貸付けは40件であります。

次の、中小企業融資保証料・利息補給事業1,382万1,362円は、中小企業融資に係る保証料および利子補給の補助金であります。

備考欄の8番目、新型コロナウイルス感染症関連融資利息補給事業2,764万7,200円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、融資を受けた中小事業者に対する保証料および利子補給の補助金であります。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政に要した経費であります。

備考欄の消費者保護推進事業910万4,060円は、消費生活相談員3名分の人件費が主なもので、令和5年度の相談件数は、前年度に比べ3件少ない175件で、このうち33件、金額にして406万8,716円が、相談業務により救済されたところであります。

なお、相談内容は、通信販売の相談が最も多く64件、次いで商品に対する相談が30件であります。258ページになります。

3目観光費、本目は観光物産振興に要した経費であります。

備考欄の観光物産振興事業1,448万4,821円は、まくべつ夏フェスタをはじめとした各種イベントを実施する観光物産協会に対する補助金であります。

次の観光施設維持管理事業847万1,715円は、忠類地域の観光施設の維持管理に要した費用であります。

261ページになります。

備考欄の1番目、アルコ236および道の駅・忠類指定管理者業務指定管理事業4,337万7,226円は、両施設の指定管理料で、次のアルコ236整備事業3,982万円の14節、工事請負費は、ろ過機の更新および屋上防水工事であります。

4目スキー場管理費、本目は、明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要した経費が主なものであります。

令和5年度は、雪不足により明野ヶ丘スキー場は27日間、白銀台スキー場は33日間と、平年に比べ営業日数が短くなったところあります。

264ページまでお進みください

5目企業誘致対策費、本目は企業誘致に係る経費が主なもので、備考欄の企業誘致対策事業9,073万4,610円の18節負担金補助及び交付金の細節3は、事業所の新増設を行った15事業者に対する補助金で、次の工業団地取得資金貸付事業4,277万6,000円は、工業団地内の用地取得に係る資金の貸付けを行ったものであります。

以上で、7款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは、商工費の質問をさせていただきたいと思います。

ページ数で言うと、256から257。1目商工振興費の細目で言いますと、商工会振興補助事業についてであります。資料で言うと152ページになります。資料からいきますけれども、この資料によると、実施結果ということの中では、商工会の会員は令和3年度、令和4年度、令和5年度ということでは、右肩下がりに減っているということが明らかになります。その下の新規加盟者の数のところでは、令和5年度で言うと11人が増えているのだけれども、減っている数のほうが多くて、そしてこういう減少ということになっているのだと思います。補助交付額でありますけれども、今年度は3,989

万 5,000 円何がしという金額が示されていますけれども、こういう中で、年々この商工会振興補助事業に対する補助金が、金額が増えています。このことについてお尋ねをしたいのです。

幕別町商工業振興事業補助金交付規則で言うと、この補助金の内容は大きく三つあって、経営改善普及事業費というのと、管理費、この管理費には人件費とその他の部分で町長が必要と認める額というのがあります。そして一般事業費の中で、町長が必要と認める額というそういう三つの項目があるのだけれども、どういうところで、この商工振興補助事業の補助金額が増えていっているのかご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 商工会への補助金の関係でございます。先ほど谷口委員がおっしゃったとおり、町の商工会振興事業補助金交付規則に基づきまして、別表にあります経営改善普及事業費、管理費、一般事業費という区分により、交付をしているところでございます。

内容といたしましては、人件費分の補助という部分もありまして、その部分の増額によるものでありますとか、あとは事業の内訳といたしまして、まく Pay に関する事業などもありますので、総額はその年々によって変わる部分というのは生じているかと思えます。

内訳で申し上げます。

振興事業といたしましては 3,215 万 643 円ということで、こちらの経営改善普及事業の職員の設置費という部分と経営改善普及事業費ということで、こちらは人件費といたしまして経営指導員 2 名、補助員が 1 名、記帳専任職員 1 名の人件費と、記帳指導職員 2 名、事務局長 1 名、そういった部分の人件費となります。

それから、管理費の部分につきましては 788 万 8,223 円ということで、こちら管理に関わる職員の部分の人件費、それから臨時嘱託職員の人件費、そのほかの旅費ですとか事務費などの経費の積み上げとなっております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 特に気になっているところ、次の質問への展開にさせていきたいところは、管理費のその他の町長が必要と認める額、それから一般事業費のそういう性格のものだけれども、これらが発生したかどうかなのです。ちょっと今の答弁では、一般事業費の数字が出てこなかった。むしろゼロならゼロ、あるならある数字を教えてください。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） ただ今申し上げました経費の中の内訳といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費の部分と、それから管理費に係る経費の部分ということで、こちらには事業費は含んでおりません。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） いろいろな事情の中で、この補助金額が年々増えていっていることは分かりますし、その多くが事業費や人件費だということは理解しました。まく Pay が、今、山分けキャンペーンが始まっていますけれども、明日で最終日。多くのまく Pay のカード所有者、アプリ利用者がこのまく Pay を使って、このキャンペーンも一つのきっかけにしてたくさん利用していく、そういうものになって、地域振興に役立っていけばいいなと願っている、当然その一人であります。

心配なのは、一般質問でもさせていただきましたけれども、令和 8 年度には手数料が発生する。6 億 9,000 万円の利用がないと、利用料の中から、システムの使用料の金額が出てこない。自主運営をするのだということで始めたまく Pay であります。この中で、今のようなまだ発生していないから、令和 5 年度は発生していないから、この部分は当然ないと思うのですけれども、そして今年度もないと思うのですけれども、来年度の中で商工会のほうで、相談に来るようなことがない形になればいいなと願っているのです。それだけの利用があつて、この部分、注視したいのは、そのときに町長の判断の下で発生するところが、こうではないかと思ったものだから、ここのところは注視するべきところだということの念押しで、今の発言をさせていただいているところです。

今年度のことになってしまいますけれども、まく Pay の山分けキャンペーン、順調に進んでいるようですか。そのことが分かればお答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 経済部長。

○経済部長（高橋修二） 今の関係でございますけれども、さきの一般質問でもございましたとおり、そのシステムの利用料、まく Pay のシステム利用料については、令和 8 年 12 月からということで、

現時点ではまだ2年ほど先のことになりそうですけれども、令和6年度のまく Pay の今キャンペーンやっていますけれども、状況的には昨年を上回る状況、利用率、利用額を今いただいております。

また、答弁の中にもありましたけれども、コンビニの関係。今月から町内のセイコーマートでまく Pay が利用できるようになりましたので、そういう一つ一つ積み重ねながら、なるべく利用料を少しでも賄えるような方向に持っていききたいと、現状考えているところでございます。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今、コンビニの利用のことがありました。札内の2店舗で利用が始まっていて、それから忠類地区の1店舗でも、今、検討中であるということが、商工会のまく Pay のホームページから掲載されていることで、このことは一般質問の中で町長も期待策として挙げられた点で、よく承知しています。

実際、私も使ってみました。しっかり扱ってくれた。ただやっぱり思ったことは、既に多くの人がそういう電子マネーでもって会計をしている中で、いろいろな種類がある中で、あえてまく Pay をということになるには、かなりの時間を要する可能性がある中で、このところは打開しなければならぬ課題だと。そうしなければコンビニがやっていると、その中の一つであるで終わってしまう。

今、札内の北のほうにある店では、これぐらいの大きさのまく Pay やっていますという貼り紙が、玄関の入口に貼っているだけなのです。お店の中に入ったら、まく Pay の「ま」の字も残念ながらなくて。そこで要するにまだ宣伝効果としてすごく小さい状況で、今も申しあげました多くの電子マネーの中から、まく Pay を選んでもらうには、やっぱりさまざまな作戦というか、宣伝が必要なのだと思います。そのことに対して、もし答弁があれば、答弁をお願いします。

○委員長（酒井はやみ） 経済部長。

○経済部長（高橋修二） 今のお話ですけれども、なるべく利用者の方に分かりやすいようにポスターですとか、そういったものを含めて、お客さんに利用していただけるように、まく Pay が分かるように、商工会は当然ですけれども、商工会と町のほうで共に電子通貨の運営委員会をつくっていますけれども、そういった中で協議をしながら、商工会と一体となって利用につなげてまいりたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数でいきましたら、中小企業に対する融資でありますから、257ページの報償費の中でお伺いしたいと思います。

コロナ禍の下で、事業者支援のためにゼロゼロ融資という融資制度が活用されました。これが既に返済の期間を迎えておまして、借換えなど、あるいは利息だけを払うなどで、何とか経営をつないでいるが厳しいという声を聞きます。幕別町の利用の実態と、それから借換への保証、これかなりハードルは高いのですけれども、借りた件数、借換えの実態、完済した状況、分かればお示しいただきたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 令和5年度の利子補給の件数を申し上げますと、200件利子補給を実施しております。もともと認定をした件数が244件でありますので、この間、返済をされたあるいは利子補給を求めないといったケースも、若干はありまして、その差の分が、244件のうち200件の融資を利子補給をしているという状況でございますので、その差の分が借換えあるいは返済をされたという件数かと判断しております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、244件から200件引きますと44件なのですけれども、いわゆる借換えです。借換えはこれは5か年に切り替えて借り換えると。経営行動計画書の作成や、金融機関の伴走型の支援という、こういった計画書を求められて、そして切り替えていくことになるのですが、それに切り替えていったかどうかということについては、町としては押さえることができていないのでしょうか、難しいのでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） コロナ融資からほかの融資へ借り換えたという条件については、詳細については押さえておりません。

○委員（中橋友子） 分かりました。

なかなか経済状況が好転しないということがありまして、当時は有利な貸付制度であり利用もされ

たのですけれども、それが返済が期限が来て難しくなっている。そのことが、また経営に重さを与えて厳しくなってきたという流れがつくられていると聞きます。

全国的には返済されたというのは6割で、4割は残っているということでありますから、そういう数字から見れば、幕別町の場合はどうなのかとは思いますが、実際には、そこまで掘り下げた押さえはされていないということでもありますから、これからこの融資制度も含めて、あくまでも中小業者を応援していくという立場になっていこうかと思っておりますので、商工会の役割でもありますけれども、両方連携して実態を押さえ、相談に力を入れるということを求めておきたいと思っております。

終わります。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 資料のページ数 257 ページの 1 目商工振興費、住宅リフォーム奨励事業です。資料の 153 ページです。

この資料を見ますと、令和 5 年度の住宅リフォーム奨励事業では、133 件が利用しておりまして、68 の事業者が登録となっております。商品券の交付金額も 506 万 9,000 円。対象事業費 1 億 6,598 万円となっております。この決算資料を見ますと、利用者は若干減っておりますけれども、まだ利用が多かった事業ではないかと思っております。

それで、これは地域振興、地域に地域のお金が回って行って地域経済につながる、こういうことでつくられた事業でもあります。それで 68 の事業者の職種は、どのような職種がここに登録されているのでしょうか、その点をお聞きいたします。

○委員長（酒井はやみ） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 登録事業者の内訳については、ただ今手元に資料がございません。申し訳ありません。

実施した改修内容から見ていきますと、やはり外壁の塗装であるとか屋根の張り替えであるとか、あとは家の中の設備ですけれども、給湯器の取替え、あとは玄関ですとか窓の改修、そういった事業者の方の登録となっております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 職種は押さえていないということでしたけれども、今の説明の中でも、本当に小さな改修、数十万円から百万円以内という、そういう小さな改修が多かったと思うのですけれども、これは本当に住んでいて、だんだん住宅が古くなってきたときに、ちょっと直せばもっと快適に暮らせるかという、そういう事業が多いと思ひまして、この事業、本当に地域に密着した事業ではなかったかと思ひます。

それで、この事業を廃止するときには、新しい制度をスタートさせるということで、これは広報に載っております。具体的に職種に載っているのですけれども、ゼロカーボン推進総合補助金が始まりますということで知らされております。新築の住宅ですとか、再エネの改修、省エネ、そういうことが載っておりますけれども、この職種を見ましても、金額がかなり張る事業ではないかと思ひます。それで、この新しい事業に関わる事業者は、どのような事業者で、幕別町の事業者はどのぐらいいらっしゃるのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員に申し上げます。質問の内容が、総務費に関わる質問です。

○委員（野原恵子） 分かりました。

それでは、費用にしては総務ということですが、業種に関わっては、商工観光課で押さえているのではないのでしょうか。どういう事業者が関わるのかということは押さえていないのでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） ゼロカーボンの補助金のお話になってしまったのですけれども、業者としては町内業者で言うと、エアコンだとか冷蔵庫で行きますと、当然、町内の電気業者。今、ちょっと何店舗あるかは分かりませんが、電気、家電商品を扱っている業者の町内業者。町外も、町外の電気屋も補助対象となっておりますので、業者数でいくとちょっと分かりませんが、そういった業種です。エアコンの設備です。あとは、給湯の設備で言うと設備屋になりますので、町内の設備屋になります。業者数は、ちょっと今押さえておりません。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 事業者の職種から見ましても、この事業者の住宅リフォーム奨励事業では、68 の事業者が関わっているということでしたけれども、比較いたしましても、事業者は電気家電、そう

いうところから、それから給湯関係、そこから見ると、事業者は住宅リフォームよりも限られて少なくなると思います。

そうしますと、幕別全体の事業者から見ると、住宅リフォーム事業のほうが、はるかに地域の事業者に、この住宅リフォームの仕事が回っていく、そういうことになるかと思ひまして、この新しい事業につなげるということで、住宅リフォーム奨励事業を廃止するというお答えでしたので、その関連を、どのように町としては認識しているかをお聞きしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 経済部長。

○経済部長（高橋修二） この住宅リフォーム奨励事業については、令和5年度をもって奨励事業としては終了するという形になっております。

令和6年度からは、新たにゼロカーボンの補助金が始まるというところで、リフォーム事業とは、またゼロカーボンのほうは別の事業という組み立てで考えているところです。さきの予算委員会でもお話ありましたが、その際には改めて検討するという答弁をさせていただいたかと思ひます。現状においては、委員おっしゃられるように、多くの町内の事業者、主に塗装ですとか外壁ですとかそういった事業者が関わっておりますので、担当課では、この事業の必要性も含めて検討させていただいているところです。

町内の商工会、また町内の金融機関を含めた経済対策の会議、協議会を設けていまして、そちらの中からもリフォーム事業については、近年、物価高騰また資材高騰で、なかなか新規住宅の建設が伸び悩んでいると。中古住宅またはリフォームをしながら長く住宅を活用する動きも見られるということで、この辺は十分必要な事業ではないかという意見もいただいております。何とか来年度に向けて、町として経済対策の一つとして何とか実施できないものかと、今、検討を進めさせていただいているところであります。

○委員長（酒井はやみ） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今の答弁をお聞きいたしまして、ぜひこの住宅リフォーム奨励事業、復活させていただきたいと思ひます。そのことによりまして、今お答えいただきましたけれども、新しい家は建てられないけれども、中古の住宅を買って住みたい、そういう声も聞かれております。そうしますと、なおさらこの事業が必要ではないかと思ひますので、思いは同じです。ぜひスタートさせていただくことを求めて終わりにしたいと思ひます。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際11時20分まで休憩いたします。

11：06 休憩

11：20 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 8款土木費について、ご説明申し上げます。

266ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額5,393万3,000円に対しまして、支出済額5,205万2,196円であります。

1目道路・河川管理費、道路・河川財産管理事業、1,190万638円は、道路および河川の財産管理に要した経費であり、12節委託料、細節5は、札内駅人道跨線橋の管理に要した経費、細節7と細節8は、河川および道路の台帳修正に要した経費であります。

2目地籍調査費、地籍調査事業3,724万5,566円は、地籍調査に要した経費であり、269ページになります。

12節委託料、細節6地籍調査測量委託料は、中里、五位、明倫において実施した継続3地区と、明倫の残りの1地区で新たに実施した新規1地区の調査に要した経費であります。

3目樋門・樋管管理費、樋門・樋管維持管理事業 290万5,992円は、樋門・樋管の管理に要した経費であり、北海道から管理を委託されている101か所と、町が管理する6か所の合計107か所の樋門・樋管の点検、管理等に要した経費であります。

270ページになります。

2項道路橋梁費、予算現額9億7,660万円に対しまして、支出済額8億9,864万9,655円であります。

なお、繰越明許費の4,750万2,000円は、道路新設改良事業の忠類24号線および道路施設維持事業のトカプチ400走行環境整備に係る工事請負費であり、国の補正予算に伴う補助事業等を活用するため、事業費の一部を令和6年度に繰り越したものであります。

1目道路新設改良費、道路新設改良事業2億8,542万6,334円は、町道の整備に要した経費であり、12節委託料の細節6から細節10は、道路改良工事を予定している町道5路線の調査設計委託料、14節工事請負費は、町道6路線の道路改良舗装工事と、町道7路線の舗装強化工事、町道2路線の側溝整備工事に要した経費であります。

このうち、前年度からの繰越しは、細節8緑町団地道路5号道路整備工事3,650万9,000円の中の90万円と次のページの細節15忠類24号線道路整備工事4,563万9,000円の中の98万5,000円であります。

なお、令和5年度の道路整備の実績は、改良舗装工事が603メートル、舗装オーバーレイ工事が1,082メートルとなっております。

21節補償補填及び賠償金は、あかしや団地道路4号および忠類24号線の道路整備工事に伴う水道管移設に要した経費であります。

2目道路維持補修費、道路施設維持事業5億1,216万8,784円は、町道の維持・保全に要した経費であり、12節委託料、細節1は、除排雪を含めた通年の町道の維持管理業務に要した経費、細節5は、細節1の道路維持管理業務以外の町道の除雪に要した経費、13節使用料及び賃借料、細節5は、公共施設65か所の除排雪や町道の砂散布や除排雪機械の借上げに要した経費、14節工事請負費は、街路樹の剪定や区画線の設置、雨水桝の清掃など、町道の維持工事に要した経費、18節負担金補助及び交付金は、音更町と共同で管理する十勝中央大橋の維持管理費として、音更町へ支払った負担金であります。

なお、令和5年度の町道管理の実績につきましては、町道延長が882.4キロメートル、除雪実績は車道651.8キロメートル、歩道109.6キロメートルとなっております。

次に、道路施設補修事業1億105万4,537円は、町道の補修に要した経費であり、275ページになります。

12節委託料は、橋梁定期点検業務のほか、忠類の錦橋の橋梁長寿命化修繕工事に係る調査設計に要した経費であり、1,160万5,000円のうち500万円は前年度からの繰越しであります。

14節工事請負費、細節1は、補修工事125件に要した経費、細節2は、緊急的な工事6件に要した経費、細節3は、南勢橋および茂発谷小橋の橋梁長寿命化修繕工事に要した経費であり、4,953万2,000円のうち4,500万円は前年度からの繰越しであります。

3項都市計画費、予算現額6億9,596万7,000円に対しまして、支出済額6億9,187万1,707円であります。

1目都市計画総務費、都市計画総務事務事業67万6,950円は、都市計画事務に要した経費であり、1節報酬は、都市計画審議会1回分の委員報酬に要した経費であります。

次に、公共下水道特別会計繰出4億9,934万7,000円は、一般会計からの繰出金であります。

2目都市環境管理費、公園施設維持管理事業1億7,419万368円は、公園や緑地、パークゴルフコースなどの維持管理に要した経費であり、277ページになります。

12節委託料、細節1は、公園の日常管理や遊具の定期点検など公園施設管理業務に要した経費、細節2は、パークゴルフコースを含む公園内の草刈りや清掃などに要した経費、細節8は、幕別町社会福祉協議会に委託したトイレ清掃、花壇の草取りなどに要した経費、14節工事請負費は、公園遊具の補修工事や緊急的な工事に要した経費、22節償還金利子及び割引料は、平成25年度から令和4年度までの10年間に、過誤納のあった依田公園浄化槽使用料の過誤納還付金および還付加算金であります。

下段のナウマン公園キャンプ場維持管理事業603万8,797円は、ナウマン公園キャンプ場68区画の維持管理に要した経費であります。

279 ページになります。

12 節委託料は、受付業務、巡回清掃業務、ごみ収集業務の委託料、17 節備品購入費は、券売機 1 基と大型ごみ箱 12 基の購入に要した経費であります。

3 目都市施設整備費、公園整備事業 1,161 万 8,592 円は、公園整備に要した経費であり、14 節工事請負費は、若草南公園の東屋および札内北公園の木橋など公園施設の長寿命化修繕工事に要した経費であります。

4 項住宅費、予算現額 6 億 1,495 万 6,000 円に対しまして、支出済額 6 億 1,418 万 125 円でありませぬ。

1 目住宅総務費、住宅総務事務事業 329 万 894 円は、公営住宅等の管理に係る経常的経費であり、公営住宅業務員 1 名分の報酬などあります。

280 ページになります。

2 目住宅管理費、公営住宅維持管理事業 3,763 万 5,486 円は、公営住宅 791 戸、特公賃住宅 57 戸、町営住宅 20 戸、合計 868 戸の維持管理に要した経費であり、10 節需用費、細節 40 修繕料および 14 節工事請負費において、公営住宅の営繕工事に要した経費などあります。

282 ページになります。

3 目公営住宅建設事業費、公営住宅建設事業 5 億 7,325 万 3,745 円は、公営住宅の建設等に要した経費であります。

12 節委託料は、あかしや南団地工事監理委託料、14 節工事請負費は、細節 1 あかしや南団地 5 号棟・6 号棟、2 棟 16 戸の建設工事、細節 2 は、あかしや南団地 3 号棟・4 号棟の外構工事、22 節償還金利子及び割引料、細節 1 国庫補助金精算還付金は、令和 4 年度に建設したあかしや南公営住宅の補助金の精算が、北海道地域住宅計画第 5 期の更新に伴い令和 5 年度になったことから、事業費確定に伴う精算還付金であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 資料の 168 ページ、決算書の 274 ページです。3 項都市計画費です。

そここのところで、パークゴルフの利用者数の推移でございますけれども、資料に、令和 5 年度 96.4 パーセントということで、よく利用されているかなと思うのですけれども、見た感じ、全くいつも利用されていないところもあるかと思うのですよね。その辺のばらつきがあると思うのですけれども、そういった、このままパークゴルフ場として残して管理していくのか、かと言って、管理しなくて草伸びし放題というわけにもいかないと思うのですけれども、そういったところもある程度整理していくお考えはありますでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） パークゴルフの利用状況ですけれども、昨年度から、パークゴルフ場のコースに無人のカウンター機を設置しております。それで正確な利用者数を把握して、やはり利用の少ないパークゴルフ場とかもありますので、その辺はパークゴルフ協会とも協議しながら、今後どうしていくか、現在協議している最中でありませぬ。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 具体的にどこことということは、差し支えなければお知らせいただければと思います。利用数の多いところとか、ここはほとんど利用されていないなというところを。

○委員長（酒井はやみ） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 令和 5 年度の利用数ですけれども、やはり一番利用数が多いのが、ちろっとの森コースになります。ちろっとの森の東コースで 5 万 9,580 人、西コースで 6 万 1,725 人、次いで利用が多いのがはらっぱ 36 で 3 万 927 人です。逆に利用者数が少ないのが明野ヶ丘公園のさくらコースで 1,219 人、それと新田の森コース 1,239 人となっております。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） やはり大体その感じかなと思いますけれども、ある程度ゴルフ場として芝を刈ることによって、すごく景観もよくて、ほかの町から来る議員さんとも行ったりするのですけれども、本当に幕別町は公園の芝がきれいだねと言われるのですけれども、パークゴルフ場設備として、かけるにはまたそれなりの経費がかかると思います。そういったものを逆に、利用度の高いところに投資

して、もうちょっと環境をよくするとかという方法も考えられるかと思しますので、そういった意向も踏まえまして、やっぱりある程度スクラップ・アンド・ビルドでやっていく方法もあるのかなと思います。パークゴルフ場ですと、明野ヶ丘なんかいい芝があるのですけれども、やっている最中は子どもたちが中に入って遊べない状況ですから、逆にそこをもうパークゴルフをやめたただの芝にすれば、子どもたちとか親子がそこでくつろぐことも可能かと思しますので、そういった利用方法の転換も含めて検討していただければと思います。いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 明野ヶ丘公園のコースにつきましては、現在、明野ヶ丘公園の再整備の中で、パークゴルフ場をどうするかということは、具体的に協会ともお話をしています、協会としても利用者数が少ないというのと、木の実が落ちてなかなかやりづらいコースでもあるということがありますので、その代わりとっては何ですけれども、今年度から試験的にアンコールコースを1コース増やして、札内地区でもアンコールコースを設ける予定となっております。その辺の状況を見ながら、今後コースをどうするかというのは、協会と話していきたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 今のアンコールコースというのは、ちょっと私は承知していませんけれども。

○委員長（酒井はやみ） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） アンコールコースは、パークゴルフ場を閉鎖した後も、雪が降るまでの間、パークゴルフ場を開設してオープンしているということで、現在サーモンコースを1コースだけなのですけれども開放しております。昨年の利用が、11月4日から11月27日まで開放しております、利用者は9,560人ありました。ちょっと幕別地区しかないということで、協会からも申入れがありましたので、札内地区でも試験的に今年度から開設してみようということになったものです。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 今後とも、そういった効率的な運用で、やっぱり新しい利用法もありますので、そういった部分を提案して質問を終わります。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

決算書は284ページになります。

9款1項消防費、予算現額6億5,465万9,000円に対して、支出済額6億4,741万392円でありませぬ。

1目日常備消防費、とかち広域消防事務組合負担事業5億5,398万5,000円は、1市18町村で構成するととかち広域消防事務組合における、共通経費など本町分の分担金であります。

2目非常備消防費、消防団活動推進事業2,660万1,715円は、幕別町消防団の活動に係る経費で、1節の消防団員年報酬および出動報酬、8節の災害・訓練出動等に係る費用弁償のほか、18節の消防団運営に係る交付金であります。

非常備消防施設維持管理事業468万7,687円は、消防団施設および車両に係る維持管理に要する経費であります。

286ページになります。

3目消防施設費、消防施設整備事業6,213万5,990円は、14節工事請負費、細節1は、幕別地区・第一分団に配備している、水槽付消防ポンプ自動車の更新、細節2は、幕別消防署札内支署の車庫のシャッター改修に係る工事費であります。

18節、負担金補助及び交付金は、消火栓取替え工事に係る負担金が主なものであります。

4目水防費につきましては、令和5年度の実績はありません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長（酒井はやみ） 9 款消防費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（白坂博司） 10 款教育費につきまして、ご説明を申し上げます。

288 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 11 億 4,301 万 7,000 円に対しまして、支出済額 11 億 1,497 万 8,484 円であります。

1 目教育委員会費、教育委員活動推進事業 218 万 1,085 円は、教育委員 4 人の報酬および費用弁償並びに交際費であります。

2 目事務局費、教育総務事務事業 1,116 万 4,939 円は、教育行政事務を行う上での経費で、18 節負担金補助及び交付金、細節 8 古舞小学校閉校記念事業補助金は、令和 5 年度末に閉校した古舞小学校の閉校記念事業に係る補助金と、細節 9 教育振興会交付金は、学校教育振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に対する交付金であります。

会計年度任用職員給料等支払事務事業 2,207 万 8,155 円は、教育委員会事務局の事務補助員 1 人と、291 ページになりますが、学校教育推進員 3 人、子どもカウンセラー 3 人、スクールカウンセラー 3 人の報酬や職員手当、共済費が主なものであります。

学校運営協議会運営事業 113 万 4,790 円は、学校運営協議会開催に伴う 45 人の委員報酬のほか、各中学校エリアで実施した乗り入れ授業等の教育活動に対する小中一貫教育推進交付金の交付などが主なものであります。

魅力ある高校づくり支援事業 1,035 万 5,952 円は、293 ページになりますが、町内の高校に対して、魅力ある高校づくりを支援するための補助で、幕別清陵高等学校、中札内高等養護学校幕別分校の 2 校分であります。

教育委員会事務局維持管理事業 531 万 6,415 円は、教育委員会事務局の維持管理に要する経費で、17 節備品購入費の電話交換機は、教育委員会事務局内の電話交換機一式の購入に係る経費であります。

3 目教育財産費、学校教育施設維持管理事業 5,310 万 5,948 円は、小・中学校 14 校とわかば幼稚園並びに教員住宅 71 戸の維持管理に要した経費であります。

10 節需用費、細節 40 修繕料は、学校施設の修繕が約 9 割で、そのほか教員住宅、わかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

295 ページになりますが、14 節工事請負費、学校・教員住宅補修工事は、各学校等の内装補修や暖房設備の補修工事が主なもので、学校施設の工事が約 9 割で、その他教員住宅の工事に要した費用。

17 節備品購入費、細節 3 学習保障支援用備品は、教室等における効果的な換気の実施に係る取組と温湿度管理を両立できるよう、各小中学校における特別教室へのスポットクーラー 45 台の設置と暑さ指数測定器 13 台の整備に要した費用であります。

学校教育施設整備事業 5 億 9,040 万 7,920 円は、小中学校の施設整備に要した経費で、1 節報酬と 8 節旅費は、令和 8 年 4 月に開校予定の義務教育学校「まくべつ学園」の諸課題について検討するため、昨年 12 月に設置しました義務教育学校開校準備委員会委員 9 人に係る経費になります。

12 節委託料、細節 5 は、令和 4 年度から 2 か年かけて実施した札内南小学校の長寿命化改修工事に係る監理委託料。

297 ページになりますが、14 節工事請負費、細節 1 小・中学校等整備工事は、白人小学校地下オイラタンクライニング工事や忠類中学校高圧受電設備更新工事、教員住宅改修工事、学校林伐採工事などに係る費用で、細節 2 札内南小学校長寿命化改修工事は、建築主体工事および電気設備工事、機械設備工事に係る費用であります。

4 目スクールバス管理費、スクールバス運行事業 1 億 2,282 万 6,829 円は、スクールバス運行に要した経費で、12 節委託料は、スクールバス運行 13 路線のうち、8 路線は、町有車両を貸与、残る 5 路線につきましては、車両を借り上げて運行しており、これらに要した費用で、17 節備品購入費は、駒島線の更新に要した費用であります。

5 目国際化教育推進事業費、国際化教育推進事業 1,436 万 6,001 円は、小中学校等における外国語

指導に要した経費で、国際交流員 2 人が教諭とともにチームティーチングによる指導を行ったものがあります。

298 ページになります。

6 目学校給食センター管理費、学校給食センター給食提供事業 2 億 3,574 万 8,970 円は、学校等への給食提供に要した人件費や給食材料費が主なものであります。

10 節需用費は 301 ページになりますが、細節 60 は、幕別産や十勝産、道内産を主とした給食食材の購入に要した費用、細節 61 は、児童生徒の給食食材購入に対し、町が 1 食当たり 22 円を支援した費用であります。

12 節委託料、細節 5 は、幕別 5 路線、忠類 1 路線に係る給食配送に要した費用、細節 8 は、食材の受入れや配食の補助などの給食業務を委託した費用であります。

17 節備品購入費、細節 2 は、幕別学校給食センター厨房内の蒸気回転釜 2 基の更新に要した費用であります。

学校給食センター維持管理事業 4,413 万 4,590 円は、給食センターの管理運営に要した経費であります。

302 ページになります。

2 項小学校費、予算現額 3 億 1,298 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,560 万 129 円であります。

1 目学校管理費、小学校維持管理事業 2 億 5,003 万 9,012 円は、小学校 9 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 5 校 5 人の学校事務補助員および 6 校 36 人の特別支援教育支援員と、小学校における外国語活動と外国語授業のサポートを拡充するため、臨時英語指導助手 1 人のほか、医療的ケアが必要な児童への支援のための看護師 1 人に係る報酬であります。

305 ページになります。

12 節委託料は、小学校の管理清掃や警備などに要した費用、18 節負担金補助及び交付金は、307 ページになりますが、細節 4 は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

学校健康診断事業 482 万 5,090 円は、児童および小学校の教職員に係る健康診断等に要した経費が主なものであり、12 節委託料は小学校の教職員 149 人のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費、小学校教育活動推進事業 2,662 万 6,540 円は、小学校の教育活動に要した経費であります。

17 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入しましたパソコンや学校サーバを更新した償還金、細節 3 は、学校図書購入に要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金は、小学校 6 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

保護者費用負担軽減事業 1,410 万 9,487 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、19 節扶助費は、309 ページになりますが、新入学学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した経費であります。

なお、細節 5 は、令和 6 年 4 月の入学児童に対する入学準備金の年度前支給 18 人分を含んでおります。

3 項中学校費、予算現額 2 億 2,311 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2 億 995 万 1,822 円であります。

1 目学校管理費、中学校維持管理事業 1 億 6,408 万 2,322 円は、中学校 5 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員および 3 校 7 人の特別支援教育支援員と、市街地周辺の小中学校を巡回するスクールガード 2 人に係る報酬であります。

311 ページになりますが、12 節委託料は、中学校の管理清掃や警備などに要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

学校健康診断事業 251 万 1,557 円は、生徒および中学校の教職員に係る健康診断等に要する経費が主なものであり、12 節委託料は中学校の教職員 89 人のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費、中学校教育活動推進事業 2,185 万 3,784 円は、中学校の教育活動に要した経費で

あります。

1 節報酬および 313 ページになりますが、8 節旅費は、部活動の地域移行に関し、準備や諸課題について検討を進めるため、部活動地域移行検討委員会の開催に要した費用であります。

一番上の 7 節報償費の細節 3 は、全国・全道文化・スポーツ大会参加に係る個人 551 人と 66 団体の参加奨励金、細節 4 は、部活動指導員 68 人分の謝礼であります。

17 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンや学校サーバを更新した償還金、細節 3 は、学校図書の購入に要した費用であります。

保護者費用負担軽減事業 2,150 万 4,159 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、18 節負担金補助及び交付金は、中学生の修学旅行に要した費用の一部を補助したもの、19 節扶助費は、新入学学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した費用であります。

なお、細節 5 は、令和 6 年 4 月に入学した生徒に対する入学準備金の年度前支給 30 人分を含んでおります。

4 項幼稚園費、予算現額 1,890 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1,779 万 6,646 円であります。

1 目幼稚園管理費、幼稚園維持管理事業 1,768 万 5,526 円は、わかば幼稚園の園長や事務補助員、幼稚園教諭の報酬や手当などの管理費であります。

316 ページをお開きください。

5 項社会教育費、予算現額 3 億 6,630 万 2,000 円に対しまして、支出済額 3 億 5,430 万 28 円であります。

1 目社会教育総務費、社会教育総務事務事業 329 万 3,059 円は、文化賞・スポーツ賞等表彰式における記念品のほか、各種団体に対する負担金補助及び交付金であります。

社会教育委員活動推進事業 55 万 5,650 円は、社会教育委員 15 人の報酬が主なものであります。

小学生国内交流事業 216 万 1,964 円は、次のページにまたがりませんが、神奈川県開成町から 19 名、高知県中土佐町から 15 名、計 34 名の受入れおよび本町の児童 20 名の受入れ交流参加並びに本町から埼玉県上尾市に 10 名を派遣した国内交流事業に要した費用が主なものであります。

319 ページになりますが、中学生・高校生海外研修事業 964 万 4,353 円は、5 年ぶりに再開しましたオーストラリアメルローズハイスクールとの研修事業に要した費用で、中学生 16 名と清陵高校生 2 名の計 18 名が参加しております。

2 目公民館費、しらかば大学開催事業 61 万 9,342 円は、しらかば大学の運営費であります。

公民館維持管理事業 1,092 万 8,079 円は、糠内・駒島公民館およびまなびや相川と中里の管理運営に要した経費であります。

320 ページになります。3 目町民会館費、町民会館維持管理事業 2,709 万 5,731 円は、町民会館の管理運営に要した経費であります。

322 ページになりますが、4 目郷土館費、郷土文化研究事業 85 万 70 円は、文化財審議委員会の開催や、郷土文化研究員に要した経費で、1 節報酬の文化財審議委員会委員 5 人の報酬や 7 節報償費の郷土文化研究員に対する謝礼が主なものであります。

ふるさと館・郷土館維持管理事業 813 万 2,899 円は、ふるさと館の管理運営および 4 年度末で閉館しました蝦夷文化考古館の環境整備等に要した経費であります。

326 ページをお開きください。

5 目ナウマン象記念館管理費、化石発掘調査研究事業 165 万 7,893 円は、足跡化石発掘に要した経費。

ナウマン象記念館発掘等体験講座事業 29 万 5,440 円は、親子ミニ発掘体験教室やアンモナイトのレプリカ作りなどの講座開催に伴う委託料が主なものであります。

ナウマン象記念館維持管理事業 4,382 万 5,827 円は、記念館の維持管理と展示物リニューアル工事に要した経費で、1 節報酬は、事務補助員 3 人分の報酬、329 ページになりますが、12 節委託料は記念館の維持管理に要する費用、14 節工事請負費は、3 面マルチモニターや産出状況模型、系統樹模型のほか、最新の説を表現したジオラマ展示など、展示物のリニューアル工事に要した費用、17 節備品購入費、細節 2 は除雪機の更新であります。

6 目集団研修施設費、集団研修施設維持管理事業 160 万 3,073 円は、集団研修施設こまはたの管理運営に要した経費であります。

330 ページになります。7 目図書館管理費、図書館を核とした地域づくり事業 54 万 8,120 円は、図

書館運営に係るサポート人材の育成や各種講座の実施、地域情報の発信等に要した経費であり、1節の図書館協議会委員10人分の報酬が主なものであります。

図書館蔵書整備事業 921万2,998円は、蔵書整備に要した経費で、17節備品購入費は、図書資料4,821冊、AV資料51タイトルの購入に要した費用であります。

図書館維持管理事業 6,263万5,281円は、図書館の管理運営に要した経費で、1節報酬は、事務補助員1人とブックモバイル運転手1人分の報酬。

333ページになりますが、2節給料は、図書館司書8人分の給料であります。

335ページになります。14節工事請負費は、本館北側駐車場改修工事と地下オイルタンク油面計更新工事および本館暖房設備更新工事を実施したものであります。

18節負担金補助及び交付金、細節6町民文芸まぐべつ編集委員活動交付金は、町民文芸誌まぐべつ第39号の発行に要した費用が主なものであります。

8目百年記念ホール管理費、芸術・文化公演事業 291万6,450円は、文化講演会や忠類地区で実施した生涯学習講座に要した経費で、7節報償費は、337ページになりますが、ガラスグッズ製作や背骨コンディショニングなどの生涯学習講座6講座等に係る講師謝礼、18節負担金補助及び交付金、細節5地域文化・芸術活動助成金は、NPO法人まぐべつ町民芸術劇場が行った公演事業に対する一般財団法人地域創造からの間接補助金であります。

百年記念ホール維持管理事業 1,554万770円は、百年記念ホールの管理運営に要した経費で、14節工事請負費は、ホール屋外通路部分の雨よけ設備のコリドールとプラザイベント広場ベンチ改修のほか暖房用設備膨張タンク更新に要した費用であります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業 9,407万1,600円は、指定管理に要した費用であります。

9目アイヌ施策推進事業費、アイヌ文化拠点空間整備事業 5,562万6,274円は、令和4年度に策定した、アイヌ文化拠点空間整備事業基本計画に基づいた施設整備に要する費用であり、12節委託料、細節5の生活館棟と外構工事の実施設計委託料のほか、339ページになりますが、14節工事請負費の千住生活館解体工事が主なものであります。

アイヌ文化振興事業 285万5,721円は、アイヌ文化の普及啓発に係る事業で、7節報償費のアイヌ文化講演会やアイヌ文化体験講座、アイヌ関係者聞き取り調査に伴う謝礼のほか、12節委託料の巡回展開催に伴う展示品の輸送費用が主なものであります。

6項保健体育費、予算現額1億3,627万1,000円に対しまして、支出済額1億3,072万7,783円あります。

1目保健体育総務費、保健体育総務事務事業 348万8,022円は、1節のスポーツ推進委員12人分の報酬や7節報償費の少年団活動などで、全道・全国等へのスポーツ大会に出場した個人156人と25団体に対する参加奨励金が主なものであります。

341ページになりますが、スポーツ団体活動支援事業 258万7,983円は、18節負担金補助及び交付金のスポーツ団体に対する補助金が主なものであります。

スポーツ推進事業 57万9,450円は、7節報償費、細節1の初心者スポーツ教室やウォークラリーまぐべつ、リフレッシュ教室などの講師謝礼が主なものであります。

アスリートと創るオリンピックの町創生事業 199万8,112円は、オリンピックや応援大使によるふれあいイベントの謝礼や旅費が主なものであり、12節委託料は、日本体育大学との連携協定事業に係る委託料、18節負担金補助及び交付金は、スポーツ合宿誘致実行委員会への補助金であります。

2目体育施設費、屋外体育施設維持管理事業 3,389万7,875円は、運動公園陸上競技場および野球場などの屋外施設の管理運営に要した経費で、343ページになりますが、12節委託料が主なものであります。

屋内体育施設維持管理事業 979万7,224円は、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなど屋内体育施設の管理運営に要した経費で、345ページになりますが、14節工事請負費は、農業者トレーニングセンターアリーナ床ウレタン塗装に要した費用であります。

札内スポセン及び農業者トレセン指定管理者業務指定管理事業 5,213万6,910円は、指定管理に要した費用であります。

町民プール維持管理事業 2,395万1,853円は、町内5か所の町民プールの管理運営に要した経費で、1節のプール監視員20人の報酬や10節需用費と、347ページになりますが、12節委託料が主なものであります。

クマゲラハウス維持管理事業 229 万 354 円は、クマゲラハウスの管理運営に要した経費で、事務補助員 3 人の人件費が主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わったところですが、この際 13 時まで休憩をいたします。

12:01 休憩

(13:00 藤原委員退席)

13:00 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

皆さまに申し上げます。委員の質問並びに説明員の答弁は簡潔にお願いいたします。

10 款教育費の質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の 29 ページ、それから決算書の 296 ページです。教員住宅のところでございます。

ここの教員住宅ですが、令和 3 年度からずっと 71 戸ということで、そして入居率が 4 割前後を推移していると思うのですが、まず、この 71 戸というのは、実際住める状態のものを言っているのか、もしくは空いていても住めない状態の住宅も入れているのか、その辺をちょっと伺います。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 教員住宅の状況についてお答えいたします。現在、教職員住宅の戸数の適正化方針を策定しておりまして、現在 7 年経過しておりますことから、現在の状況を踏まえ、今後を見据えた中で見直ししていくということで、令和 6 年の 4 月に見直しの方針を策定しております。今後、普通財産に移管するなどしながら、計画的に更新していきます。

現在 71 戸のうち住めるかどうかなのですけれども、こちらについては現在住める部分もありますし、修繕をしながら使っていける状況ではあります。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） あちこち回っても、見るからにもう住むには難しい状態もあります。そしていずれにしても、校長先生、教頭先生は当然利用されていると思うのですけれども……

（発言する声あり）

○委員（塚本逸彦） していないのですか。ということは、かなりまたあれなのですが、これ、今後このままにしておいても、朽ちていってしまっただけで景観上もよろしくないですし、それから倒壊とかいった状態になると、やっぱり校外、近くにあるということで、子どもが巻き添えになるというのはあれかもしれませんが、地方の学校ですと、もうほぼ敷地の中にあるところもありますので、そういった部分も含めると、いずれにしてもお金がかかりますので、なかなか大変かと思うのですけれども、ある程度は淘汰していてもいいのではないのかな部分もありますし、売却が可能なところは売却という方法もあるかと思うのですけれども、特に廃校になったところとかでしたら、そういった方法もあるのかなと思います。いずれにしても、現状のままだと考えられておられると思うのですけれども、ちょっとどうかというところがありまして、先ほど、今あったような話がありますけれども、今後そういった部分をある程度淘汰していくという考えはありますか。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 現在、見直ししたその教職員住宅の適正化方針では 10 年後を見据えて、適正化、戸数を 30 戸減らして 38 戸とすることとしております。また、老朽化に伴う更新費用とか財政面を鑑み、市街地や農村部、そういったところを分けながら、今後検討をする必要があるかと考えております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） いずれにしても、本当にもうひどい状態のところもありますので、そういったところから、やっぱりある程度、景観とかそういった部分もありますし、防犯上もありますので、予算的に難しい、なかなか大変かと思うのですけれども、解体という方法もあるかと思えます。その辺も含めて検討していただければと思います。

以上です。

(関連の声あり)

○委員長(酒井はやみ) 荒委員。

○委員(荒 貴賀) 教員住宅について、関連でご質問いたします。

教員住宅の、今回2戸、補修工事が行われました。補修の基準があつたりしますか。あと、補修するタイミングはどのように決まるのか、お示ください。

○委員長(酒井はやみ) 学校教育課長。

○学校教育課長(酒井貴範) 教員住宅の補修の基準なのですが、40年経過した後に修繕しておりますが、築40年経過する前にも、老朽化が進んでいるところにおきましては、順次改修しながら進めていくところでございます。

○委員長(酒井はやみ) 荒委員。

○委員(荒 貴賀) 基準については分かりました。補修のタイミングがお示ししていただけていないので、そこについて確認させてください。

要は、地方の学校、特に先ほど塚本委員おっしゃいましたけれども、管理職の方は緊急時のために学校内、学校の近くに住むということが必要なことがあります。なので、校長や教頭は教員住宅に住むことが必要であるために住むのです。でも実は、幕別町内で次の方が決まると、前の方は出て、すぐに次の方が入るのですが、タイミングが短いために、ほとんど補修や改修されない状況で受け継がれてきて、今、本当に住むのが厳しい状況にあるという声があります。そういったところを町は把握をされて、改修や補修を行っているのかお聞きします。

○委員長(酒井はやみ) 学校教育課長。

○学校教育課長(酒井貴範) 補修のタイミングでございますが、軽微な修繕はその都度対応しております。あと、先ほど申し上げましたとおり、築40年経過して老朽化しているものは改修している状況でございます。

○委員長(酒井はやみ) 荒委員。

○委員(荒 貴賀) 教員の方が出ると、きっと清掃に入られると思うのです。清掃業者に入ってもらって、次の方に入ってもらおうということをされているとは思いますが、そのときに必要な、要は改修やそういったことを行っているのかということをお聞きしたいのです。要は、もう住むに耐えられない状況で教員住宅に住まれて、学校の先生から、本当にこの状況を何とかしてほしいという声が出ているのです。それで、こういった状況を、私は我慢できますけれども、次に入る方を考えたときに、早急に改修等も考えてほしいと。でも、実際に先生の話だと、退去から次の入居までのタイミングがないために、大変難しいのではないかと話もされておりました。そういった状況を、町の教育委員会、つかんで対応されてきたのかについて、私お聞きしているのです。その辺はどうでしょう。

○委員長(酒井はやみ) 学校教育課長。

○学校教育課長(酒井貴範) 教員住宅、退去のタイミングで、こちらのほうでも内部を確認しております。住める状況であれば、そのまま住んでもらうという形で対応しております。

以上です。

○委員長(酒井はやみ) 荒委員。

○委員(荒 貴賀) 住んでいる方が、もう住むのが耐えられないとは言いませんけれども、住むことが大変だと。もうこういう老朽化した状況で次の人に受け継がれていく、この教員住宅はどうなのだという問題提起されているのです。やはりそういったことをしっかり踏まえながら、教員住宅の改修等を進めていただきたいのです。そういった方針を持っていただきたいということで要望しています。聞き取りをしっかりと取り組んでいただきたいのです。

○委員長(酒井はやみ) 教育部長。

○教育部長(白坂博司) そういった声ですね、ちょっと私どものほうでは引き渡しするときに、そのような声というのは特段聞いてはいなかったのですが、先ほど課長お話したように、異動が決まったら当然こちらから出て行くわけなので、そのときには私どもも現地確認をして、引き渡しのときに中身を見て、補修修繕する部分があれば行っているところではあります。ただ、おっしゃっていただいたように、異動期間短いもので、すぐに修繕が必要なのですが、期間がちょっとかかるような部分があることは、もしかしたら可能性としてはあるのかなと思いますけれども、それについてはその後というわけではないのですが、極力住める体制にはしたいとは思っておりますので、その都度対応はさせていただきたいとは思っているのですが、状況状況に応じて、こちら

のほうで考えてまいりたいと考えています。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 2点質問させていただきます。

1点目、295ページの、学校教育施設整備事業の中の義務教育学校開校準備委員会委員報酬のところで、ちょっとよろしいかどうか定かではないのですが、いわゆる幕別小中の義務教育学校の開校に向けての取組についての評価となります。これまで委員さんを中心に、また保護者向けの説明会等も含めてやってこられたということはいろいろと説明を受けて承知しているところでありますが、改めまして、その評価というのを確認したいと思うのですが、要はなかなか学校の先生たち、学校現場に情報が入ってこないという声は、この事業がスタートしたとき以来、ちょこちょこ聞こえてきているところではありました。そして、これは今年度に入ってからになってしまっているわけですが、改築の説明に関しても、学校現場は全く知らなかったというお話が入ってきているわけですが、そのあたり進め方含めて、どのように評価されているかお伺いしたいと思います。

2点目になりますが、社会教育のほうになります。341ページ、アスリートと創るオリンピックの町創生事業に関してとなります。

この事業もずっと平成30年から、続いておりまして、身の丈に合った事業という形で進められているかと思えます。この間、今年もいろんな我が町にゆかりあるアスリートの皆さんが学校訪問したりとか、昨年も5回ですかね、我々ももう慣れているので、当たり前のようになっていますが、普通に考えたら、トップアスリートの方が年に5回も学校を訪問するなんていうことは、全国的に見てもほぼあり得なくて、本当に大事にしてほしい事業だと思いますし、子どもたちにもいい影響を与えていると思えます。

そういった部分で広がってきているというところもある一方、今回については、子どものスポーツを支えるために講演会における、いわゆるオリンピック輩出要因分析事業ですね。そのことについて、特に評価をお伺いしたいと思うのですが、ずっとこれをやるよということで進められてきていて、日体大さんに委託をして研究をしていただいたということで、報告会も参加させていただきましたが、私もそうなのですが、私の周りにいた関係者も含めて、ちょっと期待していたものではなかったということを感じております。それらも含めて、この事業の予算の使い方も含めて、町として教育委員会として、どのように評価されているかを伺いたいと思えます。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） ご質問の1点目、義務教育学校の評価についてかと思えます。義務教育学校、先日も地域説明会を開催したところなのですが、これまでも学校長含め、話については細かく打合せをしながら進めているところでございます。

○委員長（酒井はやみ） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、小田委員のほうからご質問ありました、オリンピックの輩出要因の分析事業の関係だと思います。3年度から実施しまして、コロナの関係もありまして、若干期間が延びたのですが、4年度に調査を行った内容を日本体育大学の先生方に来ていただきまして、町民に対して報告したのですが、確かに小田委員のおっしゃるとおり、ここが輩出されている要因だというのが、なかなかちょっと僕らにも見えづらかった部分はあったのかなと思います。ただ、その中でお話ししていただいた中には、ほかの町と比較した中では、公園が多く、子ども、幼少期から体を動かせるような場所があるですとか、あと、いろんなスポーツを行える、幼少期からマルチスポーツ、いろんなスポーツをいつでもできるような環境があるというようなお話もありましたので、そういった面では、改めて公園とかに恵まれているなということと、いろいろな環境が少なからずもそろっているのかなとは感じたところであります。

ただ、この報告を受けて、この後、次につなげていけないかということでは、日本体育大学からもいろいろとアドバイスいただきながら進めていきたいなと思っております。これと併せて前年度に行いました幼少期のアスリート向けのレンピなんかの開発しております。それと併せて事業展開していけないか、いろいろと今調整しているところであります。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず1点目になりますが、これまでもそのように町のほうから、教育現場で丁寧に説明してきたというようなお答えを、何度か聞いていたと思うのですが、その上でのこの質

問ということになるわけなのですが、特に今回の校舎改築においても、管理職の先生もほとんど知らない状況で説明会のほうがあったということもありました。その一つ一つのことについて、どうのこうのありませんけれども、その上で、その説明会の後に、議会の全員協議会でも説明をされて、そこでの質疑も含めてまた改めて考えるということが、町の教育委員会から学校にも伝えられていると聞いております。その部分、その後のことについても、まだ学校のほうにも伝わっていないというようなお話もあります。どこかまでは伝えてはいるのかもしれないですけども、全体にはまだ共有されていないということは事実だと思いますので、そういったことも含めて、昨年度の取組においては丁寧に説明してきたというご答弁ではありましたけれども、改めてそのあたりを整理していただきながら、今年度、そして次年度に向けて、より丁寧にする必要があるのではないか。また、学校現場の意見をしっかりと聞いて、もちろんそのとおりに何か動かせるわけではないですし、新築ではありませんので、できる範囲のこととかというのにも限られてくるは思うのですけれども、やはりそこをまず優先した進め方というのをしていくべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

2点目、オリンピックの町創生事業の件で、今ご答弁もありましたが、いろんなことをされてきて、それをこれからどうしていくかというところにおいて、それから今回の日体大さんの分析事業におきましても、なかなかいろんな要因があったのだと思うのですけれども、予算面がどうだったのかとか、時間的にどうだったのかとか。あるいはもう一つこれから期待したいのは、そのあたりもどこかに、委託は必要だとは思いますが、そこにお任せきりということではなくて、やはり町の考えであったりとか、町が持っている情報とか、そういったものも積極的に関わりながらやっていくべき、狙いをしっかり持ってやっていくべきかと思えます。

もっと言えば、目的のところはオリンピックの町として全国に対する認知度向上も図るというような目的も書かれておりますが、それに向けてということも今後必要かと思うのですが。少なくとも今回の、細かい話になってしまいますけれども、分析結果について、調査されたということですが、私の知るスポーツ関係者には誰も調査入っていないということも聞いておりますので、そのあたりもやっぱり、日体大さんがどうのこうのということではなくて、町のコーディネートというのですかね、そういったこともちょっと反省するところがあるのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 義務教育学校の学校内での話合いなのですが、現在、校長がリーダーシップを取って、小中学校全員で組織しますまくべつ学園、その中の全体会議の中で話をしながら、その中でくみ取れる意見を踏まえて進んでいるところでございます。

○委員長（酒井はやみ） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今回の報告会というか、輩出要因の分析事業に関わりましては、金額的なもので言いますと、連携協定を結んでいる関係で、実際に報告に来る方々の旅費分で実際には開催しているところであります。

あと、今後の狙いについても、実際、先ほど小田委員から話ありました、スポーツ関係者にはそんなにアンケートだとか調査がなかったのではないかというお話でしたけれども、そういった方々ばかりを対象にして調査も行っていなかったのかなと思えますし、いろんな方々からの意見を聞いた上で、また家族ですとか本人たちにも聞き取りも行って、この結果に導いているというお話でありました。

報告会の中にもありましたように、今後の活用の、本研究の結果を受けての活用についてという提案もありまして、実際、今私どもで行っている事業もありまして、アスリートの参加できるスポーツイベント、これ先ほど小田委員のほうから話ありましたとおりの5回やりまして、プラス学校訪問に合わせて部活動を指導するとか、別な方々と交流するというのも今回やっています。全てで7回ほどアスリートの方、応援大使含めてですけども来ていただいておりますので、こういった事業は継続して、スポーツする機会の提供をしていきたいと考えているところであります。

あと、輩出の活用についてですけども、無料の開放日を設けたらいいのではないかというお話もあったのですが、これは施設のほう、町内の団体ですとか小中学生、高校生も含めてお金かからないで利用できていますので、そういった面では、以前から行っているのかなと思えます。

あと、マイナースポーツデーというのを設定して、広くそういったスポーツを周知したらいいのではないかという提案もありましたけれども、これにつきましては、スポーツ推進事業を活用しまして、ウォークラリーとかリフレッシュ教室ですね、パワースポーツも実施しております。そういったこと

を継続していきながら、今後せつかくいただいた輩出要因の調査結果でありますから、いろんな関係機関と情報共有しながら、今後あるべき道を模索していきたいとは思っています。

以上です。

(関連の声あり)

○委員長(酒井はやみ) 谷口委員。

○委員(谷口和弥) オリンピアンへの輩出要因分析結果報告に関わって、私のほうで質問させていただきたいなと思っておりました。

当日は私も参加していて、悶々という気持ちで帰ったというのが正直なあれです。今、紹介があったように、ほかのスポーツ指導者の方からも、いい報告だったという答えにならないのは、その辺にあったのだと思います。大学の研究者の出した結論ですから、それは素人の白髪おやじが云々とかというようなあれでもないのかなと思うのだけれども、けれど、それにしても、この結論を出すためのプロセスが非常によくなかった。

例えば、幕別町の特徴、他の市町村との比較ということで一つの項目が、これ 203 ページに何がされたかということが上段に書いてあります。結局、幕別町 205 人のアンケートと、それから幕別町と同規模の市町村、北は青森、南は鹿児島から 36 自治体の 300 名のアンケートを、そういう人数のアンケートを各項目、「全くそう思わない」は 1 点、「とてもそう思う」は 5 点ということで、いろいろな項目で点数化して、そして比較しているのですよね。

例えば、地域愛着はどうか、幕別町の場合は 18.6 点である。幕別町以外は 16.2 点である。だから、幕別町は地域の愛着が多い町なのだとと言われても、この 18.6 点とはどういうことなのだろうと、36 自治体の中にはいろいろな自治体があって、平均値を言われても分からない、そういうようなことが延々とこのアンケート結果に続く中で、最後に結論として、こういう項目がそんなに多くないのです。多くないのだけれども、まとめとして、幕別町民は地域に対する愛着が強く、土地に対する肯定的印象が強く、集団に対する肯定的印象が強い、そんな理由。わずかな点数の差でしかないのだけれども、それは幕別が優れているのだということの結論にして言うものだから、こんなものってあり、ということになるわけです。

それから、もう一人女性の講師でしたけれども、たった 2 人の、誰だかということはここに名前も書いてあるのですが、女性アスリートの聞き取り調査から結論を出してしまうと。そんなことなどあって、これって本当に研究して何かしたということの報告すべき結論ではないのではないのかなと、そういう思いの中で、高い評価をできるものではなかったなと思ってます。これをどういうふうに生かすかということは、既に答弁がありました。

これからまだいろんな場所で、先日も私、オーガニックのパネリストさんに、町長もいらっしゃったものだから講演を聞いたならば、幕別町は 5 人もオリンピックを輩出した町だということは、町の紹介としても出てくるし、その言葉が参加者の方からも引用されて、幕別町はいい町だ、頑張っている町だということの話なのだけれども、教育長、教育部長、幕別町のオリンピックの輩出理由は、今回、日本体育大学が分析した結果のとおりなのだとことを言えるかどうか、ちょっと言っているものかどうか、どういうふうに考えていらっしゃるか、お聞きしたい。

○委員長(酒井はやみ) 教育部長。

○教育部長(白坂博司) 結果ですね、確かにアンケート結果を取って数値が出て、それで、その数値自体がどうなのだという話、今お話いただきましたけれども、例えば、どれだけ差が広がればうちの町に優位性があると言えるのかとか、その辺の部分についてはちょっとまた専門的な話になってくるのかもしれないので、大学側でこういった結果を出しているということなので、優位性はあるのかなとは考えております。

ただ、今回の研究ですね、そもそもの調査項目、目的としまして、地域愛着の醸成と輩出要因について研究するということがあったので、アンケート含めて、そちらのほうに着眼点を置いた形で、実際に調査をしたということでの結果となっておりますので、いろんな輩出要因の調べ方はあるのかなと思っておりますけれども、今回はそういった点について着眼して調査をしたということになります。

今回の研究結果は、うちの町として、書いてあったと思うのですが、スポーツへの関与、運動行動にポジティブな影響を与えているだとか、運動習慣が多いだとか、そういったことから健康への関心影響につながるだとか、効果はありますという話もされておりましたし、あとは同じくスポーツへの関与自体が、先ほどお話しいただいたように、土地、地域、集団等、これらに対する肯定的な印

象を与えて、地域愛着に、それが市民参加、市民行動につながるなど、スポーツが地域活性化に寄与する、そのような視点で調査結果いただいております、スポーツが逆に持続可能なまちづくり、こういったものの一翼も担えるというような位置づけを示していただきましたことから、地域活性化へのアプローチ含めて、スポーツを活用して私どもの町の優位性、長所、こういったものを生かした取組というのは、今後も行っていきたいと思っております、それに当たりましては、日本体育大学、連携協定結んでおりますので、今後もいろんな形でアドバイスをいただきながら、また向こうと一緒に調査・研究をするなりをして、いろいろな形でまちづくりのほうに生かしていきたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今、教育部長が最後に言った、いろんな形でまちづくりに生かす、このことが重要で、この調査結果云々で、何だということにはもちろんならないわけで、そのことは大事にしていきたい。

ただ、やはり間違いなくいつとき幕別町には5人ものアスリートがいて、現役オリンピックのアスリートがいて、そしてこの人口規模では、それは普通に考えられないことだと注目を浴びる、そのことはどういうことなのだとということで興味を持つ、そのことについては、結論を知りたいスポーツ関係者だけでなく、いろいろあるのだと思うのです。町としてやっぱり僕はちゃんと持ってほしい。一つ、日体大の地域との密着ということの中での答えは出たと。繰り返しますが、素人だけれども、いろんなことがほかにもあるのだと思うのですよ。さっき、家族にも調べたということがあったりもしたけれども、本人の生まれつきのものであったり、家族環境であったり、それから出会う指導者のことであったり、そういったことはアンケートの中にはないのです。そういったことは地元がやれることなわけだから、そういったことも教育委員会中心に研究して、さらに厚みのある輩出要因の分析をして、そしてこれからのまちづくりに生かしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） お話しいただいたように、これからもいろんな形で私どもだけではなくて、連携協定結んでいる日本体育大学と一緒に連携しながら、今後とも研究等含めて続けていきたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 1点だけ質問させていただきます。ページでいきますと301ページ、資料が177ページ、学校給食センター給食提供事業になります。有機農産物の公共調達についてです。資料では、令和3年から令和5年までの地場産食材の使用割合が示されておりますが、令和5年度、少しだけ減っていますが、このうち有機農産物の割合はどのくらいでしょうか、お聞きします。

○委員長（酒井はやみ） 幕別学校給食センター所長。

○幕別学校給食センター所長（守屋敦史） それでは、ただ今の地場産品の量のうちの有機農産物の割合ということですが、こちらについては、令和5年度地場産品については、量でいきますと、1万6,731キロが地場産品となります。このうち、有機農産物につきましては、5.1パーセントの850キロということになっています。ちょっと例年より少ない数字になっております、こちらについては天候不順のせいもあつたり、あと献立の中身の関係でちょっと少なくなったのですけれども、過去3年平均でいきますと、10.3パーセント程度有機農産物を使っているような状況にあります。

○委員長（酒井はやみ） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 私が調べさせてもらったところでは、令和3年度が11.7パーセント、令和4年度が13.5パーセントとなっております。せっかく地場産品は、地場産食材は4割くらいなのですが、そのうち10パーセントくらいが有機をせっかく使っているのですけれども、これはどのように周知しているのかお聞きします。

○委員長（酒井はやみ） 幕別学校給食センター所長。

○幕別学校給食センター所長（守屋敦史） ただ今の有機農産物、どのように周知しているかということですが、まず周知の方法については、献立ですね、毎月出る献立に有機農産物、特にまくべつの恵み給食ですね、こちらを年4回行っているのですけれども、こちらの際には特に積極的に有機農産物も使わせていただきまして、メニューの献立表に有機農産物を使っていますというようなことは書いている状況にあります。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 内山委員。

○委員（内山美穂子） せっかく使っているのですから、もっと生産者に近いような、ぐんと距離が縮むような PR の仕方は大事だと思うのですね。以前、環境に配慮した有機農業や公共調達の重要性について質問させていただいたことがあります。ここでは説明しませんが、幕別町内にも、有機農産物を多くの人に知っていただきたいということで活動している生産者やお店やいろんな方がおります。

今週末にまくべつオーガニック給食実行委員が主催して、オーガニックマルシェが開かれました。ここで町長は、「学校給食が作る未来」と題したパネルディスカッションでパネラーになって、奇跡のリンゴの木村さんや北海道ホテルの林社長さんたちと一緒に、パネラーになって意見交換をしておりました。その中で、今年 12 月 4 日をオーガニック給食の日にするとう公言しておられました。給食での活用は命の基である、自分たちの食べ物がどうつくられているのか、農業のこと、生産者のこと、地球環境のこと、これを児童生徒がひとしく学ぶ機会になります。

更別村では、100 パーセントオーガニック給食を実施しています。このディスカッションの中で、更別の生徒に、当時給食を味わってどうでしたかとインタビューしたら、子どもたちは、とても周りの大人が自分たちのために、おいしい給食を提供しようと頑張っていることが伝わってきたということをお聞きしました。今回の町長のその発言は、英断すばらしいと思いますが、ここで初めの質疑に戻りますが、機運の醸成につなげるためにも、こうしたことの PR も同じく重要であります。オーガニック給食の日について、ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 学校給食センター所長。

○幕別学校給食センター所長（守屋敦史） ただ今の 12 月の有機農業の日ということで、一応予定しているのが、12 月に有機野菜に特化した品物で、野菜等で、まだ献立等はこれから詰めていく格好にはなるのですけれども、極力、有機農産物を多く使った献立等をいろいろ工夫しながら考えて、12 月 4 日に提供したいと考えております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） その他のところで質問させていただきます。

ページ数は 292 ページ、293 ページ、2 目事務局費の中の魅力ある高校づくり支援事業補助金であります。1,000 万円を超える出費がここで例年のとおりされているところであります。この中の、どういう内訳かということは、資料がないので分からないのだけでも、恐らく大部分は幕別清陵高校へのもので、そして一部が中札内高等養護学校なのだろうと推察します。細かいことはお聞きませんが、この令和 5 年の支出の特徴としては、今までのものと比べて何か特徴的なことはございましたでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 魅力ある高校づくり支援事業のことです。

幕別清陵高校に対しては、決算額で言いますと 1,005 万 5,952 円でございます。そのほか、中札内高等養護学校、こちらのほうには 30 万円の補助となっております。幕別清陵高校の主なものとしたしましては、特色ある学習支援、キャリア教育の推進といたしまして、3 年間の学習状況や記録、そういった学習支援システム導入に係る費用ですね。あと、東京大学出前授業ですとか、交流推進、そちらのほうにも支援しております。あと、学校行事の推進といたしまして、学校祭、行事に係る費用ですとか、あと、学びを支えるバス運行支援、あと、部活動支援ということで、大会遠征費用を部活動振興補助として支援してございます。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 細かい金額は報告ありませんけれども、例年どおりの趣旨でもってほぼ同額程度が出費されたのだなということで理解してよろしいですね。

幕別町が、本来、道が運営してあるものに対して、こういう金額の助成をするということにはやっぱりそれは意味があり、町としての目的がある、そういうことにならないとならないのだと思うのです。魅力のある学校づくりのためにももちろん出す、この名前のおりなのだけでも、この魅力というのが誰に対してあるのか、それは在校生にとってあるものであり、もちろん卒業生にとってもあの学校よかったのだというものであってほしいし、何よりもこれから高校の進学を目指す中学生に、あの学校はこういうところがあって、ぜひ学んでみたいぞと思わせるもの、そういったことに力を注い

でいただきたいということであります。

それで、近年、清陵高校については、生徒、ずっと定数割れが続いていて、開校以来とうとう入学時 100 人を割るような状況になったということは、さきの一般質問でも町長から報告があったところで、さらには 7 月に、この魅力ある高校づくり支援事業の見直しを始めているのだということの答弁もありました。そして、9 月に報告をもらうのだと。

今回、令和 5 年までの決算を受けてそういうことになったと、そういう見直しを求めるようなことになったわけですが、どんな点を見直そうとされるような結論に、令和 5 年度の決算から読み取ったのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 見直しの点なのですから、町長が一般質問でも答弁しましたように、こちらから学校側に対して、来年度この補助金、どういったような使途で活用したいか提案をしてくださという話をさせていただいておまして、その提案をいただくことになっておりますので、まずは学校側でどのように考えているかというのが一番だと思っております。ただ、学校側として今お話しされているのは、今年度からなのですから、地域マイプロジェクトという形で、地域の企業なり人々と学校の学生たちが一緒になって、多分新聞紙上でも見ていると思うのですけれども、帯広空港で野菜の即売会をやったりだとか、あとは傘プロジェクトですとか、いろんなそういった形で取組を行っているのですけれども、これを力入れていきたいと、ふるさと教育という形なのではないか、総合探求の時間の中でのということなのですから、そこについて力を入れていきたいということだったので、私どもとしまして、その部分については支援というのを行っていきたくて考えております。

実際に今年度なのですから、5 年度から実施しているのですけれども、地域の企業ですとか人たちとつながり、つなぎ役ですね。それ今、先生が担っている形になっているので、かなり負担が大きいというような話で、継続的に行えるかどうかちょっと懸念という不安があるというような話もありましたので、今年度の補助金を活用して、実はコーディネーターというのを 1 人指名していただきまして、学校側で選んだのですけれども、そのコーディネーターがそういった橋渡し役を買うことで、この事業を今後も継続的に安定的に行っていくというようなことも、今年度から取り組んでおまして、その辺含めて来年度どのような形で学校側から出てくるか、ちょっと今のところは分からないのですけれども、そういった地域とのつながり、ここを重視したいということで学校側もお話ししておりますので、私どもとしまして、そこについては十分サポートしていきたくて考えています。

○委員長（酒井はやみ） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ささまざまな幕別清陵高校の活動を見たり、新聞報道で見たり聞いたりする中では頑張っているなど、そう思うのですよ。スポーツのほうも一部ではあるけれども、全国に通用するようなそんなアスリートも輩出されたりする中では、私は清陵高校を何だという気持ちは全くなくて、腹の底から応援したくて、そういう立場で質問させていただいているのだということはお聞きください。

いろいろと支援の仕方についてはこれから検討されるわけですが、前にも私自身の質問の中でご指摘させていただいたように、金額は少なくない金額になっています。幕別高校と江陵高校があった時代、二つの高校があった時代よりも随分と増えている中で、今苦戦ということになっている。お金のことは、やはり町民の大事な税金からなっているものですから、大事に使いたい、それは誰もが思うことであると思うのです。

帯広柏葉高校や三条高校などという学校で言うと、帯広市から助成をもらっているなんていうのは、ネットを引っ張っても、そんなのは出てきません。そういう必要がないのだろうと思います。そういう学校に早くなればいいたとも思うのだけれども、いろんな取組があるのだと思うのです。先ほど道が主体でと、幕別町が助成金を出してということなのだけれども、例えば帯広三条高校でしたら、今何をしているかという、クラウドファンディングをやっています。学校を応援してくださいということでお金集めをやっている。それから、新年交礼会を卒業生がやる中で、余ったお金を奨学金にしていると、そういったような取組などをやっております。

町を頼るだけでなく、自分たちでもいろいろと考えてもらうことをしてもらってもいいのではないかなと思うのです。幕別清陵高校は、幕別清陵高校としては歴史が新しいけれども、まだ卒業生といったって、ほんの何百人しかいないけれども、歴史的に言えば、幕別高校と江陵高校が合併してきた、そういう歴史がある。そういった意味での OB はたくさんいて、思い入れのある人もたくさんい

て、そして地域にも思い入れのある人というのはいるのだと思うのですよ。そういった方に呼びかけて財政活動するというのも含めて、町が町の予算として組むべきだと考えるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 金銭面というか、そういった部分も含めてなのでしょうけれども、今お話いただいた三条高校だとか、そういった事例なんかも、学校側と一緒に十分研究しながら、学校自ら、町も含めてなのですけれども、魅力ある高校づくりを行っていくことで、より多くの生徒たちに希望してもらえるような学校になるのかというのは、今後も含めて検討してまいりたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。  
中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お尋ねいたします。

ページ数は291ページ、教育費の中の子どもカウンセラー報酬から関連いたしまして、不登校の子どもに対する令和5年度の取組とこれからどうつなげるかという視点で、一つお尋ねします。資料の中では、小学校ではそう増えてはいないのですが、中学校の不登校が増えています。幕別町では、不登校の子どもさんについての学校以外での過ごし方をどのように把握をされているか。そして、多くはまっく・ぎ・まっくに通うということがこれまでやられてきたことと思いますが、その通っている状況はどうかということをまずお尋ねします。

次に、ページ数は307ページ、学校教育の働き方改革と併せまして、ここでは委託料の教職員ストレスチェックというところにつなげまして、現在、体調不良を理由に休職をされているような職員の方は、次、同じように、これは311ページの中学校のところにも出てくるのですけれども、小学校中学校どちらでもそういう先生がいらっしゃるのかどうかということです。

その点をお聞きして、この間、幕別町が一貫して、全国で問題になっている教職員の皆さんの働き方を何とか改革して、負担を減らそうということで、幕別町アクションプランに取り組みまして今第3期に入っています。改善されてきております面は大変大きいのですけれども、しかし、まだ残念ながら令和5年度において、例えば時間外労働で45時間以内とされているところが、まだ1割近くがそれを超えていると。中には100時間を超えている方もいるということでもあります。この内容について、どういった仕事の状況でこのような長時間の労働につながっているのか。とりわけ100時間を超えているというのも少ないのですけれども、特殊な事情によってこのような実態になっているのか伺います。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） ご質問の1点目、不登校の状況かと思えます。令和5年度におきましては10校で58件、令和4年度が8校で47件、比較しますと11件の増となっております。

まっくの利用者数は、令和5年度、登録者数が16名、恒常的に利用しているお子様が8名となっております。内訳で言いますと、小学校1名、中学校7名でございました。

不登校のお子様に対する対応といたしましては、各学校に対してきめ細やかな健康観察や健康相談等により児童の状況を的確に把握して、スクールカウンセラーによる支援を行うなど、子どもの健康問題に対応を徹底することとしております。保護者が把握した児童や生徒の悩みの変化は積極的に学校に相談することなど、児童生徒の発達段階に応じて組織的な取組を進めております。そういった児童生徒一人一人に寄り添った心のケアを努めるように通知をしたところであります。

ご質問の2点目、教職員の休職の関係かと思えます。こちら、令和5年度におきましては、休職が2名でございました。状況としましては、時間外におきましては、教頭が特に多いことになっております。人事異動ですとか、新たに来られたそういった方の業務が増え、4月に多いような状況となっております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 不登校、令和5年度は58人ということで、まっく・ぎ・まっくに登録されている方が8人ということであれば、50の方が別な対応で学校に行かないで過ごしていることになるのだらうと思うのですけれども、その過ごし方ということですよ。健康状況を把握されているということではありましたが、今その不登校になった場合には、学校に戻すというよりはどちらかというと、社会的な自立を目指すというようなところにも力点が置かれているということもありまし

て、それで、学校に行きなさいということはなかなかしていないということですのでけれども、やっぱり最近、全国の事例を見ますと、まっく・ざ・まっくだけの様な形ではなくて、学校内も含めて子どもの居場所づくりというのに力を入れて、それで不登校の子どもさんの時間をそこで過ごし成長を促すという取組が展開されているところが増えてきています。最近では、帯広市がフリースクール的なことで取組をなされまして、多くの登録者の方がいらして、それで子どもさんと対応しているということもありました。

現在、不登校のお子さんからのお話で、実際に学校に行けなくなったと。しかし、まっく・ざ・まっくというところがあって、そこにつながったのだけれども、そこでもやはり心の病も含めて通うことができなくなったと。結局、自宅ということになるのですけれども、しかし、いろんな要件で不登校になりますから、学校が全部嫌なのかといたら、そうでもない。クラブ活動、部活だけは行くことができるとか、そういう事例も実際に幕別で存在しています。そうなってくると、子どもさんの居場所という点で考えると、もう一步踏み込んで、迎えられるそのスペース、学校の中なのか、それ以外なのかも含めて、まっく・ざ・まっくだけに固定せずに考える必要があるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

働き方改革ですね。この100時間を超えたというのは、教頭先生の4月ということなのかな、お答えでいけば。それで、全体としては少なくなったとはいえど、なるべく1か月45時間以内に抑えましょうという努力をされてきたと思うのですが、残念ながら9割台にというか、令和3年は89パーセント、4年は91パーセント、5年は90.0パーセントと、改善にぐっと向かっているという数字ではないのですね。45時間を考えても、今これ月に直すと、週5日間と考えると、これ週9時間以上、あるいはこの1割の方たちは80時間以内でありますから、これはもう毎日3時間近くの残業というようなことが、改善されていないというよりは、まだそういう状態が残ってきているということですね。したがって、この要因となるの、突発的な、一時的な仕事でこうなっているというのであれば、それは改善されるでしょうけれども、恒常的な要因があるのかなのか、あるとすれば、教職員の加配であるとか、さまざまな取組によって物理的にも解決していかなかったら、この状況は改善されないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 不登校の児童生徒の過ごし方、居場所、そういった点かと思えます。不登校になった児童生徒には、週1回程度、担任による自宅訪問や学習プリントを配布したり、直接お話したりしております。また、令和4年の10月からなのですけれども、1人1台端末を活用したリモートによる授業参加など、そういった学習支援を行うように促しているところでございます。

まっく・ざ・まっくにおいて不登校の児童生徒の居場所づくりということで、交流等しながら相談業務やカウンセリング、学習援助、そういったところで学校に通えるような支援を行っているところでございます。

2点目、働き方の100時間を超えている業務ということなのですけれども、主にやはり教頭の業務が多いのかなというところでございます。今回、第3期のアクションプランを策定したのですけれども、その中でも教頭の業務縮減に向けてということ掲げているところでございます。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 前後しますけれども、その2人の休職をされている先生というのは、どういった理由でなのですでしょうか。全国的には、過密勤務が横行して、精神的な疾患で休職なされている方は、22年度で6,539人とカウントされているのですけれども、そういった状況は2人の方に当てはまりませんか。

不登校の居場所という点で、まっく・ざ・まっくとつながって改善とおっしゃられるけれども、やっぱり58人いらして、まっく・ざ・まっくが8人ということは、50人がつながっていないということですね。これをやはりどう見るのか、どういう理由があつてつなぐことができないのか。まっく・ざ・まっくは百年記念ホールの横と場所限られていますから、その例えば通学に、距離的にある場合もありますから、通学的に無理があるとか、あるいはその教室の、まっく・ざ・まっくのその指導方針に合わないとか、理由があると思うのですよね。つながっていない50人の方のそういった動向というのは、押さえていらっしゃるでしょうか。最初から希望されていないというのものではないかと思えますが、それはどうでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 現在、令和5年度で休職の2名の方におきましては、1名は精神的な疾

患、1名は病気で休職となっております。

続きまして、まっくの通所なのですけれども、不登校の要因としてはさまざまな、無気力ですとか不安、そういったもの、いろんなものが起因しながら不登校となっております。まっくへの通所につきましては、現在、通所願の中で通所方法を申し出てもらい、通所をさせていただいておりますが、こちら、原則保護者の送迎もしくは公共交通機関を利用してということになってございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 休職されている先生が1人精神疾患だということであれば、やはりそれは働き方改革によって変わる要素があるのではないかなと思います。その方がどんな勤務状況だったのかというのを押さえた上でなければ判断できませんけれども、やはり引き続き、そういう状況が解消される努力をしていただきたいと思います。

まっく・ぎ・まっくなのですけれども、私はつながっていない人たちのその状況を押さえていますかということ、保護者が送迎が原則だとかということも含めて、58人全員が最初からそういう場所にカウンセラーされていると思いますから、紹介されているのだと思うのです。でも、実際には行っていらっしやらないのですよね。それも1人、2人ではなくて、50人も行ってないということになれば、やはりその理由もきちっと押さえた上で、それだけで、次の手段を考えなければならないということにもなるのではないかなと思うのですけれども、その押さえはされていますか。

○委員長（酒井はやみ） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） まっくに通っていない方含め、不登校になっている方は、毎月学校からその子の状況を報告してもらいながら、全ての子どもたちの様子はこちらで押さえてございます。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 押さえられた中身を知りたいのですけれども。

○委員長（酒井はやみ） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 今、課長がお話ししましたように、各学校とも最低でも週に一回は家庭に訪問して、状況を確認するとともに、今後について保護者とお話をしているという状況であります。その50人がどんな状況かというのは、ちょっと私、細かい資料を持ち合わせてはいないのですけれども、毎月来る報告の中では、例えば本当にもう病気というか、何というのですかね、朝起きられなくて学校も行けないだとか、そういったような起立性障害というのでしょうか、そういった病気だとかで、まっくにも通えないというようなお子さんがいたりだとかというのが、意外と多いのだというのはちょっと把握したところではあるのですけれども、その中で、やれることとということで私どもとしましては、リモートですとか、そういったことを含めて、家にいながらでもということも考えながら、対応してまいりたいと考えております。

先ほど、フリースクールの話もありましたけれども、確かに教育支援センターという形で学校内にそういった場所を開いたりだとか、あとは学校以外も含めてなのですけれども、そういったセンター開いて不登校の方を受け入れているという自治体もありまして、私どものまっくもまさにそれではあるのですけれども、学校内の設置等に含めては、ちょっと教室のスペースの関係もあるので、今この場で設置とかという話はできないのですけれども、その辺につきましては管内の状況を含めて、情報収集、まずはしてまいりたいと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） やっぱり一度しかない小学校中学校のそのときを本当に豊かに育つ、本来であれば学校に行ったらちゃんと学び、友達との関係もでき、部活もやってということなのだけれども、残念ながらそこに向けられないという子は、実際いらっしやるのはもうそのとおりですよね。したがって、私は今までの幕別のやってきたその支援活動というのが、それはそれでそういう人たちの受皿として、本当に生きた教育をされてきたと思うのです。ここに来て、そういう子どもさんが残念ながら減っていかないと、増えていくということになって、さらにそこに行くこと自体も難しいという。今、部長おっしゃられた状況の方もまさにそうだと思うのですよね。ただ先ほど、私一番最初に申し上げたように、一方ではクラブ活動には行けるけれども、あとは行けないのだというような状況もあるということになれば、選択肢をやっぱり広げていくという、その教育を提供する側としての姿勢というか、思いというか、それがやっぱりあるのではないかなと思ひまして、私一度、同僚議員が一般質問で取り上げた、愛知県の岡崎市の学校のことを取り上げていましたけれども、そこでは、どの子ども、全員が何とかつながる、1人も不登校にしないよと、自分の学級には行けなくても、学校には来れる

よというところから、全校にそれを開設して、そして改善に当たると。子どもたちは、中にはその中から可能な時間、自分の教室に行くこともできるという事例もつくり上げてきているということは、本当にすばらしいなと思いました。したがって、ちょっとどんどん増えてきている状況があるものですから、そういった視点も十分受け止めていただいて、今後に向けていただければと思います。どうでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 部活だけ、そういった子もいらっしゃるということで。実際に今、例えば学校には行くけれども教室には入れなくてだとか、なので、保健室に行って、そこでという形の子もいらっしゃいまして、いろんな形があるのかなと思っております。おっしゃっていただいた実例ですね。確かに全部開校できれば非常に有効なのかなとは思っておりますけれども、なかなか先ほど言った、ちょっとスペースの問題ですとか、あと人的な問題ですとか、いろんな部分があると思いますので、まずはその辺のことを情報収集から進めていって、私どもの町にどういった形で、そのようなものが反映できるかということ、考えていきたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が 320 ページの町民会館費と、次のページのふるさと館にも共通すると思うのですが、町民会館とふるさと館には、使用料及び賃借料の AED の設置の記載がされていないのですよね。それで、私、確認してきたのですけれども、なぜ設置をしていないのかお伺いしたいということと、また幕別町では AED の設置に関する条例があるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（酒井はやみ） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 町民会館とふるさと館になぜ AED がないのかというご質問だったと思います。設置した当初の考え方、ちょっと資料持ち合わせていませんが、隣接する施設で対応していたかのように思います。ただ、ふるさと館ですと、隣接する施設がないので、なぜそこになのかというところは確かにご指摘いただいたら、なぜかなというところもあるのですけれども、町の条例については、資料をちょっと持ち合わせていないので、設置する義務はないと認識していますが、今後、その辺も調査しながら対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 町内の公共施設の AED の設置に係るお話だと思いますので、条例の件なのですけれども、うちの町ではそういった AED の設置の条例は策定しておりません。

○委員長（酒井はやみ） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 町民会館に、私、AED が設置されていないというのが信じられなくて、この決算書で記載されていないので、記載忘れなのかなと思ひまして、見に行きました。そうしたら本当にありませんでした。というのも、やはり町民会館は役場と、そして農業者トレーニングセンターが近いのですよね。ですから、何かあって緊急のときがあった場合は、そちらに走ればという考えなのかもしれないのですけれども、これ倒れたとき、倒れて心臓が停止したようなとき、これ 1 分で 7 パーセントから 10 パーセントの救命率が下がるのですよ。救急車が町民会館だったら消防署が近いのですからいいのですけれども、普通、救急車を要請してから平均到着が 10.3 分かかるとは思っています。そういうことを考えますと、役場にすぐ走るとか、農業トレーニングセンターに走ってまた戻ってくるという時間は、1 分、2 分ではいけないと思うのですよね。

したがって、設置は法律では決められてはいないのですが、設置、公共施設という観点からも設置は必要ではないかなと考えます。設置ができない場合、緊急時に連絡をして、町民会館から例えば役場でも農業トレーニングセンターにでもすぐ連絡が取れて、そして、そこから持ってきてもらうといったほうが、往復するよりは早いのかなと感じるのですが、その点についてはいかがですか。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） AED の関係につきましては、ホームページでも公共施設にはこういった場所に AED を設置しておりますということでお示ししているのですけれども、ご覧のとおり、全ての公共施設に設置しているというものではございません。ある程度距離だったり、やはり管理人だとか人がいるということが条件になってくると思うのですけれども、そういった箇所に満遍なく今配置しているような状況だということなのではあるのですけれども、町民会館にはについては消防も近いだとか、いろんな理由があったのかなと感じているところではあるのですけれども、今後もそういった観点で、配置につ

いては考えていきたい。さらには、何かイベントだとかある場合については、今、消防署で貸出しもやっておりますので、そういったものも利用いただきながらと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 消防署がすぐ近いから、それでよしという考えもちょっとおかしいかなと感じます。やはり倒れた瞬間ですね、私も救命救急の講習何度も受けていますけれども、あなたは消防署に連絡してください、あなた AED を持ってきてくださいといったときに、その走るとき、すぐそばに消防署があるから大丈夫という考えではなくて、やはり一つの、町民会館もこの頃利用数があまり多くはないのかもしれませんが、公共施設として全部につけろとは言いませんけれども、とにかくそういうような集まる場所には必要ではないかなと、今後ちょっと考慮していくべきではないかなと思いますので、その点は町のほうも今後はちょっと考えていただきたいなと思いますが。

○委員長（酒井はやみ） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） ただ今課長が申しあげましたように、基本的に人の集まる場所に設置しております。今後の部分についてなのですけれども、現在置いているところで、そこに置けなくなるような状態のところも実際出てきていることから、貸出しといいますか、今言いましたようにイベントですとかで集まるようなときに、貸出しするようなことできないかということで、今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 10 款教育費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際 14 時 30 分まで休憩いたします。

14 : 19 休憩

14 : 30 再開

○委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 11 款公債費についてご説明申し上げます。

348 ページをお開きください。

11 款 1 項公債費、予算現額 17 億 8,999 万 9,000 円に対しまして、支出済額 17 億 8,979 万 8,212 円であります。

1 目元金、起債元金償還事務事業 17 億 2,330 万 703 円は、借り入れた起債の償還元金であります。

2 目利子、起債利子償還事務事業 6,649 万 7,509 円は、借り入れた起債の償還利子であります。

次のページをお開きください。

12 款職員費についてご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 18 億 125 万 5,000 円に対しまして、支出済額 17 億 7,596 万 1,946 円であります。

1 目職員給与費、職員給与支払事務事業は、特別職および 230 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものでありますが、3 節職員手当等の細節 11 の時間外勤務手当につきましては、前年度に比べ 755 万 684 円の減、率にして 9.2 パーセントの減であります。

主な減少要因は、選挙事務業務や新型コロナウイルス感染症関連などの業務が減少したことによるものであります。

次のページをお開きください。

13 款予備費、予算現額 500 万円ですが、執行はありませんでした。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、一般会計歳出の審査が終わりましたので、引き続いて一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 15 億 4,224 万 2,455 円に対しまして、収入済額 15 億 592 万 620 円であります。

不納欠損額につきましては、66 件で 331 万 8,037 円、収入未済額は 3,300 万 3,798 円であります。

1 目個人であります、現年課税分の調定額は 13 億 4,016 万 607 円で、前年度と比較しますと 2,724 万 6,967 円の減となっております。

農業所得者分の減などが主な要因であります。

2 目法人であります、現年課税分の調定額は 1 億 6,805 万 4,900 円で、前年度と比較して 1,533 万 900 円の減。

建設業および運輸業の減額が主な要因であります。

なお、町民税の現年課税分のみ収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 99.47 パーセントで、前年度比で 0.71 ポイントの増、法人につきましては、収納率 99.76 パーセントで、前年度比 0.05 ポイントの減であります。

2 項固定資産税、調定額 13 億 97 万 1,191 円に対しまして、収入済額 12 億 8,355 万 7,080 円であります。

不納欠損額は 71 件で 287 万 8,173 円、収入未済額は 1,453 万 5,938 円あります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 12 億 7,246 万 100 円で、前年度と比較して 7,068 万 8,600 円の増。

評価額が高い建築物の増加が主な要因であります。なお、現年課税分の収納率は 99.67 パーセントで前年度比 0.04 ポイントの減であります。

3 項軽自動車税、調定額 9,359 万 6,242 円に対しまして、収入済額 9,197 万 1,350 円あります。

不納欠損額は 19 件で 16 万 2,705 円、収入未済額は 146 万 2,187 円あります。

現年課税分の調定額では 8,745 万 2,400 円で、前年度と比較して 242 万 2,800 円の増。登録台数の増によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は 99.28 パーセントで、前年度比 0.18 ポイントの減となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 9,441 万 1,773 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度と比較しますと調定額で 144 万 7,635 円の減。販売総本数の減によるものであります。

5 項入湯税、調定額 1,051 万 2,730 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度と比較しますと、調定額で 119 万 9,110 円の増。宿泊客数の増が主な要因であります。

次に、17 ページをお開きください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 6,821 万 1,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 17 万 6,000 円、率で 0.3 パーセントの増であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 564 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 199 万 8,000 円、1.0 パーセントの増であります。

3 項森林環境譲与税、調定額 3,231 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 113 万 6,000 円に対しまして、同額の収入であります。

前年度対比 12 万 8,000 円、10.1 パーセントの減であります。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 1,055 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 127 万 5,000 円、13.7 パーセントの増であります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 1,218 万 6,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比 468 万 1,000 円、62.4 パーセントの増であります。

25 ページになります。

6 款 1 項法人事業税交付金、調定額 4,031 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比 619 万円、18.1 パーセントの増であります。

27 ページになります。

7 款 1 項地方消費税交付金、調定額 6 億 5,043 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比 274 万 3,000 円、0.4 パーセントの減であります。

29 ページになります。

8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 1,688 万 9,936 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 56 万 7,868 円、3.3 パーセントの減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数は、3 万 3,055 人で、前年度と比較しまして 1,198 人の増、帯広国際ゴルフ場利用者数は 3 万 3,702 人で、1,196 人の減となったところであります。

31 ページになります。

9 款 1 項自動車税環境性能割交付金、調定額 3,101 万 8,319 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 652 万 7,319 円、26.7 パーセントの増であります。

33 ページになります。

10 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

35 ページになります。

11 款 1 項地方特例交付金、調定額 2,633 万 1,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 269 万円、9.3 パーセントの減であります。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、調定額 196 万 4,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 53 万 1,000 円、37.1 パーセントの増であります。

37 ページをご覧ください。

12 款 1 項地方交付税、調定額 63 億 1,657 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度との比較では、普通交付税では 3,085 万 5,000 円、0.5 パーセントの減、特別交付税では 2,343 万 9,000 円、6.1 パーセントの減となり、地方交付税全体では、5,429 万 4,000 円、0.9 パーセントの減となったところであります。

39 ページになります。

13 款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額 329 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 12 万円、3.5 パーセントの減であります。

41 ページになります。

14 款 分担金及び負担金、1 項 分担金、調定額 7,466 万 5,587 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目 農林業費分担金は、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金などであります。

2 項 負担金、調定額 5,271 万 2,376 円に対しまして、収入済額 5,043 万 5,294 円、収入未済額 227 万 7,082 円であります。

施設型保育施設保育料などあります。

43 ページになります。

15 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、調定額 2 億 1,430 万 1,379 円に対しまして、収入済額 2 億 526 万 8,121 円、収入未済額 903 万 3,258 円あります。

各種施設等の使用料およびへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などあります。

45 ページになります。

2 項 手数料、調定額 8,425 万 3,750 円に対しまして、収入済額も同額であります。

本項は、1 目 総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目 民生手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、3 目 衛生手数料は、ごみ処理手数料、4 目 農林業手数料は、次のページになりま

すが、嘱託登記手数料、5目土木手数料は、建築確認関係手数料等が主なものであります。

49ページになります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額9億6,238万5,156円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費負担金は障害者自立支援給付費や児童手当、施設型給付費に係る国の負担金、2目衛生費負担金は新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金などであります。

2項国庫補助金、調定額12億2,360万8,853円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金では、細節5新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や細節8物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などあります。

2目民生費補助金では、1節社会福祉費補助金のうち細節2の一支援機関だけでは解決に導くことが難しい複雑で複合的な課題を持つ方をサポートする重層的支援体制整備事業に係る交付金、次のページになりますが、2節児童福祉費補助金の細節1地域子ども・子育て支援事業補助金などあります。

3目衛生費補助金は、細節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などあります。

4目土木費補助金では、各種道路事業や公営住宅などに係る社会資本整備総合交付金、5目教育費補助金は、1節教育総務費補助金の細節1学校施設環境改善交付金、2節小学校費補助金および3節中学校費補助金の特別支援教育就学奨励に係る補助金、4節社会教育費補助金のアイヌ政策推進交付金が主なものであります。

6目災害復旧費補助金は、町道稲士別高台線災害復旧工事にかかる補助金であります。

3項国庫委託金、調定額806万348円に対しまして、収入済額も同額であります。

次ページになりますが、1目の総務費委託金は、外国人の中長期在留者事務に係るもの、2目の民生費委託金は、基礎年金事務に係る委託金が主なものであります。

55ページになります。

17款道支出金、1項道負担金、調定額6億1,324万3,978円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費負担金は、障害者自立支援給付費や後期高齢者医療保険基盤安定費、児童手当、施設型給付費等に係る負担金、2目農林業費負担金は、農業委員会職員設置費に係る負担金が主なもの、3目土木費負担金は、地籍調査事業に係る負担金などあります。

2項道補助金、調定額23億2,690万7,958円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金は、細節2のハザードマップ作成に係る補助金などあります。

2目民生費補助金は次のページになりますが、1節社会福祉費補助金では、細節10の重層的支援体制整備事業補助金や細節14の介護サービス提供基盤等整備事業交付金など、2節児童福祉費補助金では、放課後児童対策などに係る地域子ども・子育て支援事業補助金などあります。

3目衛生費補助金は、健康増進事業補助金、4目農林業費補助金は、1節農業費補助金のうち次のページになりますが、細節7の中山間地域等直接支払事業や細節9の産地生産基盤パワーアップ事業、細節10の麦・大豆生産技術向上事業、細節11の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金などあります。

2節畜産業費補助金では、細節6の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金が主なものであります。

3節土地改良事業費補助金では、細節3の地域の活動組織が行う農地の保全活動に対する多面的機能支払交付金事業補助金、細節6の担い手への農地集積・集約化を図るための基盤整備に対する農業者の負担軽減対策である農業経営高度化支援事業補助金などが主なものであります。

4節林業費補助金は、各種造林事業および森づくり事業関係補助金などあります。

5目商工費補助金は、消費者行政に関する補助金。

次のページになりますが、7目教育費補助金は、アスリートと創るオリンピックの町創生事業に係る地域づくり総合交付金が主なものであります。

3項道委託金、調定額6,683万2,747円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節の徴税费委託金の道民税徴収事務や3節選挙費委託金の知事道議選挙に係る委託金が主なものであります。

2目衛生費委託金は、公害防止に係る権限委譲等に伴う委託金、3目農林業費委託金では、3節土

地改良事業費委託金の道営土地改良事業に係る監督等補助に係る委託金、4目商工費委託金は、権限委譲等に伴う各種委託金が主なものであります。

次のページになります。

5目土木費委託金は、1節道路橋梁費委託金の細節2樋門管理業務に係る委託金などであります。

6目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカーの配置に伴う委託金であります。

65ページになります。

18款財産収入、1項財産運用収入、調定額1,638万6,139円に対しまして、収入済額1,551万764円、収入未済額87万5,375円であります。

1目財産貸付収入は、土地および建物の貸付収入であり、収入未済額は、教員住宅の貸付に係るものであります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2項財産売払収入、調定額4,812万166円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目不動産売払収入の1節その他不動産売払収入は、除間伐材や皆伐材の売払収入であります。

2節土地売払収入は、旭町や忠類栄町等の土地の売払収入が主なものであります。

2目物品売払収入は、苗木などの売払いや北海道農業公社貸付牛の譲渡代、入替えにより不用となった公用車等の売払収入が主なものであります。

67ページになります。

19款1項寄付金、調定額2億479万1,000円に対しまして、同額収入であります。

ふるさと寄付金の収入は、前年度対比6,458万9,003円、24.5パーセントの減であります。

細節2企業版ふるさと寄付金は、令和4年度からスタートしており、令和5年度は9社から560万円を寄付いただいたものであります。

69ページになります。

20款繰入金、1項基金繰入金、調定額5億3,367万8,296円に対しまして、同額収入であります。

1目の財政調整基金繰入金は、一般財源の調整分として、2目の減債基金繰入金は、当該年度の公債費に、3目のまちづくり基金繰入金は、マイホーム応援事業補助金や子ども医療費助成、ふるさとづくり支援事業などに、4目の森林環境譲与税基金繰入金は、百年記念ホールプラザベンチの改修や森林組合に対する補助金に、5目の新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金繰入金は、令和2年度に借り入れた新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給に充当したところであります。

2項特別会計繰入金、調定額542万425円に対しまして、同額収入であります。

重層的支援体制整備事業の実施に際して、介護保険特別会計から、65歳以上の被保険者保険料の23パーセントを繰り入れたものであります。

71ページになります。

21款1項繰越金、調定額2億7,531万5,746円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度からの繰越金であります。

73ページになります。

22款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、調定額69万8,171円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額80円に対しまして収入済額も同額であります。

3項貸付金元利収入、調定額4億896万806円に対しまして、収入済額4億857万4,805円、収入未済額38万6,001円であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

75ページになります。

4項受託事業収入、調定額1,669万9,598円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費受託事業収入は、統計調査員確保対策に係る受託事業、3目衛生費受託事業収入は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業、4目教育費受託事業収入は、中札内高等養護学校幕別分校での学校給食の配食に係る受託事業の収入であります。

5項雑入、調定額2億9,734万8,018円に対しまして、収入済額2億5,165万8,058円、収入未済額は4,568万9,960円であります。

4目雑入は、1節住民健診等負担金から、81ページの6節国民健康保険特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

83 ページをお開きください。

23 款、1 項町債、調定額 14 億 2,790 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から 85 ページの 8 目教育債は、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

87 ページをお開きください。

9 目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

89 ページをお開きください。

令和 5 年度の収入未済額および収納率の一覧表を掲載しておりますので、のちほどご参照いただければと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数 43 ページ、15 款使用料及び手数料の使用料に関わって質問を行います。資料は、幕別町一般会計特別会計決算資料の 37 ページになります。

令和 5 年から公共施設の使用料の改定を行いました。まずは、この使用料の改定の一覧表を頂いているわけですが、収入の 2,181 万 5,554 円というのは予定していた、つまり予算に対してどの程度の収入であったのか伺います。

二つ目、この改定につきましては、たくさん議論をする中で決まっていきました。実際に実施してみて、使用料の料金がかかる、かからないの基準が明確なところと、一部不明確なところが出ているということが住民の方から挙げられてきました。特に不明な点では、資料の中の 3 番目の近隣センターであります。この近隣センターの使用に当たっては、地域、町内会、あとは老人会、あるいは社協が利用した場合には無料となっておりますが、実際にはそういった方が入らない中で、つまりそういう、最初はそういった人たちが関わってできたグループであっても、途中でその形態が変わっていても無料のままです。では、逆に地域の方たちが同じような形態で作って利用したら有料になると。こういうようなことで、管理されている人たちが苦慮しているということも聞いております。それについてどのようにお考えでしょうか。

それと、一番懸念したことは、有料にすることによって、施設の利用率が下がってしまうのではないかと思います。実際にここの一覧表の中では、前年度と比較いたしまして、全部で 24 項目あるのですけれども、利用率が上がっている施設は 8、下がっている施設は 16。特にコミプラであるとかあるいは老人福祉センター、ここはいずれも 2 割以上、2 割強減っています。料金の改定との関係があったかどうか、どう判断されているか伺います。

○委員長（酒井はやみ） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 使用料に関してご質問の 1 点目、予算に対してという部分なのですが、こちら予算額、これ全てまたいろんな科目にもまたがっているということで、同じ比較するべき公共施設共通利用券売払収入の部分だけでまずお答えさせていただくと、予算額 630 万円に対して、今回の決算額 660 万 4,200 円ということで、予算よりも若干多めに収入化されたのかなというところがございます。

○委員長（酒井はやみ） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 私からは、2 点目のまず近隣センター等の使用に当たったの団体についてですけれども、現在令和 4 年 2 月に策定した使用料・手数料の見直しに関する基本方針で、算定方法等明確にしながら、この中で減額免除基準も整理していて、減額免除については政策的、特例的な措置として適用を限定しているということで、今、中橋委員がおっしゃられたような地域コミュニティについては、その町内会で自分のところの近隣センターを使う場合等ということで、明確に定めておまして、基本方針に基づいて運営されているということでこちらは考えておりますけれども、今おっしゃられたようなことがあるのであれば、ちょっと聞き取りながらどういう実態にあるかというのは把握していきたいと考えています。

それから、3 番目の利用者が減ったことについて、使用料を徴収していることとの関係についてでございますけれども、現在令和 4 年 10 月、それから令和 6 年 4 月に使用料等改定してはいますが、住民の方につきましては、令和 7 年 3 月 31 日まで激変緩和措置というのも取られては、はっきりとそういった因果関係というのは、今のところ町としては押さえていないというような状況

でございます。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 予定どおりの収入であったこと、それから使用基準については、基準は設けているけれども、現場での対応に差異があるということなのだと思います。ぜひ調査されまして、現場の方たちにとって使い勝手のよいものになっていくことが大事だと思うのですよね。ここは、ぜひ、どういのでしょうか。管理されている方の判断で変わってくるということは、管理されている方たちはその基準を大幅に逸脱して返答するわけではありませんから、裁量の余地のあるところで違いが出てくるのだらうと思います。その辺の、そうであっても、実際に利用する方たちにとっては、自分は有料だった、違ったということになっていきますので、ぜひ調査と指導の徹底を求めたい、このように思います。

三つ目ですが、利用料の徴収することによって、実際の利用が減ったのではないかということは考えていないということではありますが、私は特にこの中で老人福祉センターなどは、端的に表れたのかなと思います。もちろん激変緩和措置でありますから、この決算書においては、従来の規定の料金よりも2分の1、半額徴収という形で取り組んでこられたと思います。しかし、毎日利用される方にとってのゼロから100円ということですが、ゼロから有料になったこと、そして今後これが倍になっていくことを考えれば、やはり影響が出ていると見るのですけれども、どうでしょうか。

もう一つ、漏れてしまったのですけれども、ここまでしてその料金を徴収するかという事例なのですけれども、ちょっと細かいのですけれども、例えばコミプラでございますね。コミプラの東コミセン、もともとありまして併設されたではないですか。あの東コミセンの利用というのは、ホールがありまして、反対側に和室がありまして、その真ん中にロビーというか通路あるのです。休むこともできていまして、テレビなんかも置いてある。自販機もある。これは、200円かかるのですよね。通路にも利用するところありますから、そこに立ち止まって長期にいる方たちが、そういった対象と言われまして、それでこれはやはりそこに和室に入ったりするときは、そこを通過して行かなければならないわけですから、どの程度そこに立ち止まるかによって料金が発生するかしらないかと、ちょっと細かいのですけれども、こういう事例も実際に出てきています。半年たって整理をしていく、検証と整理が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 私のほうからは、老人福祉センターの利用の料金、使用料がかかることになったことに係る影響です。

もちろんこの料金がかかったことによって、利用の状況というのは変わった部分はあるのかもしれませんが、その辺、正確に確認は取れておりませんが、ただ当初始める際にも、その辺のお話はさせていただいた上で、その上でこの使用料がかかるという部分のご理解の上で進んでいるものとは考えております。

また、人数としては実際に多少減っては来ているのですけれども、これはコロナ以前から徐々に利用数というのは実は減ってきておりまして、そういった部分で見ましても、自然減といえますか、そういった料金によって大きく減ってしまったとは捉えておりませんので、ここは自然減の部分で利用が減ったものと捉えているところでもあります。また、先ほど言ったように料金がかかるから利用を控えるという声は、届いてはおりません。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 私のほうからは、近隣センターの減免規定の運用について改めてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、近隣センターにつきましては、各近隣センターに運営委員会を設けておりまして、運営委員会に減免の判断をお願いしているのですが、そちらの運用については、毎年近隣センター運営委員長・管理人合同会議において周知を図っているところではあります、改めまして運営委員会と情報の共有を図って、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

それから、あと札内コミプラ、旧東コミセンのホール部分での利用ということでございますが、こちらにつきましては料金の設定はございませんので、何時間いてもそこで料金が発生するということはないと捉えております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私、今、規定書を持ってきていないのですけれども、たしか200円となっていな

かったでしょうか。そういうものがあるから、多分管理人さんから、そこにいらっしゃる方が200円の請求が生じたのだと思います。違いますか。細かいのですけれども、そういうこともあるということも含めて、ちょっと半年たったので整理をしていただくことが大事かなと思います。

老人福祉センター、そういう声は届いていないと、コロナ前から減っていたのだよということでありませぬけれども、でも部長、やっぱりコロナ前3万人だったのが、令和4年は3万6,000人と増えているのですよね。それがまた落ちたということになれば、コロナ前の事情だけで結論を出してしまうというのはちょっと無理があるのではないのでしょうか。なかなか100円とてほかでは使えないですから、これも貴重でありますし、そういった点では利用されている方は大変ありがたいと思って利用はあれているのです。しかし、今のような経済状況の中では、やっぱり発生してくると2回のところを1回というのは、これは当然の流れとして生まれてくると思います。今の認識がそうではないということではあります、これから本格的な徴収にもなっていくしますので、ぜひ今回のようなこういう声もあるということも受け止めておいていただきたい、このように思います。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 申し訳ございません。

札内コミュニティプラザの関係ですが、私の認識違いでございました。

こちらフリースペースということで、1時間200円の料金設定がございます。こちらにつきましては、目的を持って一定時間そのスペースを占有する場合に料金が発生するものという扱いとしておりまして、休憩とかでそのスペースを使う場合には、料金は発生しないという運営をしてございます。以上です。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 老人福祉センターの利用の影響ですけれども、確かに中橋委員言われるように、実際に今まで無料で使えていたものが有料になりますので、例えば週5回使っていた方が回数を減らすとかということは、もしかしたらあるかもしれません。ただ、これにつきましては、今回使用料の見直しという部分で、利用者の方にもその趣旨を説明させていただいて、その上で有料という形で進んだものでありますので、ここはご理解をいただいているものと考えております。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かっているのです、利用者は。有料にしますよと言われて、はいと言っているのです。だけど、現実にはそこで従来のように利用しようかなと思うと、やっぱり自分のお財布と相談しながらのことになっていくというのが、現実だということをお聞きいただければいいのではないかと思います。

フリースペースですけれども、それぜひそうしたら管理人さんにも徹底していただく。目的を持って使用するということと、いわゆるそこがああいうスペースですからね、休憩という目的と言われれば目的です。何かに使うというよりは、テレビもありますし、自販機もあつたら、椅子もあつたら、やっぱりゆったりとなるではないですか。そういうことなのですよ。そのときに、実は200円かかるのですよと請求されているということなのですよ。

ですから、それを繰り返しません。そういう実態があるということ受け止めていただいて、改善に向けていただければと思います。

終わります。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 総括質疑につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 令和5年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書は3ページになります。

はじめに歳入総括についてです。

1款国民健康保険税から7款諸収入までの歳入合計については、調定額29億8,940万3,222円、収入済額29億2,336万934円、不納欠損額521万2,916円、収入未済額6,082万9,372円であります。

5ページになります。

歳出総括についてです。

1款総務費から7款諸支出金までの歳出合計につきましては、予算現額29億6,422万7,000円に対して、支出済額29億882万7,567円であります。

次に、6ページの右下の欄外をご覧ください。

令和5年度決算における歳入歳出差引残額は、1,453万3,367円であります。

このうち800万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰入れし、残りの653万3,367円を翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細について、ご説明いたします。

23ページまでお進みください。

はじめに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額8,235万5,000円に対して、支出済額8,037万3,557円あります。

1目一般管理費、国民健康保険一般管理事務事業は、担当職員9人分の人件費および事務的経費など国保事務に要した経費であります。

25ページになります。

2目連合会負担金、北海道国保連合会負担金事務事業は、医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2項徴税費、予算現額736万8,000円に対して、支出済額650万2,973円あります。

1目賦課徴収費、国民健康保険税賦課徴収事務事業は、国保税の賦課および徴収の事務に要した経費であり、18節負担金補助及び交付金、細節3は、滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

3項1目運営協議会費、予算現額33万1,000円に対して、支出済額13万8,560円であり、国保運営協議会事務事業は、28ページになりますが、委員報酬や費用弁償など幕別町国民健康保険運営協議会の運営に要した経費であります。

29ページになります。

2款1項保険給付費、予算現額18億8,259万5,000円に対して、支出済額18億3,206万3,226円あります。

1目療養諸費、保険給付事業および療養費支給事業は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いや療養費等であります。

2目高額療養費、高額療養費等支給事業は、高額療養費の支給に要した経費であります。

4目出産育児諸費、10件分の出産育児一時金の支給に要する費用であります。

5目葬祭諸費、37件分の葬祭費支給に要する費用であります。

2項1目傷病手当金については、支出ございません。

31ページになります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、予算現額6億6,933万4,000円に対して、支出済額同額であります。

1目医療給付費分は、一般被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2項1目後期高齢者支援金等分、予算現額2億103万円に対して、支出済額同額であります。一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3項1目介護納付金分、予算現額7,876万9,000円に対して、支出済額同額であります。

一般被保険者の介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

33 ページになります。

4 款 1 項共同事業拠出金、予算現額 1,000 円に対して、支出済額 137 円であります。  
退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

35 ページをお開きください。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額 3,175 万 6,000 円に対して、支出済額 3,093 万 1,532 円であります。特定健診・特定保健指導事業、12 節委託料細節 5 および細節 6 は同事業の委託に要した経費であり、細節 7 国保ヘルスアップ事業委託料は、特定健診未受診者勧奨事業や生活習慣病重症化予防事業、服薬管理事業の委託に要した経費であります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額 550 万円に対して、支出済額 529 万 8,148 円であり、保健衛生普及事業は、38 ページにわたりますが、被保険者の健康の保持、増進を図るために要した経費であります。

(15:09 内山委員 退席)

○住民生活部長(寺田 治) 39 ページになります。

6 款 1 項基金積立金、予算現額 18 万 7,000 円に対して、支出済額 18 万 6,835 円であり、国民健康保険基金への積立金であります。

41 ページをお開きください。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 484 万 1,000 円に対して、支出済額 419 万 9,599 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、令和 5 年度実績 57 件分の還付金であります。

3 目償還金、前年度の負担金の確定に伴う国および北海道への精算還付金であります。

4 目一般被保険者還付加算金、2 件分の還付加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

(15:10 藤原委員 着席)

○住民生活部長(寺田 治) 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページまでお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、調定額 7 億 2,809 万 6,195 円に対して、収入済額は 6 億 6,445 万 2,446 円、不納欠損額は 73 件で 521 万 2,916 円、収入未済額は 5,843 万 833 円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額 33 万 5,600 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 5,876 万 6,433 円であります。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分のみの収納実績を申し上げますと、過誤納金還付未済額を除き、1 節の医療給付費分については 98.11 パーセント、前年度比較 0.05 ポイントの減、3 節の後期高齢者支援金分については 98.16 パーセント、前年度比較、0.01 ポイントの減、5 節の介護納付金分については 98.1 パーセント、前年度比較 0.11 ポイントの増であります。

これらの現年課税分の合計の収納率については 98.12 パーセント、前年度比較 0.03 ポイントの減であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、現年度分の対象はおりませんでした。

9 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額および収入済額ともに 2 万円あります。

2 目出産育児一時金臨時特例国庫補助金、出産育児一時金の支給額引上げに伴う国からの補助金であります。

11 ページになります。

3 款道支出金、1 項道補助、調定額および収入済額ともに 18 億 9,787 万 5,224 円あります。

1 目保険給付費等交付金、保険給付費等に係る北海道の交付金で、1 節普通交付金は、療養の給付に要した費用に相当するもの、2 節特別交付金は、市町村の財政状況、その他の事情に応じ交付されたものであります。

13 ページになります。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額および収入済額ともに 18 万 6,835 円で、国民健康保険

基金の利子であります。

15 ページになります。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額および収入済額ともに 2 億 7,046 万 8,430 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節は、低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2 節は、保険者に対する国等の支援分、3 節は、未就学児に係る国民健康保険税、基礎分と後期高齢者支援金分の均等割額の減額措置分、4 節は、国保事務に係る担当職員の人件費等相当分、5 節は、出産育児一時金の給付に係る町の負担分、6 節は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分、7 節は、出産した被保険者の産前産後の期間に係る国保税の所得割保険税と均等割保険税の軽減措置分であります。

2 目基金繰入金、国民健康保険基金からの繰入金であります。

17 ページになります。

6 款 1 項繰越金、調定額および収入済額ともに 249 万 2,785 円で、前年度からの繰越金であります。

19 ページになります。

7 款諸収入、1 項延滞金及び過料、調定額および収入済額ともに 176 万 8,906 円あります。

1 目一般被保険者延滞金、一般被保険者 101 人分の延滞金であります。

4 項雑入、調定額 247 万 8,847 円に対して、収入済額 8 万 308 円、収入未済額は 239 万 8,539 円あります。

2 目一般被保険者第三者納付金、交通事故によって生じた保険給付について、加害者の加入する保険会社から損害賠償金として納入されたもの 2 件分あります。

21 ページになります。

6 目保険医療機関返還金、本目は、医療機関の不当または不正請求による返還金で、2 件分あります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2 点ですけれども、1 点目は 25 ページ徴収賦課に関わるかなと思ってお尋ねします。

保険税の未納世帯に対して、国民健康保険では短期証というのを発行していると思います。現在、何世帯に対して短期保険証を発行されているか。お子さんのいる家庭については、一月を経過したら郵送するという措置を取ってこられたと思いますが、それは実施されているか。さらにマイナンバーカードと健康保険証が一緒になるとなった場合に、この対応はどのようになされていくのか。

二つ目です。24 ページの一般管理費の中の 12 節委託料の細節 6 に、ジェネリック医薬品利用差額通知作成等委託料というのが 171 万 6,000 円使われています。これは何件、複数、同じ家に何回も行くというようなこともあって、何世帯に出されているのか。基本ジェネリックを使う、使わないはその本人の判断、意志だと思うのですけれども、この必要性について伺います。

（15：18 内山委員 着席）

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） はじめに短期証の交付世帯でございます。

こちらにつきましては、80 世帯に交付をしておりますが、現在は留め置きということはしておりませんので、全ての方に保険証は切れ目なく郵送している状況でございます。

それと、マイナ保険証一体になったことによる短期証の扱いですが、こちらマイナ保険証移行に伴って、短期証の考え方は廃止になるということでございます。

それから、ジェネリック医薬品利用差額通知作成等委託料でございますが、通知の延べ人数といたしましては 429 人に送付しておりますが、世帯数は把握してございません。

こちらの行う理由でございますが、あくまで我々からはジェネリックの医薬品を使ってこれだけ安くなりますよという通知をしております、それを選択する、しないというのは、本人の判断になります。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点目の短期証の考え方は廃止になるということではありますが、これはマイナンバーカードを持たない方にとっては、次からは資格確認書を保険証と同じように使用できるものが送付されるという確認をさせていただいていますが、同じ扱いになる。つまり、この中でマイナンバーカードを持たない、そして短期証の対象に今までなっていた、つまり滞納があったということですよ。その場合に、資格確認書というのは送られていくと考えてよろしいのでしょうか。止まってしまふ、廃止になるとなくなってしまう。無保険になるということではないと思うのですけれども、どうでしょうか。

ジェネリックの考え方なのですけれども、これ実際に受け取られた方からの声なのですけれども、病院でジェネリックにするかしないかというのは、当然、病院ではなくて薬局ですね。薬局で問合せがあり、それぞれが判断をしてよしとするか、それともジェネリックは使わないというようなことを返答し、それによって薬をもらってくるということです。その後から、町からこういう国保に入ってもらえる方に対して送ってくるということなのですけれども、実際に判断しても、例えばそれは今回ジェネリックを使っていないけれども、もし使った場合はこれだけですよという差額が表示されているのです。差額というのは、大体そのお薬にもよるでしょうけれども、そんなに大きいものではないのです。何円、何十円単位のもの記載があるわけです。それが封書 84 円をかけて毎回送られてくるということに対して、果たして自分の意志で決定することに対して、幾ら制度だからといって、後からそういったことを送ってくることに對するそういう気持ちになっていくか。では、これ受け取ったからジェネリックにしていくかということは、なかなか考えづらい。ジェネリックにするなら初めからしてきているということも含めていけば、この事業自体に 171 万 6,000 円をかけるその値があるのかということなのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） まず、短期証の関係でございます。

マイナ保険証をひも付けていない方、いわゆる資格確認書の対象になる方でございますが、こちらの方にも郵送でお送りいたします。有効期限も、今まで短期証は6か月でしたが、資格確認書の有効期限は1年間でございます。

それから、ジェネリックの関係でございますが、今、運用上は 10 円の以上の差額が生じる方を対象に年4回通知をしています。こちらにつきましては薬剤費の負担を少しでも減らしていただけるように、こちらとしては望んでおりますので、現行の制度をそのまま続けていく考えでございます。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ジェネリックを推奨するというのは、薬剤費を削減するという目的でありますから、それは恐らく国保運営協議会の中の考え方の一つだと思います。その上に立ってなのですけれども、一人ひとりの人たちが、ちょっと同じ質問になって申し訳ないのだけれども、選択をしてどちらを決めて薬局から頂いてきているわけですよ。したがって、幾らこちらからそう望むと出したとしても、それはご本人がこちらのほうが効く、あるいはジェネリックでも大丈夫だと、それを選択して決定して薬を頂いて帰ってきているわけですよ。そこに後日、いやいや、あなたのもらった薬、普通のもらってきましたと。ジェネリックだったら 10 円安かったですよというのが届く、1年に4回。患者さんの気持ちとしては、非常に何といたすのですか、寂しい思いがすると。薬、差額が 10 円、それも掛ける幾ら、個数によって変わりますから、何十円、何百円かになっていくこともあります。しかし、ならない、100 円未満のときも来ると。そのときの封書代と見ると、封書代のほうが高いのだということが実際に起きているのですよ。町の税金の使い方として、どうなのだといたすこともあります。

したがって、どういふのでしょね。これはあれですね。幕別町が選んでやっているといたすより、選べるのですか。それとも国保連合会の事業としてやりなさいといたすのでしょね、どっちでしょ。

○委員長（酒井はやみ） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） こちらのジェネリックの事業でございますが、国が推奨する事業でございます。ただ、こちらの郵送料等の財源につきましては、国から補填をされている状況となっているのと、あともこの通知を望まない方がいらっしやれば、ご連絡いただければ通知は出さないようにしてございます。

- 委員長（酒井はやみ） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） そう考えますと、町の考えで送る送らないは決めることができるということですね。国の事業ではあるけれども、やればその郵送料は来るけれども、しかし送る送らないというのは、町の委託されている幕別町として決めることができるという判断でいいですか。もしそうであるならば、171万円の使い方というのは、もう少し深めて改めて考える必要あると思うのですけれども、どうですか。
- 委員長（酒井はやみ） 住民生活部長。
- 住民生活部長（寺田 治） 市町村国保の財政状況は、大変よくお分かりだと思うのですけれども、少しでもやっぱり国保の財政を、今厳しいものですから抑えるためには、やっぱりこういう事業も進めていかないと、国の調整交付金も入ってこなくなってしまうものですから、できることは少しでも安くということで通知させていただいているのですが、10円でも20円でも安いお薬を使っていたくと、その分、保険者のほうで払うお金もその分安くなりますので、そういった意味で続けているわけですので、ご理解いただきたいと思います。
- 委員長（酒井はやみ） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 考え方としては理解いたします。国保の財政支出が減るということは、それも大事なことです。その上に立って、一人ひとりの町民の医療を受ける権利みたいなものもありますよね。そこは患者の身になる、町民の方が薬局で窓口で判断をして、問合せされますからね、どうですか。全く紹介も何もなくて、ただどんどん新しい薬が出されていくということでは、今ないですよ。ジェネリックにしますか、それともやっぱり新しいのでなければ駄目ですかと言われて判断して、負担金も患者さんは新しいのを取れば、それなりの負担もしてくるわけですよ。しかし、それが自分の体、今必要とする薬だと判断したら、やっぱりそれはジェネリックではないものを選んでくると。そういった過程があった上に、後ほど送られてくるということでもありますから、やっぱり私は考える必要があるのではないかと。
- ただ、今、部長言われたように、そのことによって交付税が避けられるとかやりかねませんから、国は。そういうことを考えれば痛しかゆしかなとは思いますが、もしそういう弊害がないのであれば、一考を要すると思います。
- 委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。  
（なしの声あり）
- 委員長（酒井はやみ） 国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。  
審査の途中ですが、この際15時45分まで休憩いたします。

15:36 休憩

15:45 再開

- 委員長（酒井はやみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
次に、認定第3号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。  
住民生活部長。
- 住民生活部長（寺田 治） 令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。  
決算書は44ページになります。  
はじめに、歳入総括についてであります。  
1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの歳入合計については、調定額4億7,858万1,699円、収入済額4億7,584万5,998円、不納欠損額24万4,900円、収入未済額249万801円であります。  
次に、歳出総括についてであります。  
46ページになります。  
1款総務費から3款諸支出金までの歳出合計については、予算現額4億8,993万2,000円に対して、支出済額4億7,409万1,650円であります。  
次に、47ページの右下の欄外をご覧ください。  
令和5年度決算における歳入歳出差引残額は175万4,348円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

58 ページまでお進みください。

はじめに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 799 万 4,000 円に対して、支出済額 679 万 758 円であります。

1 目一般管理費、後期高齢者医療一般管理事務事業は、担当職員 1 人分の人件費および事務経費など後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 103 万 3,000 円に対して、支出済額 85 万 7,543 円であります。

後期高齢者医療保険料徴収事務事業は、保険料の徴収事務に要した経費であります。

62 ページまでお進みください。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 4 億 7,985 万 5,000 円に対して、支出済額 4 億 6,615 万 6,849 円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金拠出事業は、事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであり、被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

64 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 105 万円に対して、支出済額 28 万 6,500 円であります。

保険料の還付金は 16 件分であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

48 ページにお戻りください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、調定額 3 億 4,853 万 6,969 円に対して、収入済額は 3 億 4,580 万 1,268 円、不納欠損額は 7 件で 24 万 4,900 円、収入未済額は 249 万 801 円であります。

なお、収入済額に過誤納金還付未済額 14 万 3,000 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 263 万 3,801 円であります。

現年度分のみの収納実績を申し上げますと、過誤納金還付未済額を除き 99.75 パーセントで、前年度と比較しますと 0.16 ポイントの増であります。

なお、広域連合全体の現年度分の収納率は 99.60 パーセントで、前年度と同率であります。

52 ページまでお進みください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額および収入済額ともに 1 億 2,870 万 6,881 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであり、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

54 ページになります。

4 款 1 項繰越金、調定額および収入済額ともに 47 万 9,349 円で、前年度からの繰越金であります。

56 ページになります。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、調定額および収入済額ともに 28 万 6,500 円であります。過年度の保険料に係る還付金 16 件分であり、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

4 項受託事業収入、調定額および収入済額ともに 57 万 2,000 円で、服薬通知事業に対する後期高齢者広域連合からの受託事業収入であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 4 号、令和 5 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 令和 5 年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

67 ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計については、調定額 29 億 6,219 万 7,932 円に対して、収入済額 29 億 5,957 万 667 円、不納欠損額 63 万 1,900 円、収入未済額 199 万 5,365 円であります。

69 ページをお開きください。

歳出総括についてであります。

1 款総務費から 6 款繰出金までの歳出総額につきましては、予算現額 28 億 8,711 万 6,000 円に対して、支出済額 26 億 9,760 万 2,851 円であります。

次に、70 ページの右下の欄外をご覧ください。

令和 5 年度決算における歳入歳出差引残額は 2 億 6,196 万 7,816 円であります。

このうち 6,879 万 1,358 円を地方自治法の規定に基づきまして、介護給付費準備基金に繰入れし、残りの 1 億 9,317 万 6,458 円を翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

91 ページまでお進みください。

はじめに、歳出についてであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,537 万 2,000 円に対して、支出済額 1,424 万 4,674 円あります。

1 目一般管理費、介護保険一般管理事務事業は、担当職員 2 人分の人件費および事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 126 万 4,000 円に対して、支出済額 122 万 280 円あります。

1 目賦課徴収費、介護保険料賦課徴収事務事業は、保険料の賦課および徴収の事務に要した経費であります。

93 ページになります。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,704 万 9,000 円に対して、支出済額 2,417 万 6,540 円あります。

1 目東十勝介護認定審査会費、東十勝介護認定審査会事務事業は、審査会の委員報酬および事務担当職員 1 人分の人件費など、審査会の運営に要した経費であります。

95 ページになります。

2 目認定調査等費、介護認定調査事業は認定調査に要した経費であります。

11 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,249 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 51 万 2,000 円に対して、支出済額 36 万 9,460 円あります。

97 ページになります。

協議会の委員報酬など協議会の運営に要した経費であります。

99 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 23 億 2,086 万 6,000 円に対して、支出済額 21 億 6,473 万 5,450 円あります。

1 目居宅介護サービス等給付費は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3 目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 8,256 万 1,000 円に対して、支出済額 7,124 万 6,359 円あります。

1 目介護予防サービス等給付費は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

101 ページになります。

3 項その他諸費、予算現額 231 万 1,000 円に対して、支出済額 218 万 2,805 円であります。

1 目審査支払手数料、介護報酬審査支払事務事業は、介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料であります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 5,726 万 5,000 円に対して、支出済額 5,277 万 3,819 円であります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 1,020 万円に対して、支出済額 719 万 2,880 円であります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対して、支出済額 30 万 2,027 円であります。

介護保険給付対象外の滑り止めバスマット購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 8,233 万 6,000 円に対して、支出済額 7,612 万 9,169 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して、基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給したものであります。

103 ページになります。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 13 万円に対して、支出済額 12 万 9,080 円で、介護給付費準備基金へ積み立てたものであります。

105 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額 7,885 万 2,000 円に対して、支出済額 7,831 万 5,874 円であります。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業における要支援 1、2 および事業対象者が利用する訪問型サービスおよび通所型サービスに係る給付費などでありあります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成などに係る経費であります。

107 ページになります。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算現額 997 万 1,000 円に対して、支出済額 925 万 5,965 円であります。

高齢者が介護の必要な状態になる時期を遅らせ、健康寿命を延ばすことができるよう介護予防普及啓発事業や、要支援、要介護になる恐れのある方への介護予防教室開催事業などに要した経費であります。

109 ページになります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 898 万 7,000 円に対して、支出済額 718 万 4,686 円であります。

1 目包括的支援事業費は、備考欄、上から二つ目の認知症総合支援事業は、認知症の方や家族を支援するための、認知症初期集中支援チームによる支援会議など専門職の活動に係る委託料と、行方不明の高齢者の捜索依頼があった場合に SOS ネットワーク事業協力機関に一斉配信するシステムの委託料などでありあります。

2 目任意事業費、111 ページになりますが、備考欄、上から二つ目のグループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業は、グループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助、三つ下の高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業は、道営とから野団地、シルバーハウジングに安否確認や生活相談のための生活援助員を派遣する事業であります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額 30 万円に対して、支出済額 17 万 8,888 円で、総合事業のサービスを提供した事業者を支払う報酬の審査に係る手数料であります。

113 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1 億 8,284 万 9,000 円に対して、支出済額 1 億 8,254 万 4,470 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金は、令和 4 年度以前分の保険料還付未済分 32 件を還付したものであります。

3 目償還金は、令和 4 年度の保険給付費等の確定に伴う国、道、支払基金への還付金であります。

115 ページになります。

6 款 1 繰出金、予算現額 589 万 1,000 円に対して、支出済額 542 万 425 円であります。

重層的支援事業に係る一般会計への繰出金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

71 ページまでお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 5 億 4,965 万 1,900 円に対して、収入済額は 5 億 4,702 万 4,635 円、不納欠損額は 18 件で 63 万 1,900 円、収入未済額は 199 万 5,365 円であります。

現年度分の収納率は、備考欄に記載の過誤納金還付未済額 47 万 1,700 円を除き 99.80 パーセントで、前年度と比較しますと、0.03 ポイントの減となっております。

73 ページになります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額、収入済額ともに 729 万 4,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

77 ページまでお進みください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額ともに 4 億 9,157 万 5,600 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は施設分が 15 パーセント、それ以外が 20 パーセントであります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額ともに 1 億 5,571 万 7,430 円であります。

1 目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたものであり、1 節の現年度分は介護給付費、総合事業ともに交付割合は 5.23 パーセントであります。

また、3 節の特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る国庫補助金であります。

2 目保険者機能強化推進交付金は、保険者による高齢者の自立支援、重度化防止に向けた介護予防や認知症対策などの評価指標に対する交付金であります。

3 目地域支援事業交付金は、総合事業および介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対する交付率は 20 パーセント、2 節の総合事業以外に対しては 38.5 パーセントとなっております。

4 目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者による介護予防健康づくり等に資する取組の評価指標に対する交付金であります。

5 目介護保険事業費国庫補助金は、介護報酬の改定に伴うシステム改修に対する補助金であります。

79 ページになります。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額、収入済額ともに 7 億 5,147 万 8,000 円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 27 パーセントであります。

2 目地域支援事業支払基金交付金は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。

81 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額ともに 3 億 8,447 万 4,575 円であります。

1 目介護給付費道負担金は、介護給付費に対する道の負担分で、負担率は施設分が 17.5 パーセント、それ以外が 12.5 パーセントであります。

2 項道補助金、調定額、収入済額ともに 1,263 万 39 円であります。

1 目地域支援事業道交付金は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対する交付率は 12.5 パーセント、2 節の総合事業以外に対しては 19.25 パーセントとなっております。

83 ページになります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額、収入済額ともに 12 万 9,080 円で、介護給付費準備基金利子であります。

85 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額ともに 3 億 8,297 万 8,342 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節は介護給付費に対する町の負担分で、負担率は 12.5 パーセント。

2 節、3 節は地域支援事業に対する町の負担分で、2 節が 12.5 パーセント、3 節が 19.25 パーセントであります。

4 節は、低所得者に対する保険料軽減分、5 節は、担当職員の人件費および事務費相当分でありま

す。

2 項基金繰入金、調定額、収入済額ともに 4,387 万 8,000 円で、介護給付費準備基金繰入金であります。

87 ページになります。

9 款 1 項繰越金、調定額、収入済額ともに 1 億 8,232 万 2,326 円であります。

89 ページになります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額、収入済額ともにゼロ円であります。

3 項 4 目雑入、調定額、収入済額ともに 6 万 8,640 円であります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 99 ページ、2 目の地域密着型介護サービス等給付費、3 目の施設介護サービス給付費に関わりまして、追加でいただきました資料 4 でありますが、それぞれの施設の申し込まれてまだ入所できていない方の状況、人数をお示しをいただきました。この中で、特に心配いたしますのは、下から 2 行目の在宅等おうちにいらっしゃる方で申込みをされて、①では、要介護 3 以上の方が合わせまして 12 人いらっしゃいます。それから、下の段では、同じく要介護 3 以上ということになれば 7 人いらっしゃいます。こういう方たちが、今現状の中では一番困っている状況にあるのではないかと思います。

例年お伺いしておりますけれども、いわゆる入所までの期間というのは、直近ではどのぐらい期間を必要としているでしょうか。それから、認定されている人の中で、認知症をお持ちの方、分かればお示してください。

次に、ページでいきますと 109 ページ、1 目包括的支援事業費の委託料の細節 5 認知症初期集中支援事業委託料、細節 6 SOS 見守りネットワーク委託料、これ、いずれも合わせまして約 50 万円の予算執行されておりますけれども、この実績についてお示ください。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 資料で介護度別の待機者数を提出したところでございますが、直近で入所された方で、最長の待機期間につきましては 3 年 6 か月でございます。

次に、認知度については、今の要介護 3 以上の方で、認知症があるかどうかについては、現在その数字はちょっと手持ちに持ち合わせてございません。申し訳ございません。

次に、認知症の初期集中支援事業の委託料の関係の実績でございますが、まず一つは、認知症の初期集中支援事業で、医療機関に委託したものでございます。支援対象者数とかはございませんけれども、去年の実績では事前相談の中で 1 件ございました。

そして、あと SOS の見守りネットワークの委託料でございます。情報システムの提供使用料と月額で 6 万 6,000 円でございます。現在、SOS のネットワークの協力機関数につきましては、153 の事業所でございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 施設であります。直近で 3 年 6 か月かかっているということでありまして、認知症の状況は分からないということでありまして、この数字から非常に困難な状況が見受けられます。結局、要介護 5 あるいは要介護 4 ということになりますと、ほとんど自分で自分のことができないうようなことで、恐らく在宅でありますから、介護支援員、ヘルパーさんなどの手助けを受けながら過ごされているのではないかとは思いますが、こういった状況というのは、今の現状で介護施設の人手不足などもありまして、入所までに至る期間、改善されず長引いてきている状況にあるのではないかとは思いますが、その辺の町としての押さえはどうでしょうか。

それと、私が知りたかったのは、110 ページの中で、実際に SOS 見守りネットワークなどに、要するに実際に町民が SOS をかけて、そしてこの事業によって、見つけていただくというようなことがあったのかなかったのか聞きたかったのですけれども、そういうものではないのですか。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 先ほどの最長の待機期間数でございます。実際には、申込みしている方というのはいろいろ事情がございますが、当然どうしても在宅で頑張りたいという方もいらっしゃいま

す。実際にこの申込み人数、待機者というか、申込みの方については、一番長い方は平成 20 年の 5 月に申込みはしているのですが、実際に選ばれているのですが、電話をした結果、まだ頑張りたいから施設に入らないという方もいらっしゃいます。その結果、昨年入所した方で最長の人数というのが、3 年という意味合いです。

なので、今、委員おっしゃったように、人手不足の問題等は当然介護施設では聞いております。おととも介護施設の方とちょっとお話ししましたが、施設の職員数を増やすにはどうしたらいいかという、そんなご相談とかも受けております。なので、町としては、今これから高齢者がまだどんどん増えていく中で介護施設の職員確保については、当然考慮すべき議題でございますので、それについては引き続き、町としても事業者と一緒に考えていきたいと考えております。

SOS ネットワークの昨年度の情報提供につきましては、1 件でございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 中橋委員。

○委員（中橋友子） SOS のほうは分かりました。

施設の入所まで長い方は平成 20 年からだということですが、ご本人あるいは家族が、まだまだおうちで大丈夫ですよという、そこは大丈夫でいいのだと思うのです。大丈夫ではない方で、入所を待っておられて、そして 1 年も 2 年も 3 年もということになる実態があるのかなかというところが把握をしたいところでありまして、人手不足を申し上げたのは、これまでも待機者はたくさんいらっしゃいました。それは、収容能力というか、それを定員を考えたらもともと定員があふれるという状況がありましたから。さらに、昨今の人手不足の状況によって、これが改善ではなくて、逆に悪化といいますか、困難になっているのではないかと、そういう状況を押さえていらっしゃるかどうかということをお尋ねしたのです。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 入所までの期間の関係でございますけれども、先ほど最長でということだったので、3 年 6 か月という形で回答したところでございます。しかしながら、実際に昨年入られた方 57 人いらっしゃるのですけれども、その中の平均での待機期間というのが、約 9 か月でございます。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 決算書の 110 ページ。3 項包括的支援事業費の、ここの成果のところの、町民向け・従事者向けの講演会の参加者数というのがありますが、達成率、実績では過去 3 年で 40、403、50 パーセントという、この前年度が 403 パーセントというのは、多分何か大きいイベントがあったのかなと思うのですけれども、この辺をちょっとご説明いただいてもいいですかね。

（「資料のページは」の声あり）

○委員（塚本逸彦） 資料、ごめんなさい、237 ページね。

もう一点、すみません。次のページです。資料の次のページ、238 ページの、認知症相談数、これも今年度、前年度まで 163、166 ときて、今年度半分ぐらいになっている、84 件ということなのですが、その辺も併せてお願いいたします。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、在宅医療の介護連携の町民向け・事業者向けの講演会の 1 件でございますけれども、こちらは、6 年の 2 月に開催しました専門職向けの講演会でございます。参加人数は 50 人でございます。

申し訳ございません。先ほどの在宅医療の人数が減った理由でございますけれども、令和 4 年度は、住民向けと専門職向けということで開催しましたけれども、令和 5 年度につきましては、専門職向けということで開催した関係で、人数が減っているということでございます。

次に、認知症の相談数、減っている理由でございますけれども、令和 4 年度までは、これ職員のほうで一件一件入力しているのですけれども、令和 5 年度は、これまでは認知症とか、いろんな事業も絡めた場合は認知症ということで、累計で入れていたのですけれども、令和 5 年度は認知症のみという形で入れているものですから、その集約の関係で人数が減っているということでございます。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 認知症相談数の件については、くくりが変わったということで理解しました。

この町民向け・従事者向けも、令和 5 年度は専門家だけということでしたけれども、これ何か町民

向けを企画をされなかったのは何か理由があるのですか。やっぱり目標数は100になっていますので、だからここで50ということは、もう少しあってもいいかなと思うのですけれども、そのあたりどうでしょう。

○委員長（酒井はやみ） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 令和4年度は、よくいう講演会という形で開催したのですが、令和5年度は、より介護の質を高めるために、専門職を対象にしてパネルディスカッションという形で開催したものですので、人数としましては50人という形になったところでございます。一般向けも一緒にやればよかったかというお話もあったのですが、それにつきましては、隔年という形でやっているものですから、住民向けにつきましては、今年度開催する予定になっております。

以上です。

○委員長（酒井はやみ） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 趣旨は分かりましたが、一応目標が100ということでしたので、これ50というのはどうかという部分があります。それで、やっぱり予算とかいろいろ都合はあると思うのですが、やっぱり町民向けのをやるというのは、やっぱりこれからの介護というのは、やっぱり地域の理解が欠かせないと思いますので、やっぱりそのあたりも含めて、よりPRして、町民向けも開催してほしいなと思います。その辺ちょっといかがでしょうか。

○委員長（酒井はやみ） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 町民向け、あと事業所向けの講演会ですが、同時に毎年多くを対象とした取組ができればいいのですが、とりあえず計画的に開催しようという考えでありまして、1年目は住民向けとして、2年目は従事者向けというような形を取ったところでありまして、今後ただ広く周知できるように、その開催方法等については、工夫をしていきたいと思っております。

○委員長（酒井はやみ） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第5号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和5年度幕別町簡易水道特別会計決算についてご説明申し上げます。

118ページをお開きください。

令和6年4月1日から、簡易水道事業は、地方公営企業法に基づく会計基準を適用し、水道事業会計と会計を統合しております。

官庁会計では5月31日まで前年度の伝票処理ができる出納整理期間がありますが、公営企業会計では出納整理期間がないことから、3月31日をもって打切決算となります。

これまで、出納整理期間に伝票処理してきた「未収金」や「未払金」は、今回から決算額として表示される「収入未済額」や「不用額」に含まれることになるため、令和4年度との決算比較が同条件ではできないことになります。

このため、参考として通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額について、口頭での説明になりますが、総括等の中で追加してご説明いたします。

それでははじめに、歳入総括についてであります。

1款分担金及び負担金から7款町債までの合計が、調定額6億6,560万3,542円に對しまして、収入済額6億4,572万5,408円、収入未済額1,987万8,134円であります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。調定額は同額の6億6,560万3,542円あります。對しまして、収入済額は6億6,516万4,255円、収入未済額は43万9,287円あります。

次に、歳出総括についてであります。

120ページをお開きください。

1款水道費と2款予備費の合計が、予算現額6億5,918万4,000円に對しまして、支出済額5億8,856万101円で、不用額が7,062万3,899円あります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。予算現額は同額の6億5,918万4,000円に對しまして、支出済額は6億4,641万7,789円、不用額が1,276万6,211円あります。

次に、121ページ右下の欄外をご覧ください。

令和5年度の歳入歳出差引残額は5,716万5,307円あります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の歳入歳出差引残額は2,117万1,830円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、136ページをお開き下さい。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額6億5,908万4,000円に対しまして、支出済額5億8,856万101円であります。

1目一般管理費、簡易水道一般管理事務事業765万4,940円は、簡易水道に関する経常的な経費であり、26節公課費は、令和4年度の消費税が一部還付されたことから、令和4年度分の確定申告に伴う支出はなく、令和5年度の間申報告分のみの消費税となっております。

次に、簡易水道使用料収納事務事業835万4,629円は、使用料の収納事務に要した経費であり、12節委託料、細節5検針委託料が主なものであります。

次に、簡易水道公営企業法適用事業689万9,259円は、公営企業会計の適用に要した経費であり、事務補助として会計年度任用職員1名分の人件費と公営企業会計移行業務の委託料であります。

139ページになります。

簡易水道施設維持管理事業9,251万2,458円は、簡易水道施設の維持管理に要した経費であり、10節需用費は、各施設の電気料と修繕料が主なものであります。

11節役務費、細節15は、水道法により定められている水質検査に要した経費、12節委託料、細節1は、簡易水道施設29か所の管理点検に係る委託料に要した経費であります。

141ページになります。

簡易水道給水設備整備事業240万1,262円は、検定満了に伴う量水器133件分の取替工事に要した経費であります。

次に、簡易水道施設整備事業2億9,138万694円は、配水管の布設や施設の更新等に要した経費であり、14節工事請負費は、各簡易水道の施設整備や中央監視システムの更新に要した経費、18節負担金補助及び交付金、細節3は、北海道で施工している駒畠中里地区営農用水事業の事業費負担金であります。

下段の起債元金償還事務事業1億5,793万5,027円は、起債元金の償還に要した経費であります。

143ページになります。

起債利子償還事務事業2,142万1,832円は、起債利子の償還に要した経費であります。

144ページになります。

2款1項予備費、予算現額10万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

122ページへお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額1,353万円に対しまして、同額収入であり、水道管移設等に伴う工事負担金であります。

124ページになります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額9,785万1,622円に対しまして、収入済額8,434万6,008円、収入未済額1,350万5,614円であります。

現年賦課分と滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は86.09パーセントとなっております。

通常の官庁会計に置き換えた場合の現年分の収入済額は9,730万4,897円ありますことから、収納率は99.90パーセントとなり、前年度と比較すると0.01ポイントの増であります。

2項手数料、調定額20万5,200円に対しまして、同額収入であり、給水申請に係る新設6件分の手数料であります。

126ページになります。

3款道支出金、1項道委託金、調定額97万3,280円に対しまして、収入済額ゼロ円、収入未済額が97万3,280円あります。

3月31日の打切決算時において、収入未済となっていた97万3,280円については、同額を4月に収入しており、北海道で施工した営農用水事業における監督等補助の道委託金であります。

128ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額2億1,070万9,876円に対しまして、収入済額2億773万6,000円、収入未済額297万3,876円であり、一般会計からの繰入金であります。

収入未済額については、物価高騰負担軽減対策として実施した7か月間の水道基本料金の無償化に対する一般会計からの繰入金であり、4月に同額を収入しております。

130 ページになります。

5 款 1 項繰越金、調定額 1,163 万 2,820 円に対しまして、同額収入であり、前年度からの繰越金であります。

132 ページになります。

6 款諸収入、1 項雑入、調定額 242 万 8,244 円に対しまして、収入済額 2,880 円、収入未済額 242 万 5,364 円であり、北海道電力および NTT の電柱の公共用地使用料であります。

収入未済額については、北海道が施工した営農用水事業における負担金の額の確定に伴う戻入金であり、4 月に同額を収入しております。

2 項消費税還付金、調定額 17 万 2,500 円に対しまして、同額収入であり、令和 4 年度の間申告の際に支払った消費税の一部が還付されたものであります。

134 ページになります。

7 款 1 項町債、調定額 3 億 2,810 万円に対しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、令和 5 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和 5 年度、幕別町公共下水道特別会計決算についてご説明申し上げます。

147 ページをお開きください。

さきにご説明した簡易水道事業と同様に、公共下水道事業につきましても、令和 6 年 4 月 1 日から地方公営企業法に基づく会計基準を適用し、個別排水処理事業および農業集落排水事業と会計を統合した、下水道事業会計に移行しております。

このため、3 月 31 日での打切決算となり、出納整理期間がありませんので、参考として通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額について、総括等で追加してご説明いたします。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの合計が、調定額 13 億 8,540 万 9,301 円に対しまして、収入済額 13 億 3,083 万 8,498 円、不納欠損額 12 万 6,679 円、収入未済額 5,444 万 4,124 円であります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。調定額は、同額の 13 億 8,540 万 9,301 円に対しまして、収入済額は 13 億 8,254 万 3,754 円、不納欠損額は同額の 12 万 6,679 円、収入未済額は 273 万 8,868 円であります。

149 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 14 億 1,261 万 4,000 円に対しまして、支出済額 13 億 4,059 万 1,718 円、翌年度繰越額 2,260 万 5,000 円、不用額が 4,941 万 7,282 円であります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。予算現額は、同額の 14 億 1,261 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 13 億 5,705 万 6,442 円、翌年度繰越額は同額の 2,260 万 5,000 円、不用額が 3,295 万 2,558 円であります。

次に、150 ページ右下の欄外をご覧ください。

令和 5 年度の歳入歳出差引不足額は、975 万 3,220 円であります。

なお、通常の官庁会計に置き換えた場合の歳入歳出差引額は不足が生じず、2,548 万 7,312 円の残額となっております。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、165 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1 億 2,860 万円に対しまして、支出済額 1 億 1,662 万 3,404 円あります。

1 目一般管理費、公共下水道一般管理事務事業 8,780 万 3,047 円は、会計全般の管理に要する経常

的な経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、18節負担金補助及び交付金、細節5は、十勝川流域下水道の運営に係る経費の負担金、26節公課費は、令和4年度の確定申告分と令和5年度の間申告分の消費税となっております。

次に、公共下水道使用料収納事務事業2,666万1,827円は、使用料の収納事務に要した経費で、水道事業会計への負担金であります。

下段の公共下水道公営企業法適用事業215万8,530円は、公営企業会計の適用に要した経費で、公営企業会計移行業務の委託料であります。

167ページになります。

2款事業費、1項下水道施設費、予算現額5億4,530万円に対しまして、支出済額5億497万4,494円であります。

なお、繰越明許費の2,260万5,000円は、下水道施設建設事業の泉町雨水排水ポンプ所電気計装設備更新工事の工事費全額と、北海道が実施する流域下水道建設事業の負担金の一部を令和6年度に繰り越したものであります。

1目下水道建設費、下水道施設建設事業5億497万4,494円は、施設整備に要した経費であり、担当職員3名分の人件費のほか、12節委託料、細節6、細節7は、下水道処理区統合に係る管渠工事に係る設計と浄化センターの耐震調査に要した経費、細節8は、水防法改正に伴う内水浸水想定区域図作成のための調査に要した経費であります。

14節工事請負費は、170ページになります。

細節2は、前年度からの繰越し工事で、全額前年度予算の繰越しによるものです。

細節3は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事で、令和5年度の整備延長は1,867メートルであります。

18節負担金補助及び交付金は、北海道が事業主体の流域下水道建設事業の負担金が主なものであり、そのうち74万7,500円は前年度予算からの繰越しによるものであります。

2項下水道管理費、予算現額1億4,645万3,000円に対しまして、支出済額1億2,683万3,961円であります。

1目浄化センター管理費、浄化センター維持管理事業9,623万8,691円は、幕別浄化センターの維持管理に要した経費であり、年間流入汚水量52万6,147立法メートルの汚水処理をしたものであります。

2目札内中継ポンプ場管理費、札内中継ポンプ場維持管理事業2,054万1,320円は、札内中継ポンプ場の維持管理に要した経費であり、年間流入汚水量168万3,268立法メートルを十勝川浄化センターへ圧送したものであります。

171ページになります。

3目管渠維持管理費、管渠維持管理事業1,005万3,950円は、管渠やマンホール、公共ます、雨水排水ポンプ所等の維持管理に要した経費であり、12節委託料、細節1の雨水排水ポンプ所の管理委託や、14節工事請負費の管渠等補修工事が主なものであります。

173ページになります。

3款1項公債費、予算現額5億9,216万1,000円に対しまして、支出済額5億9,215万9,859円あります。

起債償還に要した経費であります。

175ページになります。

4款1項予備費、予算現額10万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

151ページへお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額84万140円に対しまして、同額収入であり、8件分の受益者負担金であります。

153ページになります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額3億3,911万5,877円に対しまして、収入済額2億8,454万5,074円、不納欠損額12万6,679円、収入未済額5,444万4,124円あります。

現年賦課分と滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は84.19パーセントとなっております。

通常の官庁会計に置き換えた場合の現年分の収入済額は、3億3,479万1,692円ありますことから、収納率は99.56パーセントとなり、前年度と比較すると0.04ポイントの減であります。

155 ページになります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 2 億 2,751 万 2,000 円に対しまして、同額収入であり、国庫補助金は社会資本整備総合交付金であります。

157 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 4 億 9,934 万 7,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

159 ページになります。

5 款 1 項繰越金、調定額 1,148 万 6,772 円に対しまして、同額収入であり、前年度からの繰越金であります。

161 ページになります。

6 款諸収入、1 項雑入、調定額 41 万 6,812 円に対しまして、同額収入であり、浄化センター管理棟に設置している水道施設監視装置に係る負担金が主なものであります。

2 項消費税還付金、調定額 189 万 700 円に対しまして、同額収入であり、令和 4 年度の間申告の際に支払った消費税の一部が還付されたものであります。

163 ページになります。

7 款 1 項町債、調定額 3 億 480 万円に対しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、令和 5 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和 5 年度、幕別町個別排水処理特別会計決算についてご説明申し上げます。

178 ページをお開きください。

公共下水道特別会計においてご説明申し上げましたとおり、本会計も令和 6 年 4 月 1 日から公営企業会計に移行しております。

3 月 31 日での打切決算となっておりますので、参考として通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額について、総括等で追加してご説明いたします。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの合計が、調定額 2 億 2,455 万 6,275 円に対しまして、収入済額 2 億 1,955 万 775 円、収入未済額 500 万 5,500 円であります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。調定額は同額の 2 億 2,455 万 6,275 円に対しまして、収入済額は 2 億 2,449 万 1,875 円、収入未済額 6 万 4,400 円であります。

180 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 2 億 2,468 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2 億 1,787 万 3,679 円、不用額が 680 万 9,321 円であります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。予算現額は同額の 2 億 2,468 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 1,895 万 6,429 円、不用額は 572 万 6,571 円であります。

次に、181 ページ右下の欄外をご覧ください。

令和 5 年度の歳入歳出差引残額は 167 万 7,096 円であります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の歳入歳出差引残額は 553 万 5,446 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、194 ページをお開き下さい。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 506 万 2,000 円に対しまして、支出済額 225 万 7,640 円あります。

1 目一般管理費、個別排水処理一般管理事務事業 9 万 9,110 円は、個別排水処理に係る経常的な経費であります。

次に、個別排水処理公営企業法適用事業 215 万 8,530 円は、公営企業会計移行業務の委託料であります。

196 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 6,328 万 3,000 円に対しまして、支出済額 6,245 万 1,831 円であります。

1 目排水処理建設費、個別排水処理施設建設事業 6,245 万 1,831 円は、合併浄化槽の整備に要した経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、14 節工事請負費は、合併浄化槽 16 基分の整備に要した経費であります。

2 項排水処理管理費、予算現額 7,912 万 9,000 円に対しまして、支出済額 7,605 万 6,710 円であります。

1 目排水処理施設管理費、個別排水処理施設維持管理事業 7,605 万 6,710 円は、合併浄化槽 797 基分の維持管理に要した経費であります。

11 節役務費の汚泥汲取料や、12 節委託料の保守管理および清掃に係る委託料が主なものであります。

198 ページになります。

3 款 1 項公債費、予算現額 7,710 万 9,000 円に対しまして、支出済額 7,710 万 7,498 円あります。起債償還に要した経費であります。

200 ページになります。

4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

182 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 207 万 1,000 円に対しまして、同額収入であり、個別排水処理施設 16 基分の受益者分担金であります。

184 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3,049 万 8,490 円に対しまして、収入済額 2,549 万 2,990 円、収入未済額 500 万 5,500 円あります。

現年賦課分と滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 83.68 パーセントとなっております。

通常の官庁会計に置き換えた場合の現年分の収入済額は 3,041 万 7,800 円ありますことから、収納率は 99.91 パーセントとなり、前年度と比較すると 0.04 ポイントの減であります。

186 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 4,501 万 7,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

188 ページになります。

4 款 1 項繰越金、調定額 351 万 3,485 円に対しまして、同額収入であり、前年度からの繰越金であります。

190 ページになります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、こちらにつきましても、幕別町水洗便所改造等資金貸付制度の利用者がおりませんでしたので、当該貸付金の元利収入はありませんでした。

2 項消費税還付金、調定額 25 万 6,300 円に対しまして、同額収入であり、令和 4 年度の間申告の際に支払った消費税の一部が還付されたものであります。

192 ページになります。

6 款 1 項町債、調定額 4,320 万円に対しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(酒井はやみ) 異議がないようですので、本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行います。

次に、認定第8号、令和5年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長(小野晴正) 令和5年度、幕別町農業集落排水特別会計決算についてご説明申し上げます。203ページをお開きください。

公共下水道特別会計および個別排水処理特別会計と同様に、本会計も令和6年4月1日から公営企業会計に移行しておりますので、参考として通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額について、総括等で追加してご説明いたします。

はじめに、歳入総括についてであります。

1款使用料及び手数料から6款町債までの合計が、調定額9,266万8,429円に対しまして、収入済額8,507万3,646円、収入未済額759万4,783円であります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。調定額は同額の9,266万8,429円に対しまして、収入済額は9,257万7,947円、収入未済額は9万482円であります。

205ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から4款予備費までの合計が、予算現額9,474万2,000円に対しまして、支出済額8,585万9,156円、不用額が888万2,844円あります。

通常の官庁会計に置き換えた場合の決算額であります。予算現額は同額の9,474万2,000円に対しまして、支出済額は8,991万8,043円、不用額は482万3,957円あります。

次に、206ページ右下の欄外をご覧ください。

令和5年度の歳入歳出差引歳入不足額は78万5,510円あります。

なお、通常の官庁会計に置き換えた場合の歳入歳出差引額は不足が生じず、265万9,904円の残額となっております。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、219ページをお開き下さい。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額285万2,000円に対しまして、支出済額276万3,584円あります。

1目一般管理費、農業集落排水処理一般管理事務事業60万5,054円は、事務的経費であり、26節公課費は、令和4年度の確定申告分の消費税であります。

次に、農業集落排水公営企業法適用事業215万8,530円は、公営企業会計移行業務の委託料であります。

221ページになります。

2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額6,829万円に対しまして、支出済額5,959万7,223円あります。

1目排水処理施設管理費農業集落排水処理施設維持管理事業4,669万5,395円は、忠類浄化センターの維持管理に要した経費であり、年間流入汚水量10万749立法メートルの汚水処理をしたものであります。

12節委託料、細節1は、処理場の管理業務に要した経費、14節工事請負費は、機械設備の更新に要した経費であります。

次に、農業集落排水処理施設整備事業1,012万8,800円は、忠類浄化センター自家発電設備の新設および老朽化した設備の更新に係る実施設計に要した経費であります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、農業集落排水処理施設管渠維持管理事業277万3,028円は、マンホールポンプ更新工事など管渠の維持管理に要した経費であります。

225ページになります。

3款1項公債費、予算現額2,350万円に対しまして、支出済額2,349万8,349円あります。

起債償還に要した経費であります。

227ページになります。

4款1項予備費、予算現額10万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます

207 ページへお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,643 万 694 円に対しまして、収入済額 1,390 万 311 円、収入未済額 253 万 383 円であります。

現年賦課分と滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 84.80 パーセントとなっております。

通常の官庁会計に置き換えた場合の現年分の収入済額は 1,628 万 5,633 円でありますことから、収納率は 99.70 パーセントとなり、前年度と比較すると 0.01 ポイントの減であります。

209 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 506 万 4,400 円に対しまして、収入済額ゼロ円、収入未済額が 506 万 4,400 円であります。

3 月 31 日の打切決算時における収入未済額については、同額を 4 月に収入しており、農業集落排水処理施設整備事業の実施設計に係る農山漁村地域整備交付金であります。

211 ページになります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 3,169 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還基金利子であります。

213 ページになります。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 85 万 5,506 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 5,324 万 7,000 円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

215 ページになります。

5 款 1 項繰越金、調定額 366 万 7,660 円に対しまして、同額収入であり、前年度からの繰越金であります。

217 ページになります。

6 款 1 項町債、調定額 1,340 万円に対しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、令和 5 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和 5 年度、幕別町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

230 ページをお開きください。

令和 5 年度の決算報告書であります。

こちらは、予算執行状況を示したものでありますので、消費税込みの表記となっております。

はじめに、収益的収入および支出であります。

上段、収入の 1 款水道事業収益、予算額 5 億 7,963 万円に対しまして、決算額 5 億 8,068 万 4,895 円であります。

次に、支出の 1 款水道事業費用、予算額 5 億 5,002 万 9,000 円に対しまして、決算額 5 億 2,851 万 8,336 円であります。

232 ページになります。

次に、資本的収入および支出であります。

上段、収入の 1 款資本的収入、予算額 2 億 5,809 万 6,000 円に対しまして、決算額 1 億 4,109 万 5,498 円であります。

次に、支出の 1 款資本的支出、予算額 5 億 6,031 万 6,000 円に対しまして、決算額 4 億 872 万 8,066 円であります。

表の下に記載しておりますとおり、資本的収入が支出に対して不足する額 2 億 6,763 万 2,568 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 2,303 万 7,213 円と、過年度分損益勘定留保資金 6,749 万 8,563 円および当年度分損益勘定留保資金 1 億 7,709 万 6,792 円を財源として補填したものであります。

234 ページになります。

このページは損益計算書であり、公営企業である水道事業会計の令和5年度における収益、費用、利益を取りまとめた経営成績表であります。

1、営業収益は4億5,203万1,505円、2、営業費用は4億8,035万24円、営業利益がマイナス2,831万8,519円であります。

3、営業外収益は8,390万9,114円、4、営業外費用は2,682万3,406円、その差額が右側の5,708万5,708円、経常利益および当年度純利益が2,876万7,189円、前年度の未処分利益剰余金と当年度純利益を合算した当年度未処分利益剰余金は12億2,756万289円であります。

右の235ページになります。

このページから237ページまでは貸借対照表であり、公営企業会計の財政状況を明らかにするため、資産、負債、資本の状態を表したものであります。

最初に、資産の部であります。

1、固定資産につきましては、合計が52億8,704万2,340円、2、流動資産の合計は6億3,822万2,128円、固定資産と流動資産を合算した資産の合計が59億2,526万4,468円であります。

236ページになります。

次に、負債の部であります。

3、固定負債につきましては、合計が14億4,981万6,087円、4、流動負債の合計は2億286万981円、5、繰延収益の合計は15億92万268円となり、これらを合算した負債の合計は31億5,359万7,336円であります。

次に、資本の部であります。

6、資本金は12億9,923万7,333円、7、剰余金につきましては、資本剰余金の合計が2億2,386万9,510円、右の237ページになります。

利益剰余金の合計が12億4,856万289円、剰余金の合計は14億7,242万9,799円となり、資本金と剰余金を合算した資本の合計額が27億7,166万7,132円、負債の合計額と資本の合計額を合算した負債資本合計額が59億2,526万4,468円となり、235ページに記載の資産の合計額と一致するものであります。

238ページと239ページは、剰余金の計算表となっており、説明は割愛させていただきます。

次に、240ページをお開きください。

このページから243ページまでは、令和5年度幕別町水道事業報告書であります。

はじめに、1、概要の総括事項であります。

令和5年度の経常収益につきましては5億3,594万1,000円となり、前年度と比較して595万6,000円、率にして1.1パーセントの減となったものであります。

主な要因といたしましては、人口が184人減少したことにより、年間有収水量が2万2,525立方メートルの減となり、給水収益が減少したものであります。

次に、経常費用ですが、5億717万3,000円で、前年度に比べ2,411万2,000円、率にして5.0パーセントの増となったものであります。

主な要因といたしましては、減圧弁2基の分解整備により修繕費が増加したことや、減価償却費などが増加したことによるものであります。

以上により、当年度の純利益は2,876万7,000円となり、年度末の未処分利益剰余金は12億2,756万円となっております。

有収率につきましては、4か所の漏水修理を行うなど有収率の向上に努めた結果、年間有収率が89.2パーセント、前年度比0.6ポイントの増となっております。

次に、2、経営指標に関する事項であります。

令和5年度決算における経営の健全性を示す経常収支比率は、給水収益の減少等により、前年度比6.51ポイント減の105.67パーセントとなっておりますが、健全経営の水準とされる100パーセントを上回っているため、経営は健全であります。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比6.96ポイント減の99.97パーセントとなっておりますが、事業に必要な費用を給水収益でおおむね賄えているため、妥当な料金水準であると考えております。

一方で、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.72ポイント増の54.67パーセントであり、全国平均よりやや高い水準となっております。

また、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比 0.9 ポイント増の 21.52 パーセントとなっており、施設の老朽化が進んでいる状況を示しているものであります。

このことから、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持し、計画的に施設の更新を進めていくものであります。

241 ページになります。

2 の工事についてであります。

計量法に基づく量水器取替工事につきましては、合計で 1,452 件を実施し、配水本管の布設工事につきましては、合計で 1,303.78 メートルを実施したものであります。

242 ページになります。

3 の業務、(1) 業務量についてであります。

令和 5 年度における年度末給水人口は 2 万 2,442 人であり、前年度と比べ 184 人の減、年度末給水戸数は 1 万 1,246 戸であり、前年度と比べ 90 戸の増、年間総給水量は 235 万 3,578 立方メートルであり、前年度と比べ 4 万 1,999 立方メートルの減、年間有収水量は 209 万 8,997 立方メートルであり、前年度と比べ 2 万 2,525 立方メートルの減となっております。

次に、(2) 事業収入に関する事項および次のページの (3) 事業費用に関する事項につきましては、後ほど明細書でご説明いたします。

4 の会計、(2) 企業債の概況につきましては、表の一番右列の下段が当年度末残高の合計であり、15 億 8,597 万 6,583 円となっております。

244 ページをお開きください。

こちらは、令和 5 年度幕別町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書であり、現金の流れに着目して財務状況を表したものであります。

I、業務活動によるキャッシュ・フロー、II、投資活動によるキャッシュ・フロー、III、財務活動によるキャッシュ・フローの合計が、右ページ中段に記載の当年度における現金および現金同等物の増加額で 5,179 万 2,568 円のマイナスとなり、前年度末の残高と合算した当年度末における現金および現金同等物の残高は 5 億 3,035 万 8,280 円であります。

246 ページをお開きください。

こちらは、令和 5 年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 2,044 万 9,282 円は、水道使用料であります。現年賦課分および滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.64 パーセント、前年度と比較しますと 0.03 ポイントの減であります。

2 目他会計補助金 2,755 万 5,523 円は、物価高騰の影響による住民等への負担軽減対策として実施した 7 か月間の水道料金の基本料金無償化に対する一般会計からの補助金であります。

3 目その他営業収益 402 万 6,700 円は、給水工事に伴う加入負担金と申請事務手数料が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 28 万 8,788 円は預金利息であり、3 目長期前受金戻入 5,900 万 7,412 円は、過年度において固定資産等の減価償却固定資産の取得に充当した補助金等を収益化するもので、減価償却費に応じて分割して計上しているものであります。

7 目雑収益 2,461 万 2,914 円は、下水道使用料に係る収納業務の受託収入が主なものであります。

247 ページになります。

次に支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 1 億 3,434 万 636 円は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用であります。

2 目配水及び給水費 4,955 万 8,747 円は、職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は施設管理委託料及び漏水調査業務等に要した経費、16 節修繕費は漏水修理等に要した経費であります。

248 ページになります。

5 目総係費 6,034 万 6,437 円は、職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料は、検針業務委託料、14 節手数料は、口座振替およびコンビニ収納手数料であります。

6 目減価償却費 2 億 3,082 万 197 円は、減価償却資産の取得価格を耐用年数に応じて分割して経費計上しているものであり、7 目資産減耗費 528 万 4,007 円は、配水管の布設替え等に伴い固定資産を

除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息2,681万8,366円は、企業債の償還利息であります。

5目雑支出5,040円は過誤納還付金、右の249ページの4項1目予備費については、支出がありませんでした。

250ページをお開きください。

こちらは、令和5年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

こちら金額は消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入であります。

1款資本的収入、1項1目企業債1億2,290万円は、企業債の借入れ、4項補助金、1目国庫補助金180万円は、幕別地区と札内地区に設置する緊急遮断弁の設計に係る補助金であります。

6項1目負担金1,639万5,498円は、道路工事に伴う水道管移設の負担金であります。

251ページになります。

次に、支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費1億9,870万8,240円は、職員1名分の人件費のほか、幕別本通ほか6路線の配水管整備に要した経費が主なものであります。

2目営業設備費4,063万9,851円は、1,452件の検定満了量水器取替工事に要した経費が主なものであります。

4項1目企業債償還金1億4,634万2,762円は、企業債元金の償還金であります。

次のページの、252ページと253ページは固定資産明細書、その次の254ページ、255ページは企業債明細書、256ページは注記、257ページから259ページは精算表であり、説明については割愛させていただきます。

以上で、幕別町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（酒井はやみ） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 水道事業会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りします。

認定第1号、令和5年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第2号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第3号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（酒井はやみ） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第4号、令和5年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(酒井はやみ) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第5号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(酒井はやみ) 異議なしと認めます

したがって、令和5年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第6号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(酒井はやみ) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第7号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(酒井はやみ) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第8号、令和5年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(酒井はやみ) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第9号、令和5年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

○委員長(酒井はやみ) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定しました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの令和5年度幕別町各会計決算9議件の審査を全て終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査いただきましたことを、心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことにお礼を申し上げます。

不慣れな委員長でありましたが、皆さまのおかげをもちまして、無事審査を終了することができました。委員長として、心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

[閉会]

○委員長（酒井はやみ） これをもちまして、令和5年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

17：18 閉会